

## 飯塚桃葉と波濤蒔絵鞍の制作

大橋俊雄<sup>1</sup>

[Toshio Ohashi<sup>1</sup>: Iizuka Toyo and the saddle that he designed waves]

要旨：江戸時代の徳島藩主である蜂須賀家が所持していた波濤蒔絵鞍（現在個人蔵、徳島県指定文化財）について、この鞍が安永9年（1780）に幕府鞍打の辻山城守政雄から贈呈されたものであること、天明元年（1781）に藩御抱蒔絵師の飯塚桃葉が阿波の鳴門意匠を蒔絵したことを、文献史料を用いて明らかにする。

キーワード：漆工、蒔絵、鞍、大坪道禪、鳴門、観松斎、飯塚桃葉

### はじめに

波濤蒔絵鞍（個人蔵、図1～3）は、同意匠の鏡（徳島市立德島城博物館蔵）とともにかつて徳島藩主蜂須賀家に伝来し、御抱蒔絵師の観松斎飯塚桃葉が蒔絵をほどこしている。明治32年（1899）には、日本美術協会の春季美術展覧会に、観松斎作鳴門蒔絵、大坪入道禪作として蜂須賀茂韶が出品している（青木、2001）。この鞍について、蜂須賀家が入手し、装飾をあらためた経緯を明らかにしたい。

### 1. 波濤蒔絵鞍の概要

まず波濤蒔絵鞍（以下、波濤鞍と略称する）の概要を述べる。

木製漆塗の海有鞍。両輪の表面にはうねり逆巻く波を意匠し、中央に左万字紋を据える。波は金、青金、銀の肉合研出蒔絵で、線を付描し、飛沫を金銀鋳で表す。左万字紋は金金貝で、万字と輪を一枚板で成形し、魚々子を打った別板を間地にはめる。蒔絵の背景は梨地で、大小2種類の金鱧粉を透漆で塗りこめて研ぎ出す。両輪の縁は金地、裏面は詰梨地、居木の表面は詰梨地、縁は金地、裏面は黒塗である。

前輪の州浜形縁に「大坪道禪作」（図4）、右爪先に「観松斎〈花押〉」（図5・6）の金蒔絵銘がある。室町時代の鞍打の名工大坪道禪が作ったとされる鞍に、観松斎飯塚桃葉が髹漆と蒔絵をほどこしたことがわかる。

阿波の鳴門は、今の兵庫と徳島の県境となる鳴門海峡

にあり、渦潮の奇観でひろく知られている。歌に詠まれた名所で、江戸時代には蜂須賀家が領し、同家の家紋が左万字であった。絵画では、荒波と岩で鳴門をしめす作品があるが、波濤鞍では、藩主の家紋と波でそれを象徴させている。

### 2. 飯塚桃葉の事跡

波濤鞍に蒔絵を行った観松斎飯塚桃葉について事跡をまとめたい。

桃葉は初名源六、諱秀久で、宝暦14年（明和元、1764）5月に10代藩主重喜に召し出された。15人扶持刀番支配で、桃葉の名と観松斎知足の細工銘をいただいた。江戸に住んだが、はじめだれに漆工技術を学んだかなど、召出前の経歴は不明である。

明和3年（1766）正月には、藩士に準じる身分を与えられた。同年6月までに、越後国長岡藩主牧野忠寛所用の兎蒔絵印籠、雲霞桜花散蒔絵印籠、千鳥蒔絵印籠（いずれも長岡藩主 牧野家史料館蔵）を制作した。同4年12月に、惣髪、小普請組格と熨斗目着用御免、御次末御目見を仰せ付けられ、たびたび席画を披露した。

明和5年8月に、幕府奥絵師狩野栄川典信の下絵により進物用の料紙箱・硯箱1組と硯箱1つ、別に印籠2つを仕上げ、11月に褒美をもらった。同6年には、正月に例年のとおり鶴蒔絵盃1組を納め、8月に幕府奥右筆の柴村盛方に渡す浪柳蒔絵印籠を作った。同7年6月に御直支配となり、同8年11月に百草蒔絵薬筆筒（根津美術館蔵）を仕上げた（多比羅、2011）。なお同5年か

2018年12月2日受付、12月26日受理。

<sup>1</sup> 徳島県立博物館、〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園。Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Hachiman-chō, Tokushima 770-8070, Japan.



图 1. 波涛蒔絵鞍 個人蔵.



图 2. 波涛蒔絵鞍 個人蔵.



図3. 波濤蒔絵鞍 後輪（部分） 個人蔵.

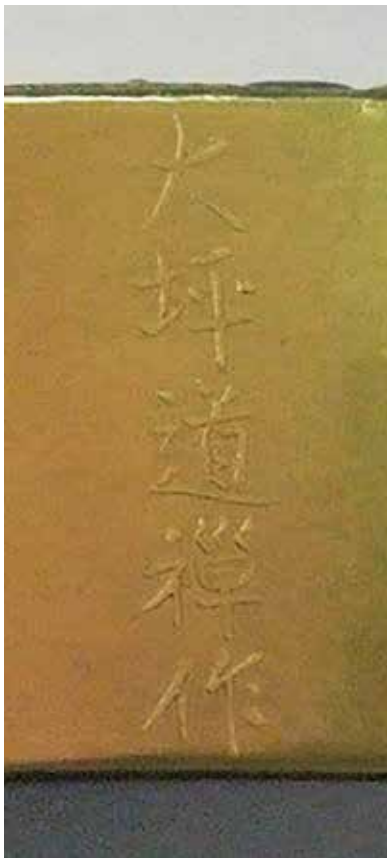


図4. 波濤蒔絵鞍 「大坪道禪作」銘.



図5. 波濤蒔絵鞍 前輪右爪先「観松齋〈花押〉」銘.

ら安永6年(1777)のあいだに、蓮池雲龍蒔絵厨子(妙心寺天授院蔵)を制作した(永島, 2004)。

安永2年2月には、国許で隠居していた重喜の御前に召され、紋付羽織と帯をいただいた。同4年8月に宇治川蚩蒔絵料紙箱・硯箱(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)を完成させた。

安永9年4月に、鞍に藤の図を蒔絵し、天明元年(1781)5月以後は、鞍や鐙への蒔絵が多くて手づまりになった。それでも、大坪道禪作の鞍・鐙では念入りにするよう指示された。同年9月、稲葉通龍の著した「装剣奇賞」の「印籠工名譜」に名が載せられた。同2年9月に箏銘九江に瀟湘八景図(徳島県立博物館蔵)を蒔絵し、同5年12月までに、鷹司家と蜂須賀家の縁組にあわせ、塩山葦手蒔絵細太刀拵(東京国立博物館蔵)を制作した。

天明7年9月に剃髪し、同8年8月に江戸半田稻荷神社の石造狐台座(同神社蔵)を再興した。寛政2年(1790)9月に没した。その後、後継者の桃枝が観松斎桃葉の号を引き継いだ。

なお重喜の正室は、筑後国柳川藩主立花鑑通の妹である。桃葉は、蜂須賀家が立花家に贈ったと思われる祇園守紋蓬萊蒔絵盃(立花家史料館蔵)を作り、銘に63歳の行年書を入れている。制作年はわからないが老年期のものである(高尾, 2007)。

桃葉の蒔絵は、18世紀後半における、大名家の美意識と奢侈の風を映し出している。

### 3. 鞍の譲与

蜂須賀家が波涛鞍を入手した経緯をたしかめたい。

波涛鞍には現在4通の書付があり、このうち史料1の極折紙と史料2の添状が本来のものである。どちらも安永9年(1780)3月21日に幕府鞍打の辻山城守政雄が認めている。2通とも近年の火災により上部が損傷している。

[史料] 1 (図7)

海有之鞍  
大坪入道々禪

無双之珍器也  
代金無高

安永九庚子年  
三月廿一日

辻山城  
政雄 〈花押〉

[史料] 2 (図8)

此御鞍、私代々所持  
仕候、無双之出来物也、  
芸州公御家ニ、折紙  
無高之元祖之鞍  
一口有之、右二口之内、  
此御鞍、別而勝申候、  
乍憚、御秘蔵可被遊候、  
以上

辻山城

子 三月廿一日 政雄 〈花押〉

(読点は稿者が補う、以下同じ)

この鞍は大坪道禪の作で、貴重すぎて代がつけられない、当家に代々伝わった無双の品で、芸州浅野家伝来の道禪作より優れているので御秘蔵ください、とある。波涛鞍にある「大坪道禪作」の蒔絵銘は、これらの史料に対応している。

大坪道禪作鞍は、辻政福が文政2年(1819)に蜂須賀家に提出した「成立書并系図共 辻儀三郎」(徳島大学附属図書館蔵)でも触れられる。政福は辻家の養子で儀三郎と称し、寛政9年(1797)9月に鞍打として蜂須賀家に抱えられた。安永年中に養父政雄が蜂須賀家に入入りし、政福の召し抱えを頼みこんだ結果であった。同書の政福の箇所以下に以下の記述がある。

[史料] 3

先祖辻山城守政也以来、持伝御座候、鹿園院殿御作鞍、元祖大坪道禪作鞍、所持仕候処、右大坪道禪作鞍之儀者、先年養父時代奉指上候、鹿園院殿御作鞍者、私迄持伝御座候処、享和元辛酉年八月十五日、奉指上候、

辻家伝来の鞍に足利義満作と大坪道禪作があり、前者は享和元年(1801)に政福によって、後者は養父の時代に蜂須賀家に差し上げられたという。史料3の大坪道禪作鞍は波涛鞍のことで、史料1・2から、安永9年3月21日の直後に譲られたと考えられる。史料3では鞍のみに触れるが、もともと鐙があったのか、後で組み合わされたのかは未詳である。

### 4. 鞍・鐙の蒔絵仕直し

国文学研究資料館所蔵の「阿波国徳島蜂須賀家文書」に、「一、無難正宗、民増志津、臂鎧落シ長光を始、数々





図6. 波濤蒔絵鞍 「觀松齋〈花押〉」銘.



図7. 波濤蒔絵鞍 極折紙 個人蔵.

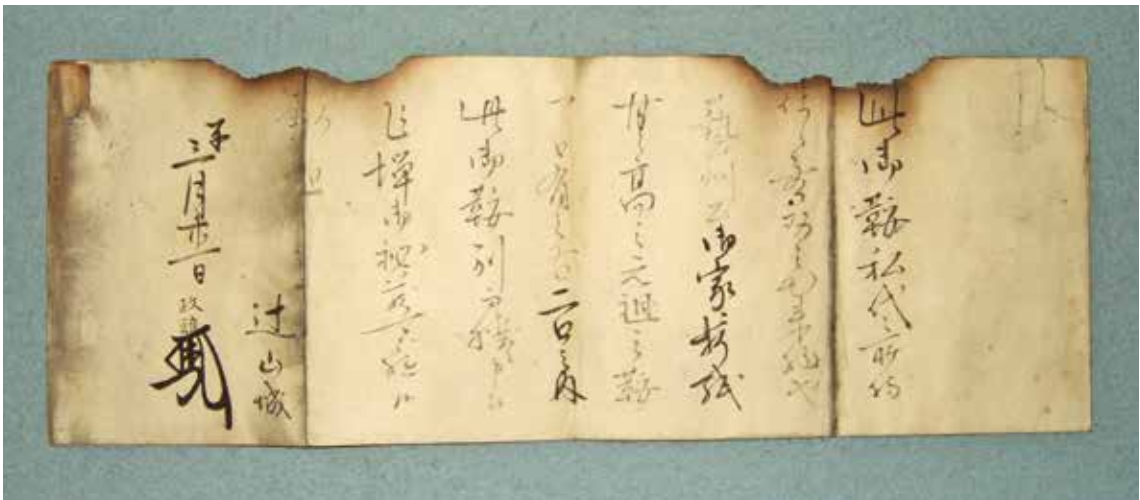


図8. 波濤蒔絵鞍 添状 個人蔵.

御良刀之伝来、御鞍鐙等、御調上一卷御帳」と題された史料がある。内容は、安永・天明期における蜂須賀家の武具馬具の調達の記録で、鞍と鐙の蒔絵仕直しの記事が認められる（小川、1996）。以下の2章では、この史料にもとづき、天明元年（1781）閏5月以後に、桃葉が波濤鞍の仕直しを始めたことを指摘する。ただし原文の引用は、必要最小限にとどめることをあらかじめお断りしておきたい。

天明元年4月に11代藩主治昭が江戸にきた。奥小性の集堂勇左衛門が御供し、政元作鐙、貞仲作鞍も運ばれた。勇左衛門は、国許の大谷藩邸で隠居している重喜のために、政元作鐙と組になる同作鞍、貞仲作鞍と組になる同作鐙、大因幡作鞍・鐙、ほかに鐙5懸ほどを江戸で入手するよう命じられていた。

小名木沢下屋敷とみられる江戸藩邸では、安永7年（1778）から同9年にかけて鞍と鐙を購入し、蒔絵仕直しのため桃葉に預けていた。勇左衛門のうわさを聞き、それらを取り寄せて史料4の目録をまとめた。

#### [史料] 4

戊ノ年盆後御調上	黒塗
一、壱脊	元祖道禪作御鞍鐙
亥ノ盆後御調上	黒塗蒔絵
一、壱脊	伊勢大和守貞良作右同
子ノ盆後御調上	
一、壱脊	駿河守貞雅作右同
	但、鞍ハ黒塗、鐙ハ梨子地、
	両度ニ御調上
戊ノ年盆前御調上	
一、壱脊	政也作 右同
	菊蒔絵之処、摺落シ塗下地相成り居申候処、取寄申候

しかし江戸藩邸に、大谷邸から4月28日付で史料5の書状がきた。内容は、元祖道禪作鞍・鐙は内外面を随分よい濃梨地とし、蒔絵は格別面白い図を工夫し、十分念をいれて素晴らしい出来にするよう、桃葉に懸け合い申し付けるように、そのほかの鞍と鐙も、桃葉の考えで仕立てるはずだが、急いで仕上げるよう再度伝えよというものであった。江戸藩邸はこれを史料4にある鞍・鐙についてと解し、ふたたび桃葉に差し戻した。

#### [史料] 5

御国状之扣  
一筆致啓達候、然者、元祖道禪作御鞍鐙、内外とも、随分宜濃梨地ニシテ、蒔絵之儀ハ、格別面白き図存付、随分念ヲ入、宜致出来候様、桃葉へ御懸合、御

申付可有之候、且其余之御鞍鐙も、桃葉存寄ニ仕立候様、先達而申達置候へ共、猶又申達候条、急々致出来候様、申付可有之候、右之段、為可申達、如斯御座候、恐惶謹言

	佐和	本庄
四月廿八日	樋口	稲田
	五嶋	小野
	安富	里見
生駒	渡部	当テ
内藤	斎藤	

一方、勇左衛門には大谷邸から、鞍と鐙を至急手配するよう5月26日付で催促の書状がきた。重喜は鯉蒔絵鞍・鐙を手許にとどめ、のこりを蒔絵仕直しのため江戸に下していた。しかしこの鞍に傷ができたため、仕直しとあらたな調達を急がせた。史料6-1は書状中にある覚で、大谷邸が仕直しを目論んだ品があげられる。史料5の元祖道禪作鞍・鐙は、こちらの大坪入道道禪作をさしていた。

#### [史料] 6-1

一、御鞍、藤蒔絵  
朝倉右京進政元作

一、御鞍、黒塗	長殿作
一、御鐙、黒塗緑唐草	右同作
一、御鞍	大坪入道道禪作
一、御鐙	右同作
一、御鞍	辻山城守政也作
一、御鐙	右同作
一、御鞍、黒塗	伊勢因幡守貞仲作
一、御鐙、黒塗	右京進政元作
一、追而、御調成候旨、申来候、駿河守御鞍鐙	

大谷邸は、人手が足りなければ桃葉以外の職人にもさせるよう求めた。しかし史料6-2のように、大坪道禪作鞍・鐙は、狩野栄川典信が描いた下絵か、治昭に約束した下絵を使うか、いずれにせよ桃葉が蒔絵をするようにと念をおした。

#### [史料] 6-2

一、右相達有之候御鞍鐙之内、大坪道禪作之御鞍鐙ハ、  
太守様御鞍鐙、栄川老下絵写之方ニ而も、又者太守様え、御約束被遊候下絵之方ニ成共、何分右之御鞍鐙ハ、桃葉作ニ御申付可有之候

史料5・6の元祖道禪作鞍・鐙は、鐙と合わされた波濤鞍であろう。安永7年に入手した史料4の元祖道禪作鞍・鐙とは別のものである。

波濤鞍を史料5の記述と照合すると、大きさのちがう金鏝粉を透漆で塗りこめ、均一に研ぎ出すのが「随分宜しき濃梨地」である。阿波の鳴門が「格別面白き図」であり、高低差のある肉合研出蒔絵、数多の金銀紙、端正な金具の手法などが「随分念を入れ、宜しく出来致す」ことを具体化する。桃葉にしては付描が異風だが、時間的な制約がひびいたと思われる。鞍の仕様が記述とよく合致している。

波濤鞍には下絵作者銘がない。これは史料6-2のうち、「栄川老下絵」でなく「太守様へ、御約束遊ばされ候下絵」が使われたからであろう。幕府奥絵師が下絵を描いたのなら、銘に記されるのが自然であるが、それが無い。重喜が治昭に、好みの意匠を桃葉に工夫させると約束したと思われる。桃葉はたびたび席画を披露しており、どのような図柄が喜ばれるのか熟知していた。

## 5. 鳴門蒔絵の制作

集堂勇左衛門は、前章にあげた天明元年（1781）5月26日の催促にこたえ、閏5月21日付で史料7の鞍と鐙を大谷邸に送った。いずれも入手して間がなく、貞仲作鐙は同作鞍と、政元作鞍は同作鐙と合わせる予定であった。史料6-1の駿河守鞍・鐙は、交渉が大詰めを迎えていると報告された。

### [史料] 7

- 一、伊勢因幡入道貞仲作御鐙 折紙
- 一、朝倉右京進政元作御鞍 折紙  
但御鞍鐙共藻二鯉蒔絵也
- 一、伊勢兵庫頭伊勢守貞宗作御鞍鐙 折紙  
但作塗
- 一、北条玄庵作御鞍鐙 折紙  
但作塗
- 一、伊勢兵庫頭貞陸作御鞍鐙 御鞍折紙  
但飛龍蒔絵
- 一、伊勢次郎貞茂作御鐙 折紙  
但作塗
- 一、沼田上野介光延作御鐙 朱銘入  
但作塗
- 一、沼田上野介光兼作御鐙 朱銘入  
但作塗
- 一、沼田勘解由清延作御鐙 朱銘入

### 但作塗

江戸藩邸は同月24日、江戸滞在中の勇左衛門へ史料8の書状を渡した。駿河守作と大坪道禪作の2つの鞍・鐙について、桃葉が塗下地を始めているか確かめ、寸法紙形を差し上げると伝えた。駿河守作は後述のとおり史料6-1のものと区別され、史料4の駿河守貞雅作との関係も不明である。大坪道禪作は波濤鞍・鐙であり、寸法紙形は意匠下絵を検討するのに使われる。

### [史料] 8

御手紙致拝見候、然者、  
御隠居様、御鞍鐙、御塗ニ下り有之候内、駿河守并道禪作之御鞍鐙、御蒔絵下地ニ懸居候哉之旨、先達而、急々仕立候様、桃葉へ申置候間、取懸り居可申と存候、尚又、相尋遣可申候、右御品之儀、太守様ニも、被為 仰蒙候御事ニ被為 入候間、右両作之寸法紙形、指上候様、被 仰出候間、急々出来、指上可申旨、御紙面之趣致承知、早速桃葉へ申遣候、以上

生駒治兵衛

閏五月廿四日

渡部庄兵衛

内藤又左衛門

斎藤文右衛門

集堂勇左衛門様

勇左衛門は11月19日に大谷邸へ書状を出し、支払い予定の品目として史料9-1をあげた。このうち駿河守貞雅作鞍が史料6-1の品で、予想に反して鞍の単体であった。書状中の史料9-2によると、手持ちの駿河守作鐙とも大きさが合わなかった。史料9-3では、典信の下絵が駿河守作鞍・鐙に調い、道禪作にはまだできないとある。典信は、史料8の鞍・鐙の意匠下絵を頼まれたが、道禪作を敬遠したようである。鳴門の意匠は、この書状が記されてほどなく、桃葉が描いたのであろう。

### [史料] 9-1

- 一、桐蒔絵御鞍鐙 御鐙、貞茂作添状有
- 一、朝倉勘解由元能作御鐙
- 一、駿河守貞雅作御鞍 折紙有
- 一、大因幡守貞長作御鞍 折紙有

### [史料] 9-2

- 一、駿河守御鞍ハ、先達而、又左衛門手元ニ而、御求上ニ相成候御鐙と合せ、御蒔絵出来候様と、

被 仰聞候得共、又左衛門手許ニ而、御求上候鑑者、大形ニ而御座候、右御鞍之方ハ、小形ニ而、一通リ之恰合ニ御座候

[史料] 9-3

一、先達而、

太守様え、被 仰含候通、駿河守御鞍鑑之儀ハ、栄川老、御下絵御出来ニ御座候、道禪之方ハ今以出来不仕候、尤右之方ハ、御同様ニ被 仰付度、私共も、相願候事ニ候へ共、兎角、壺通り之御絵ト違、御下絵等、別而出来速取兼申候、右之懸リ故、漸  
太守様、御蒙之御下絵斗、先出来仕候

国許に送った鞍と鑑の一部は、取り合わせが定められたうえ、蒔絵仕直しのため10月に江戸に戻された。また天明元年中には、ほかに加賀守貞直作の鞍と鑑も調べられた。こうした出来事は、本稿の論旨からはずれるので省略する。

まとめ

波涛鞍は、安永9年(1780)3月下旬に幕府鞍打の辻山城守政雄が、自家に伝わる元祖大坪入道道禪作とされる鞍を、蜂須賀家に進呈したものである。藩主在府中のことで、一度帰国して翌天明元年(1781)に参勤するこ

ろ、国許にいる前藩主重喜の意向で、ふさわしい装飾をほどこすことが図られた。飯塚桃葉は同年閏5月には仕直しにかかり、11月以後に阿波の鳴門を蒔絵しはじめた。

波涛鞍の蒔絵は、作者と伝来がたしかで、制作期がおさえられる漆工史上の基準作品である。

謝 辞

本稿の執筆と写真掲載にあたり、所蔵者より御配慮をいただきました。記して感謝を申し上げます。

引用文献

- 青木 茂. 2001. 近代日本アート・カタログ・コレクション 020 日本美術協会 5. 454p. ゆまに書房, 東京.
- 永島明子. 2004. 初代飯塚桃葉の蒔絵作品(その2) 一妙心寺天授院蔵「蓮池雲龍蒔絵厨子」一基一. 学叢, (26): 79-86.
- 小川裕久. 1996. 飯塚桃葉と徳島藩. 徳島市立徳島城博物館編, 近世御用蒔絵師の系譜, p.66-68. 徳島市立徳島城博物館, 徳島.
- 多比羅葉美子. 2011. 飯塚桃葉 百草蒔絵薬筆筒. 国華, (1391): 60-62.
- 高尾 曜. 2007. 蒔絵盃. 柳川文化資料集成, 2(2): 168-191.



## 徳島県におけるクスベニヒラタカスミカメの分布状況

山田量崇<sup>1</sup>

[Kazutaka Yamada<sup>1</sup>: The occurrence of *Mansoniella cinnamomi* (Zheng and Liu, 1992)  
in Tokushima Prefecture, Japan]

クスベニヒラタカスミカメ *Mansoniella cinnamomi* (Zheng and Liu, 1992) (図 1) は、2015 年に日本国内で初めて見つかった外来のカメムシで、クスノキ *Cinnamomum camphora* (L.) J. Presl に寄生することが知られている (安永ほか, 2016; 長島ほか, 2016)。本種は中国の湖南省から記載されたが (Zheng and Liu, 1992), 浙江省 (Bao et al., 2009), 上海 (Shi, 2010), 貴州省 (Zhou et al., 2015), 陝西省 (Ma et al., 2018) などにも分布を拡げており、各地でクスノキの葉を加害する害虫として問題になっている (Bao et al., 2009; Shi, 2010)。

国内では 2015 年 10 月に岸和田市で初めて見つかり、ほぼ同時に兵庫県伊丹市からも発見された。とくに伊丹市ではごく狭い範囲で大量に発生している様子が観察された (長島ほか, 2016)。発見された場所や発生の状況から考えると、原産地である中国から関西へ侵入したとみられている (安永ほか, 2016)。その後の分布調査によって、2015 年の時点 (10 ~ 12 月) ですでに大阪府南部ほぼ全域と兵庫県伊丹市、和歌山県、奈良県に拡がっていることが判明した。翌 2016 年には大阪府のほぼ全域から見つかり、近畿地方においても広域的に拡がっている状況が明らかにされた (長島ほか, 2016)。2017 年は新たな侵入地域の報告がなかったものの、2018 年には岡山県倉敷市 (小橋, 2018), 愛媛県松山市 (吉田, 2018), 神奈川県横浜市 (深沢, 2018), 愛知県名古屋市 (澤田, 2018) において発生が確認され、本種の分布域が関東地方から中国地方まで広範囲に及んでいることがわかった (表 1)。

2017 年 12 月の時点で淡路島南部 (兵庫県南あわじ市) まで確認されていたが、徳島県からは見つかっていなかった (桂, 2018)。ところが、2018 年 8 月に愛媛県松山市から本種が見つかったと愛媛大学の吉富博之博士から情報が寄せられ、四国へ初めて侵入したことがわかっ

た。どのような経路で松山市へ侵入したのか不明であるが、淡路島経由で四国へ入ったならば徳島県にもすでに侵入している可能性がきわめて高いと考え、急遽、県内で分布調査を行ったところ、予想どおり本種の発生を確認することができた。

本稿では、徳島県から初めてクスベニヒラタカスミカメを記録するとともに、2018 年 11 月末時点での本県における分布状況を報告する。

本文に先立ち、松山市における本種の発生についてご教示くださった愛媛大学農学部の吉富博之博士、国内における発生状況および記録情報を提供いただいた伊丹市昆虫館の長島聖大氏、愛知県名古屋市における発生状況についてご教示くださった澤田宗一郎氏、徳島県内における発生について情報をご提供くださった佐那河内村いきものふれあいの里ネイチャーセンターの大原賢二センター長にお礼申しあげる。

### 調査方法

本種の寄主であるクスノキは市街地や住宅地、公園、寺社に植栽されていることが多く、その分布域はあまりにも広範かつ複雑であるため、まずは県内の分布状況を概観することを優先し、クスノキが植栽されていると思われる幹線道路沿いの公園や寺社、公共施設などを地図上で確認して調査を行った。なお、本種はタブノキ *Machilus thunbergii* Siebold and Zucc. にも寄生する (白木・岩崎, 2017) が、クスノキほどの選好性は見られないようなので今回は調査対象としなかった。

本種に寄生された葉には本種の吸汁による特徴的な褐色斑紋 (吸汁痕) が生じるため、目視によって吸汁痕の確認ができた場合に限り、捕虫網による掬い採り法を用いて成虫および幼虫を採集、確認した。

2018 年 12 月 2 日受付, 12 月 26 日受理。

<sup>1</sup> 徳島県立博物館, 〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園, Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Hachiman-chô, Tokushima 770-8070, Japan.

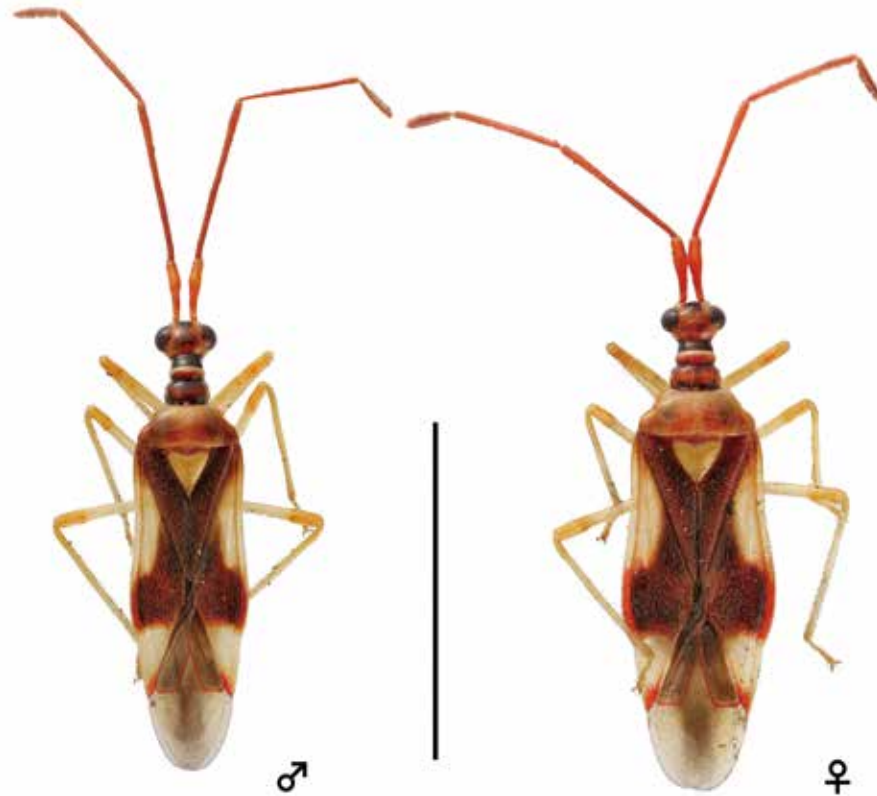


図1. クスベニヒラタカスミカメの成虫（兵庫県伊丹市産）。スケールは5.0 mm.

## 結 果

調査結果を表2に示した。県内15市町合計29地点で調査を行い、そのうち13市町23地点で発生を確認した。確認地点を図3に示す。成虫が確認されたのは鳴門市と徳島市のわずか4地点で、残りはすべて吸汁痕しか確認されなかった。吸汁痕のみであるが、県西部では東みよし町加茂まで（三好市では確認されず）、県南部では阿南市那賀川町まで確認されており、すでに県内には広く分布していることが明らかになった。なお、阿南市那賀川町より南方面は未調査であるが、阿南市におけるクスノキの被害状況から推測すると、さらに南へ分布を拡げていると思われる。

調査を開始した8月16日には、鳴門市の2地点（ウチノ海総合公園と鳴門教育大学構内、いずれも鳴門町高島）で本種の吸汁痕が確認されたが、少数の木において

軽微な吸汁痕が見られただけであり、同日調査した他の地点（鳴門市撫養町、松茂町向喜来、徳島市八万町）では未確認に終わった。8月31日に徳島市城南町（城南高校）にて褐色斑紋が生じているクスノキの葉と、初めて成虫1個体が確認された。9月3日に鳴門市の2地点（ウチノ海総合公園と鳴門教育大学）で再び調査したところ、被害の程度はさまざまであったが前回より多くの木で吸汁痕が見られ（図2A）、さらにウチノ海総合公園では成虫1個体が確認された（図2B）。また、8月16日の時点では未確認だった松茂町向喜来で吸汁痕が確認された。ここでは捕虫網を用いて調査していないため、成虫の確認には至っていない。同日には北島町でも吸汁痕が確認された。10月21日には鳴門市大麻町（図2C）と板野町吹田、そしてこれまで未確認であった徳島市八万町でも初めて吸汁痕が確認された。そのうち、鳴門市大麻町では成虫1個体を目撃した。その後、10月30日に上板

表1. クスベニヒラタカスミカメの国内での確認状況（2018年12月まで）。出版物で公表されている記録に限る。初確認年のみ示す。

確認年	府県	出典
2015	大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	奥野ほか(2016a), 安永ほか(2016), 長島ほか(2016)
2016	京都府, 滋賀県, 三重県	奥野ほか(2016a), 長島ほか(2016), 奥野ほか(2018)
2018	岡山県, 神奈川県, 愛媛県, 愛知県	小橋(2018), 吉田(2018), 深沢(2018), 澤田(2018)



図2. クスベニヒラタカスマカメ (B) と加害されたクスノキの葉 (A, C-D). A, 鳴門市鳴門町高島 (ウチノ海総合公園); B, 成虫 (ウチノ海総合公園); C, 鳴門市大麻町 (阿波神社); D, 小松島市松島町 (しおかぜ公園). 赤い矢印は吸汁痕が生じた葉.

町と石井町で、11月7日に小松島市 (図2D) と阿南市で、11月26日には阿波市、美馬市、つるぎ町、東みよし町で本種に寄生されたクスノキを確認した。

[確認データ]

1 ♀, 鳴門市鳴門町高島ウチノ海総合公園, 2018年9月3日, 山田量崇採集; 1 ex., 徳島市城南町, 2018年8月31日, 山田量崇目撃.

考 察

2018年8月から11月にかけて散発的に行った調査ではあったが、すでに県内には広く分布していることが明らかになった。県内での拡がりを見ると、県西部については吉野川沿いの幹線道路あるいは徳島自動車道に沿って確認され、県南部については国道55号線沿いやその近隣地域から見つかった。神山町や勝浦町、那賀町などの内陸部と美波町以南の沿岸部では調査を行っていないため、本種が発生しているかはわからないが、阿南市那

賀川町の確認地点では被害を受けたクスノキの木の数が多かったため、前述したように、県南部の徳島県沿岸部でも発生している可能性は高いだろう。鳴門市鳴門町高島の2地点 (ウチノ海総合公園と鳴門教育大学) では、他のどの地点よりも加害されたクスノキの木の数が多く、1本あたりの被害状況もひどいように見受けられた。また鳴門市大麻町でも被害木と成虫も確認されていることから推測すると、当初の予想どおり、少なくとも徳島県内へは淡路島から侵入したと考えて間違いのないだろう。岡山県倉敷市や愛媛県松山市でも見つかっているため (小橋, 2018; 吉田, 2018), 香川県や愛媛県方面から侵入した可能性も否定できないが、三好市池田町では被害を受けていないクスノキが確認されていることから、愛媛県方面からの侵入は考えにくい。なお、2018年12月の時点で香川県における発生は報告されていない [投稿後に (2019年2月), 香川県高松市と坂出市における発生が報告された (藤本, 2019)].

クスノキの被害状況を定量的に調査したわけではないが、鳴門市以外では確認地点によって被害の程度はまち



表2. 徳島県におけるクスベニヒラタカスマカメの発生状況 (2018年11月末まで). ●:成虫, ▲:吸汁痕のみ, ×:調査したが未確認.

市町村	町・字	地名	調査日								
			8月16日	8月31日	9月3日	10月21日	10月30日	11月7日	11月26日		
1	鳴門市	鳴門町高島	ウチノ海総合公園	▲		●					
2	鳴門市	鳴門町高島	鳴門教育大学	▲		▲					
3	鳴門市	撫養町	大塚スポーツパーク	×		×					
4	鳴門市	大麻町池谷	阿波神社				●				
5	鳴門市	大麻町松	ドイツ村公園				▲				
6	松茂町	向喜来		×		▲					
7	松茂町	中喜来	松茂町総合体育館			▲					
8	北島町	太郎八須	北島北公園			×					
9	北島町	中村中内	北島町民体育センター			▲					
10	板野町	吹田	板野東小学校				▲				
11	板野町	犬伏東谷	歴史文化公園				×				
12	板野町	羅漢	地藏寺						▲		
13	上板町	神宅	上板SA(下り)						▲		
14	上板町	神宅	上板SA(上り)						▲		
15	徳島市	城南町	城南高校			●					
16	徳島市	八万町向寺山	文化の森総合公園	×	×	×	▲	▲	▲		
17	徳島市	国府町竜王	竜王公園						▲		
18	石井町	石井城之内	前山公園						▲		
19	小松島市	松島町外開	しおかぜ公園							▲	
20	小松島市	立江町赤石	小松島市立体育館							▲	
21	阿波市	阿波町桜ノ岡	阿波PA(下り)								▲
22	吉野川市	川島町	川島城								×
23	美馬市	美馬町	四国三郎の郷								▲
24	つるぎ町	貞光	貞光工業高校								▲
25	東みよし町	中庄	三庄小学校								×
26	東みよし町	加茂	加茂の大クス								▲
27	三好市	池田町サラダ	阿波池田駅								×
28	阿南市	羽ノ浦町岩脇	天神社							▲	
29	阿南市	那賀川町苜屋	阿南市立那賀川図書館							▲	

まちであり、地理的な方向性をもって被害の程度が増大したり軽減したりするわけではなかった。すなわち、侵入地域と考えられる鳴門市から同心円状に県内に分布を拡げているというよりは、どちらかという飛び石的に移動分散しているように見受けられた。このことは、本種が飛翔による移動以外に、長島ほか(2016)で示唆されているように、自動車などに付着して人為的に運ばれている可能性が考えられる。

2015年以降の国内における本種の発生状況と比較して、徳島県内のいずれの確認地点でも、被害状況としては想定していたよりはるかに軽微であり、とくに驚いたのは成虫がほとんど確認されなかったことであった。

2015年から2016年にかけては、新たに侵入したどの地域でも、とりわけ9月から11月にかけての秋季に大発生する傾向がある(長島ほか, 2016など)。2018年においても関東のある場所では、1本のクスノキから数百個体が得られるという大発生が見られたようである(長島, 私信)。今回、過去の生態的知見を参考にして、本種の発生のピークと考えられる10月から11月にかけて徳島県内の分布調査を実施したものの、ほとんどの地点で吸汁痕のみの確認に留まった。岡本(2018)によると、本種の年間世代数は4~5世代で、5月下旬に第1世代、7月に第2世代、8月中旬に第3世代、9月下旬に第4世代、11月に第5世代が出現すると示唆されている。

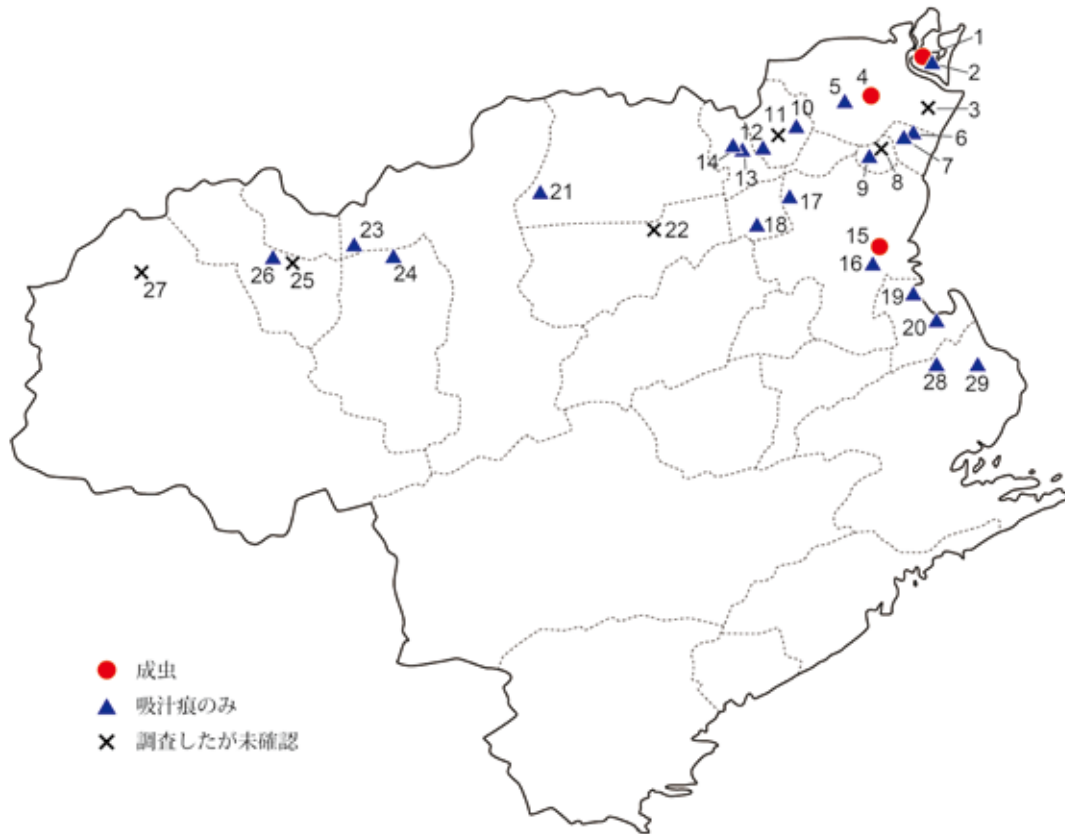


図3. 徳島県におけるクスベニヒラタカスミカメの分布状況 (2018年11月末まで)。●：成虫，▲：吸汁痕のみ，×：調査したが未確認。番号は表2に対応する。

徳島県内では10～11月に成虫がほとんど見られなかったことから、7月から8月に発生と分散が行われたのかもしれない。すなわち、徳島県へは春季に淡路島から侵入し、それらの侵入個体かその次世代によって発生と分散を繰り返しながら分布域を拡大していったと考えられる。

いずれにせよ、徳島県あるいは四国においては、ごく最近侵入した初期の段階にあるといえ、とくに侵入地域からの移動分散は、例にもれず短期間のうちに急速なスピードでなされたに違いない。

## 引用文献

Bao, C. Q., M. Zhang, X. Q. Yu, P. L. Sun, N. X. Wang, J. L. Xu, X. J. Chai, and G. P. Zhu. 2009. *Mansoniella cinnamomi*, a new report pest of *Cinnamomum camphora* in Tonglu. *Journal of Zhejiang Forestry Science and Technology*, 29(3): 94–98.

藤本博文. 2019. クスベニヒラタカスミカメを香川県でも採集. *へりぐろ*, (40): 18.

深沢勇太. 2018. クスベニヒラタカスミカメ関東初記録.

月刊むし, 573(11): 53.

桂孝次郎. 2018. 淡路島のクスベニヒラタカスミカメ調査 (2017). *かめむしニュース*, (55): 6.

小橋絵理子. 2018. 岡山県に侵入したクスベニヒラタカスミカメ. *しぜんくらしき*, (106): 11.

Ma, Y., J. Liu, X. D. Wang, D. R. Guo, S. W. Duan and B. Y. Sun. 2018. Harms caused by *Mansoniella cinnamomi* and countermeasure to control. *Shaanxi Forest Science and Technology*, 46 (1): 43–45. (In Chinese with English abstract.)

長島聖大・岩崎 拓・山田量崇. 2016. 2015年に日本へ侵入したクスベニヒラタカスミカメ *Mansoniella cinnamomi* の分布拡大状況. *昆虫と自然*, 51(14): 26–29.

岡本素治. 2018. 近畿地方におけるクスベニヒラタカスミカメの季節消長. *きしわだ自然資料館研究報告*, (5): 27–35.

澤田宗一郎. 2018. 名古屋市内でクスベニヒラタカスミカメを確認. *佳香蝶*, 70(275): 46–47.

Shi, H. F. 2010. A preliminary investigation on *Mansoniella cinnamomi*. *Plant Protection, China*, 36: 186–188. (In



Chinese with English abstract.)

- 白木江都子・岩崎 拓. 2017. ネイチャーレポート ク  
スベニヒラタカスミカメ. 自然遊学館だより, (82):  
1-2.
- 安永智秀・穆 怡然・長島聖大・山田量崇・高井幹夫.  
2016. 最近日本に侵入した外来カスミカメムシ:  
*Mansoniella cinnamomi*. *Rostria*, (60): 17-20.
- 吉田一樹. 2018. クスベニヒラタカスミカメを愛媛県か  
ら採集. 月刊むし, 573(11): 52-53.

- Zhou, D. D., G. L. Wang, H. X. Liu and P. Zhao. 2015.  
The Investigation of Pests and Natural Enemies of the  
Suborder Heteroptera on Garden Plants from Kaili  
University. *Journal of Kaili University*, 33 (6) : 64-66.  
(In Chinese with English abstract.)
- Zheng, L. Y. and G. Q. Liu. 1992. Hemiptera : Miridae. In C.  
W. Peng, ed., *Iconography of Forest Insects from Hunan*,  
p. 290-305. Hunan Sci. Tech. Publ., Changsha, China.

## アサギマダラの移動に関する徳島県の記録（2018年）

大原賢二<sup>1</sup>・山田量崇<sup>2</sup>

[Kenji Ôhara<sup>1</sup> and Kazutaka Yamada<sup>2</sup> : Records of migration of the Chestnuts Tiger, *Parantica sita*  
(Nymphalidae, Danainae) in Tokushima Prefecture: 2018]

### 1. はじめに

アサギマダラの移動調査の2018年の徳島県関係の結果を報告する。例年と同様に、これらの記録のほとんどは、メーリングリスト [asagi], [asaginet] 及びアサギネット掲示板へ標識情報や再捕獲情報を報告されたものから、徳島県関係の個体の移動に関するデータを整理したものと、一部は個人的に情報を提供して下さったことで得られたものである。

2018年は、春期に鹿児島県からの飛来個体が複数記録され、また徳島県からの北上個体も出て、これまでにない春期移動の記録の出た年となった。

他の地域から徳島県へ移動した個体が春期に6例、秋期に57例、徳島県で標識を付けられ、他の県・地域で再捕獲された個体が春期に3例、秋期に9例あった。この数年と比較するとやはりかなり少ない移動記録ではあるが、春期の記録が多数得られたことは、春期の誘引植物の有無が影響していると再確認された。

以下にこれらの各個体の標識地や標識者、移動日数、移動距離などについて報告する。

なお、これまでと同様に、標識時や再捕獲時の各種情報（訪花植物名や時間、前翅長、追記記号など）は情報が複雑になることとページ数などの関係で、再々捕獲などの場合をのぞいてここではほとんど掲載していないこととお断りしておく。

### 2. 春期の移動

#### (1) 徳島県への飛来個体

鹿児島県喜界島からの個体が1頭、屋久島からの個体が5頭再捕獲された。喜界島からの記録は3例目、屋久島からの春期の記録は3例目8頭となる。

#### 1. 鹿児島県喜界島から阿南市羽ノ浦町

標識：キカイ T MF 1666 4/3

性別：♂

標識地：鹿児島県大島郡喜界町 滝川林道

標識日：2018年4月3日

標識者：福島 誠

↓

再捕獲日：2018年5月1日、午前9時10分

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）

再捕獲者：新田 文一

移動方向：北東、移動距離：765 km、移動日数：28日

#### 2. 鹿児島県屋久島から阿南市羽ノ浦町

標識：YAKU 4/22 YK-600

性別：♂

標識地：鹿児島県屋久島町小瀬田

標識日：2018年4月22日（ムラサキカッコウアザミ）

標識者：久保田 義則

↓

再捕獲日：2018年5月4日、午前10時55分

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇 妙見山香風台公園

再捕獲者：新田 文一 スイゼンジナ

移動方向：北東、移動距離：540 km、移動日数：12日

#### 3. 鹿児島県屋久島から阿南市羽ノ浦町

標識：YAKU 4/27 YK-1219

性別：♂

標識地：鹿児島県屋久島町小瀬田

標識日：2018年4月27日（ムラサキカッコウアザミ）

標識者：久保田 義則

↓

再捕獲日：2018年5月4日、午前8時15分

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）

再捕獲者：新田 文一 スイゼンジナ

移動方向：北東、移動距離：540 km、移動日数：7日

#### 4. 鹿児島県屋久島から阿南市椿町

標識：YAKU 5/7 YK-2329

性別：♂

標識地：鹿児島県屋久島町小瀬田

標識日：2018年4月22日（ムラサキカッコウアザミ）10:25

2018年12月2日受付、12月26日受理。

<sup>1</sup> 〒770-8041 徳島市上八万町西山1023番地、1023 Nishiyama, Kamihachiman-chô, Tokushima 770-8041, Japan.

<sup>2</sup> 徳島県立博物館、〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園、Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Hachiman-chô, Tokushima 770-8070, Japan.

標識者：久保田 義則



再捕獲日：2018年5月16日，午前9時45分  
再捕獲地：徳島県阿南市椿町宮ヶ谷  
再捕獲者：松田 勉 スイゼンジン  
移動方向：北東，移動距離：539 km，移動日数：24日

5. 鹿児島県屋久島から阿南市椿町

標識：YAKU 4/28 YK-1416  
性別：♂  
標識地：鹿児島県屋久島町小瀬田  
標識日：2018年4月28日（ムラサキカッコウアザミ）10：05  
標識者：久保田 義則



再捕獲日：2018年5月16日，午前10時  
再捕獲地：徳島県阿南市椿町宮ヶ谷  
再捕獲者：松田 勉 スイゼンジン  
移動方向：北東，移動距離：539 km，移動日数：18日

6. 鹿児島県屋久島から阿南市椿町

標識：YAKU 5/9 YK-2468  
性別：♂  
標識地：鹿児島県屋久島町麦生（自宅庭）  
標識日：2018年5月9日（シマフジバカマ）17：25  
標識者：久保田 義則



再捕獲日：2018年5月29日，午前8時55分  
再捕獲地：徳島県阿南市椿町須屋奥 牧場  
再捕獲者：米山 喜義 スイゼンジン  
追記：トクスヤ 5.29 KYS 226  
移動方向：北東，移動距離：544 km，移動日数：20日

## （2）徳島県からの北上記録

1. 鳴門市から兵庫県淡路島

標識：5.5 ア ナルト  
性別：♂  
標識日：2018年5月5日  
標識地：徳島県鳴門市瀬戸町大島田思崎（島田島）  
標識者：天野 大



再捕獲日：2018年5月11日  
再捕獲地：兵庫県淡路市岩屋（松帆の浦）  
再捕獲者：藤野 適宏  
移動方向：北東，移動距離：53.4 km，移動日数：6日

2. 阿南市から栃木県日光市

標識：トク マツ 294 ツバキ 5/24  
性別：♂  
標識日：2018年5月24日  
標識地：徳島県阿南市椿町宮ヶ谷 スイゼンジンに飛来  
標識者：松田 勉



再捕獲日：2018年6月9日  
再捕獲地：栃木県日光市菖蒲ヶ浜スキー場跡 標高1300 m  
再捕獲者：長谷川 順一  
移動方向：北東，移動距離：541 km，移動日数：16日  
備考：ヨツバヒヨドリに飛来，「日光 6.9」を追記

3. 阿南市から滋賀県びわ湖バレイ

標識：トクシマ ハネ KSK 6/5 ①  
性別：♂  
標識日：2018年6月5日  
標識地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇  
標識者：幸坂 敏行



再捕獲日：2018年7月27日  
再捕獲地：滋賀県大津市木戸びわ湖バレイ 水仙の丘 alt1100 m  
再捕獲者：吉本 武  
移動方向：北東，移動距離：182.6 km，移動日数：52日

2018年は，春期の北上期に徳島での再捕獲や，徳島からの移動個体の記録がこれまでになく多数得られたことで特筆すべき年となった。

春の北上期には，南西諸島の喜界島や屋久島，種子島などでの標識個体が多く，それ以外の場所ではなかなか多数の個体に標識をつけることは難しい。近年になって，海浜に見られるスナビキソウがこの時期にアサギマダラを強く誘引することが分かってきて，この花が見られるところ，特に大分県の姫島などは多数の個体がこの植物に群れている写真なども紹介されているが，ほかの地域ではこのように多数の個体を見ることはまずできない。

アサギマダラのマーキングによる移動調査が始まった頃，鹿児島県の種子島では，野菜として栽培されていたキク科のスイゼンジンの花に強く誘引されており，そこでマークされた個体が本州で見つかったことにより，春の北への移動が証明されたことになった。鹿児島県本土などでは春に多数のアサギマダラをまとめてみれることはないので，春期にはスイゼンジンを入れてアサギマダラのマーキングを行おうとした。しかし，スイゼンジンは冬期に霜にやられると地上部が枯れ，春先に芽が出て春の移動期には花が間に合わないということで，冬越しの手間がかかり，次第にスイゼンジンによる誘因は行われなくなっていた。

スナビキソウは日本海側に多く知られ，四国にはほとんど自生せず，香川県に1箇所あるのみとされている。淡路島にはあるが，徳島県には記録は無い。近年，春の時期にアサギマダラを誘引する植物はないのかという話が調査者のなかから出てきたが，もともとその地域にない植物をむやみに植えることは決していいことではないので，徳島ではアサギマダラ調査のためにスナビキソウを植えることはやらないと決めた。しかし，スイゼンジンは徳島県でもキンジソウ（金時草）という名前で野菜として作られているところもあることから，越冬だけを注意すれば，スイゼンジンがいいということで，スイゼンジンプランターで栽培するというを数年前から

始めた。

阿南市羽ノ浦町の新田文一さんが、霜が降りる直前にスイゼンジナの上部を刈り取り、それを容器に束ねて入れて水を入れ、室内で越冬させる。春先に霜の恐れが無くなる頃、プランターに植え込んでやると越冬時にビニールや寒冷紗などで覆ったりする苦労が無く、楽であるということで、多数のスイゼンジナを育てて下さり、それを調査者の皆さんに配布して下さいました。それにより、各地で春のスイゼンジナに誘引されたアサギマダラに多数マークを付けられた。さらに南からの個体が再捕獲されることになり、スイゼンジナの効果が確認される形となった。

### 3. 秋期の移動

#### (1) 2018年秋期の徳島県への飛来個体の記録

秋期の徳島県への飛来記録は、その個体がマークされた地点の県別に本州の北の方から記録し、再捕獲日の早い順に示した。同一の標識地から複数の個体が飛来した場合は原則として再捕獲日の早い順に示した。

#### 山形県からの移動

##### 1. 蔵王から吉野川市

標識：山 ZAO 8/19 DS 52

性別：♂

標識日：2018年8月19日

標識地：山形県山形市蔵王中央ゲレンデ

標識者：鎌水 大輔



再捕獲日：2018年10月18日

再捕獲地：徳島県吉野川市鴨島町森藤

再捕獲者：後藤田 滋 (撮影)

移動方向：南西, 移動距離：711 km, 移動日数：60 日

##### 2. 蔵王から阿南市

標識：山 ZAO 8/21 KI-10

性別：♂

標識日：2018年8月21日

標識地：山形県山形市蔵王中央ゲレンデ

標識者：伊東 楓



再捕獲日：2018年10月13日

再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平

再捕獲者：井出 達海・貴子

移動方向：南西, 移動距離：710 km, 移動日数：53 日

#### 福島県からの移動

##### 3. 耶麻郡から阿南市椿町

標識：デコ 8/19 SRS 3249

性別：♂

標識日：2018年8月19日

標識地：福島県耶麻郡北塩原村松原グランデコスキー場

標識者：栗田 昌裕



再捕獲日：2018年10月24日

再捕獲地：徳島県阿南市椿町須屋奥 牧場

再捕獲者：米山 喜義

移動方向：南西, 移動距離：655 km, 移動日数：66 日

#### 栃木県からの移動

##### 4. 栃木県日光市から阿南市大井町

標識：クリヤマ リノ 108 7.22

性別：♀

標識日：2018年7月22日

標識地：栃木県日光市川俣西沢金山跡 標高 1420 m

標識者：井上 浩



再捕獲日：2018年10月15日

再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平

再捕獲者：井出 達海・貴子

移動方向：南西, 移動距離：546 km, 移動日数：85 日

#### 群馬県からの移動

##### 5. 群馬県から徳島市, さらに鹿児島県喜界島

標識：カラク リノ 976 9.17

性別：♂

標識日：2018年9月17日

標識地：群馬県吾妻郡中之条町山の上庭園 (標高 990 m)

標識者：井上 浩



再捕獲日：2018年10月14日

再捕獲地：徳島県徳島市八万町下長谷

再捕獲者：島崎 恵美子

移動方向：南西, 移動距離：466 km, 移動日数：27 日



再々捕獲日：2018年11月4日

再々捕獲地：鹿児島県大島郡喜界町 百之台北

再々捕獲者：尾張 ゆう

移動方向：南西, 移動距離：635 km, 移動日数：21 日

この個体は徳島市で確認された後、鹿児島県喜界島まで移動した。

##### 6. 吾妻郡から那賀町鶯敷

標識：カラク mi 9.13 115

性別：♂

標識日：2018年8月19日

標識地：群馬県吾妻郡中之条町山の上庭園

標識者：一場 光次



再捕獲日：2018年10月19日

再捕獲地：徳島県那賀郡那賀町鶯敷 道の駅鶯敷

再捕獲者：田中 康夫

移動方向：南西, 移動距離：481 km, 移動日数：36 日

##### 7. 吾妻郡から徳島市

標識：ヒカゲ mi 9.28 1204

性別：♂

標識日：2018年9月28日

標識地：群馬県吾妻郡中之条町日蔭フジバカマ畑

標識者：一場 光次

↓

再捕獲日：2018年10月22日  
再捕獲地：徳島県徳島市末広5丁目  
再捕獲者：島崎 恵美子  
移動方向：南西，移動距離：435 km，移動日数：24日

#### 8. 洪川市から牟岐町

標識：AP 680 9/24  
性別：♂  
標識日：2018年9月24日  
標識地：群馬県洪川市赤城町南赤城山・赤城自然園  
標識者：赤城自然園関係者

↓

再捕獲日：2018年10月26日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町灘 標高約38m  
再捕獲者：有田 忠弘  
移動方向：南西，移動距離：529 km，移動日数：32日

#### 9. 群馬県片品村から牟岐町橋

標識：マルヌマ 8.31 リノ 839  
性別：♂  
標識日：2018年8月31日  
標識地：群馬県片品村丸沼高原  
標識者：井上 浩

↓

再捕獲日：2018年10月28日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町橋  
再捕獲者：峯野 廣明  
移動方向：南西，移動距離：557 km，移動日数：58日

#### 山梨県からの移動

##### 10. 鳴沢村から那賀郡鷲敷町

標識：FJ 8.14 uno 388  
性別：♀  
標識日：2018年8月14日  
標識地：山梨県南都留郡鳴沢村 富士山（富士林道）  
標識者：宇野 弘子

↓

再捕獲日：2018年10月8日  
再捕獲地：徳島県那賀郡那賀町鷲敷 道の駅鷲敷  
再捕獲者：田中 康夫  
移動方向：西南西，移動距離：415 km，移動日数：55日

##### 11. 鳴沢村から阿南市伊島町

標識：FJ 8.15 Uno 490  
性別：♂  
標識日：2018年8月15日  
標識地：山梨県南都留郡鳴沢村 富士山（富士林道）  
標識者：宇野 弘子

↓

再捕獲日：2018年10月18日  
再捕獲地：徳島県阿南市伊島町  
再捕獲者：藤野 適宏  
移動方向：西南西，移動距離：394 km，移動日数：64日

#### 長野県からの移動

##### 12. 川上村から鳴門市

標識：KKV 8/10 TMS 710

性別：♂

標識日：2018年8月10日  
標識地：長野県南佐久郡川上村秋山地区 1800m  
標識者：島田 武志

↓

再捕獲日：2018年10月19日  
再捕獲地：徳島県鳴門市撫養町小桑島 標高1.7m  
再捕獲者：天野 大  
移動方向：西南西，移動距離：418 km，移動日数：70日

##### 13. 川上村から那賀町鷲敷

標識：KKV 8/19 TMS 1446  
性別：♂  
標識日：2018年8月19日  
標識地：長野県南佐久郡川上村秋山地区 1800m  
標識者：島田 武志

↓

再捕獲日：2018年10月15日  
再捕獲地：徳島県那賀郡那賀町鷲敷 道の駅鷲敷  
再捕獲者：田中 康夫  
移動方向：西南西，移動距離：440 km，移動日数：57日

##### 14. 上伊那郡宮田村から阿南市椿町

標識：NMV 9/16 6 クボ  
性別：♀  
標識日：2018年9月16日  
標識地：長野県上伊那郡宮田村「アサギマダラの里」  
標識者：久保 みす江

↓

再捕獲日：2018年10月14日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：南西，移動距離：371 km，移動日数：28日

##### 15. 上伊那郡から阿南市大井町

標識：NMV 9/22 hi 116  
性別：♂  
標識日：2018年9月22日  
標識地：長野県上伊那郡宮田村「アサギマダラの里」  
標識者：平沢 正典

↓

再捕獲日：2018年10月13日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：西南西，移動距離：370 km，移動日数：21日

##### 16. 上伊那郡から阿南市大井町

標識：NMV 9/30 hi 264  
性別：♂  
標識日：2018年9月30日  
標識地：長野県上伊那郡宮田村「アサギマダラの里」  
標識者：平沢 正典

↓

再捕獲日：2018年10月13日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：西南西，移動距離：370 km，移動日数：13日



17. 宮田村から牟岐町  
標識: NMV S.S 9/15 43

性別: ♂

標識日: 2018年9月15日

標識地: 長野県上伊那郡宮田村「アサギマダラの里」

標識者: 清水 四朗



再捕獲日: 2018年10月19日

再捕獲地: 徳島県海部郡牟岐町 標高約38m

再捕獲者: 有田 忠弘

移動方向: 南西, 移動距離: 408km, 移動日数: 34日

18. 小谷村から阿南市大井町

標識: OTR 9.18 AKA 140

性別: ♂

標識日: 2018年9月18日

標識地: 長野県北安曇郡小谷村平間

標識者: 赤沼 志保



再捕獲日: 2018年10月14日

再捕獲地: 徳島県阿南市大井町東平

再捕獲者: 井出 達海・貴子

移動方向: 南西, 移動距離: 445km, 移動日数: 26日

19. 大町市から阿南市大井町

標識: NPA 9.17 M.I-3

性別: ♂

標識日: 2018年9月17日

標識地: 長野県大町市平築場 浅葱山荘

標識者: 稲垣 未来男



再捕獲日: 2018年10月14日

再捕獲地: 徳島県阿南市大井町東平

再捕獲者: 井出 達海・貴子

移動方向: 南西, 移動距離: 424km, 移動日数: 27日

20. 大町市から阿南市大井町さらに牟岐町へ

標識: NP 9/22 SRS 5226

性別: ♂

標識日: 2018年9月22日

標識地: 長野県大町市のっぺ山荘

標識者: 栗田 昌裕



再捕獲日: 2018年10月19日

再捕獲地: 徳島県阿南市大井町東平

再捕獲者: 井出 達海・貴子

移動方向: 南西, 移動距離: 424km, 移動日数: 27日



再々捕獲日: 2018年10月21日

再々捕獲地: 徳島県海部郡牟岐町灘 標高約38m

再々捕獲者: 有田 忠弘

移動方向: 南南西, 移動距離: 27.6km, 移動日数: 2日

21. 大町市から阿南市大井町

標識: NP 9.28 JET 3873

性別: ♂

標識日: 2018年9月25日

標識地: 長野県大町市のっぺ山荘

標識者: Masuzawa



再捕獲日: 2018年10月25日

再捕獲地: 徳島県阿南市大井町東平

再捕獲者: 井出 達海・貴子

移動方向: 南西, 移動距離: 425km, 移動日数: 27日

22. 大町市から牟岐町橋

標識: NP 9.24 JET 3614

性別: ♂

標識日: 2018年9月24日

標識地: 長野県大町市のっぺ山荘

標識者: Masuzawa



再捕獲日: 2018年10月15日

再捕獲地: 徳島県海部郡牟岐町橋

再捕獲者: 峯野 廣明

移動方向: 南西, 移動距離: 447km, 移動日数: 21日

静岡県からの移動

23. 富士宮市から徳島県美馬市

標識: 8.5 KOO16 フジ山

性別: ♂

標識日: 2018年8月5日

標識地: 静岡県富士宮市富士山七曲り駐車場 標高1900m

標識者: 小野田 紘大



再捕獲日: 2018年10月21日

再捕獲地: 徳島県美馬市脇町字東大谷美村が丘

再捕獲者: 藤田 恵子

移動方向: 西南西, 移動距離: 442km, 移動日数: 70日

富山県からの移動

24. 長野県から富山県, さらに牟岐町へ

標識: 9.23 ヌカ O

性別: ♂

標識日: 2018年9月23日

標識地: 長野県小諸市糠地

標識者: 大島 康紀



再捕獲日: 2018年9月28日

再捕獲地: 富山県下新川郡朝日町笹川

再捕獲者: 佐伯 克美

9.28 TSN1814 を追記

移動方向: 北西, 移動距離: 97km, 移動日数: 5日



標識: 9.23 ヌカ0 + 9.28 TSN1814

再々捕獲日: 2018年10月25日

再々捕獲地: 徳島県海部郡牟岐町灘 標高約38m

再々捕獲者: 有田 忠弘

移動方向: 南西, 移動距離: 462km, 移動日数: 27日

25. 下新川郡朝日町から阿南市羽ノ浦町

標識: 9.19 TSN 1681

性別: ♂

標識日: 2018年9月19日

標識地: 富山県下新川郡朝日町笹川 標高300m

標識者: 佐伯 克美

↓  
 再捕獲日：2018年10月16日  
 再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）  
 再捕獲者：新田 文一  
 移動方向：南西，移動距離：427 km，移動日数：27日

26. 富山県朝日町から鳴門市  
 標識：TSN 798 9.19  
 性別：♂  
 標識日：2018年9月19日  
 標識地：富山県朝日町笹川  
 標識者：藤條 好夫

↓  
 再捕獲日：2018年10月25日  
 再捕獲地：徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門ウチノ海公園  
 再捕獲者：真鍋 憲昭（撮影）  
 移動方向：南西，移動距離：406 km，移動日数：36日

27. 富山県朝日町から鳴門市  
 標識：TSN 794 9.19  
 性別：♂  
 標識日：2018年9月19日  
 標識地：富山県朝日町笹川  
 標識者：藤條 好夫

↓  
 再捕獲日：2018年10月25日  
 再捕獲地：徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門ウチノ海公園  
 再捕獲者：撮影者不明  
 移動方向：南西，移動距離：406 km，移動日数：36日

石川県からの移動

28. 白山市から鳴門市  
 標識：白山 9.17 TTY 87  
 性別：♂

標識日：2018年9月17日  
 標識地：石川県白山市中宮  
 標識者：桑山 尚美

↓  
 再捕獲日：2018年10月24日  
 再捕獲地：徳島県鳴門市妙見山  
 再捕獲者：天野 大  
 移動方向：南西，移動距離：300 km，移動日数：37日

29. 白山から徳島市  
 標識：白山 ラララ 739 9.23  
 性別：♂  
 標識地：石川県白山市中宮  
 標識日：2018年9月23日  
 標識者：本間 香帆

↓  
 再捕獲日：2018年11月4日  
 再捕獲地：徳島県徳島市八万町下長谷  
 再捕獲者：島崎 恵美子  
 移動方向：南西，移動距離：317 km，移動日数：42日

30. 白山から京都経由，阿南市  
 標識：白山 10.5 JMC 577  
 性別：♂  
 標識地：石川県白山市釜清水町  
 標識日：2018年10月5日  
 標識者：西村 武資

↓  
 再捕獲日：2018年10月15日  
 再捕獲地：京都府京都市右京区北嵯峨八丈町  
 再捕獲者：西納 由美  
 移動方向：南西，移動距離：170 km，移動日数：10日

↓  
 再々捕獲日：2018年10月22日

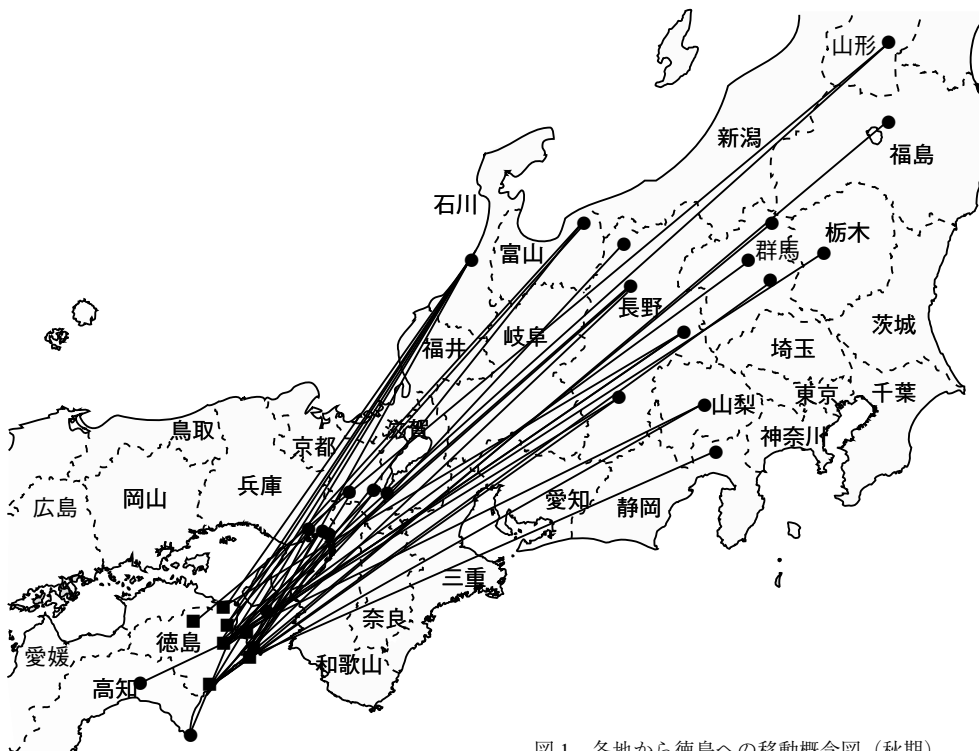


図1. 各地から徳島への移動概念図（秋期）.

再々捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇(妙見山香風台公園)  
再々捕獲者：丸岡 敏邦  
移動方向：南西, 移動距離：155 km, 移動日数：7 日

31. 白山市から阿南市大井町  
標識：白山 9.23 ラララ 852  
性別：♂  
標識日：2018 年 9 月 23 日  
標識地：石川県白山市中宮  
標識者：尾張 勝也

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 25 日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：南西, 移動距離：329 km, 移動日数：33 日

32. 白山市から牟岐町  
標識：白山 9.17 ラララ 427  
性別：♂  
標識日：2018 年 9 月 17 日  
標識地：石川県白山市中宮  
標識者：尾張 勝也

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 21 日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町灘 標高約 38 m  
再捕獲者：有田 忠弘  
移動方向：南西, 移動距離：356 km, 移動日数：34 日

33. 白山市から牟岐町  
標識：10.8 NK 白山 58  
性別：♂  
標識地：石川県白山市釜清水町  
標識日：2018 年 10 月 8 日  
標識者：桑原 奈穂実

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 30 日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町市宇谷 牟岐小学校  
再捕獲者：小谷 柊馬 (4 年生), 井治 富江 (牟岐小教諭)  
移動方向：南西, 移動距離：359 km, 移動日数：22 日

#### 滋賀県からの移動

34. 大津市から鳴門市  
標識：HK 9.27 STY 997  
性別：♂  
標識日：2018 年 9 月 27 日  
標識地：滋賀県大津市栗原権現山登山口 alt480 m  
標識者：吉本 武

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 16 日  
再捕獲地：徳島県鳴門市妙見山  
再捕獲者：天野 大  
移動方向：西南西, 移動距離：440 km, 移動日数：57 日

35. 大津市から阿南市大井町  
標識：HK 9.27 STY 953  
性別：♂  
標識日：2018 年 9 月 27 日  
標識地：滋賀県大津市栗原権現山登山口 alt480 m

標識者：吉本 武  
↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 13 日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：南西, 移動距離：189 km, 移動日数：16 日

36. 大津市から牟岐町  
標識：HK 9.23 SSY 216  
性別：♂  
標識日：2018 年 9 月 27 日  
標識地：滋賀県大津市栗原権現山登山口 alt480 m  
標識者：吉本 佐代子

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 26 日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町灘 標高約 38 m  
再捕獲者：有田 忠弘  
移動方向：南西, 移動距離：213 km, 移動日数：33 日

#### 京都府からの移動

37. 京都府綾部市から徳島市  
標識：AYB 10.6 KHA 18  
性別：♂  
標識日：2018 年 10 月 6 日  
標識地：京都府綾部市戸奈瀬町  
標識者：林 賀壽美

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 21 日  
再捕獲地：徳島県徳島市八万町下長谷  
再捕獲者：島崎 恵美子  
移動方向：南南西, 移動距離：481 km, 移動日数：36 日

38. 京都市から阿南市大井町へ  
標識：水 10.9 XX 995  
性別：♂  
標識日：2018 年 10 月 9 日  
標識地：京都市右京区嵯峨水尾・藤袴園 alt250 m  
標識者：金田 忍

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 25 日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：南西, 移動距離：162 km, 移動日数：16 日

#### 大阪府からの移動

39. 大阪府池田市から阿南市  
標識：10/13 KI 37 ST  
性別：♂  
標識日：2018 年 9 月 27 日  
標識地：大阪府池田市五月山市民の森 標高約 260 m  
標識者：松本 清

↓  
再捕獲日：2018 年 10 月 22 日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：南西, 移動距離：132 km, 移動日数：25 日

40. 池田市から徳島市八万町  
標識：ST 10/6 KIM 750  
性別：♂

標識日：2018年10月6日  
標識地：大阪府池田市五月山市民の森 標高約260m  
標識者：松本 清

↓

再捕獲日：2018年10月9日  
再捕獲地：徳島県徳島市八万町下長谷  
再捕獲者：島崎 恵美子  
移動方向：南西，移動距離：122km，移動日数：3日

41. 大阪府池田市から牟岐町  
標識：ST 9/27 KIM 692  
性別：♂

標識日：2018年9月27日  
標識地：大阪府池田市五月山市民の森 標高約260m  
標識者：松本 清

↓

再捕獲日：2018年10月19日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町灘 標高約38m  
再捕獲者：有田 忠弘  
移動方向：南西，移動距離：159km，移動日数：22日

#### 兵庫県からの移動

42. 神戸市から阿南市伊島  
標識：OGU 6 うず 10.29  
性別：♂

標識日：2018年10月29日  
標識地：兵庫県神戸市灘区渦森台 渦森展望台公園  
標識者：小黒 啓浦

↓

再捕獲日：2018年11月7日  
再捕獲地：徳島県阿南市伊島町伊島  
再捕獲者：加本 文昭  
移動方向：南南西，移動距離：107km，移動日数：9日

43. 尼崎市から鳴門市  
標識：MA 10.16 YWA 1097  
性別：♂

標識日：2018年10月16日  
標識地：兵庫県尼崎市西昆陽4丁目（武庫川左岸沿い）  
標識者：渡辺 康之

↓

再捕獲日：2018年10月25日  
再捕獲地：徳島県鳴門市撫養町木津  
再捕獲者：浅木 富美  
移動方向：南西，移動距離：100km，移動日数：9日

44. 尼崎市から勝浦郡勝浦町  
標識：YWA 309 MA 10.2  
性別：♂

標識日：2018年10月2日  
標識地：兵庫県尼崎市西昆陽4丁目（武庫川左岸沿い）  
標高20  
標識者：稲垣 未来男

↓

再捕獲日：2018年10月14日

再捕獲地：徳島県勝浦郡勝浦町三溪中の倉  
再捕獲者：井出 貴子  
移動方向：南西，移動距離：123km，移動日数：12日

45. 宝塚市から阿南市羽ノ浦町  
標識：YWA 560 M 10.9  
性別：♂

標識日：2018年10月9日  
標識地：兵庫県宝塚市弥生町  
標識者：渡辺 康之

↓

再捕獲日：2018年10月21日  
再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）  
再捕獲者：新田 文一  
移動方向：南西，移動距離：117km，移動日数：12日

46. 尼崎市から阿南市大井町  
標識：1027 MA 10.15 YWA 1027  
性別：♂

標識日：2018年10月15日  
標識地：兵庫県尼崎市西昆陽4丁目（武庫川左岸沿い）  
標識者：渡辺 康之

↓

再捕獲日：2018年10月22日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：南西，移動距離：125km，移動日数：7日

47. 宝塚市から美波町明神山  
標識：YWA 866 M 10.14  
性別：♂

標識日：2018年10月13日  
標識地：兵庫県宝塚市美座2丁目（武庫川左岸沿い）  
標高30m  
標識者：渡辺 康之

↓

再捕獲日：2018年10月19日  
再捕獲地：徳島県海部郡美波町明神山  
再捕獲者：土佐 信明・由美子  
移動方向：南西，移動距離：128km，移動日数：4日

48. 宝塚市から牟岐町  
標識：YWA 813 M 10.13  
性別：♂

標識日：2018年10月13日  
標識地：兵庫県宝塚市南口2丁目（武庫川右岸沿い）  
標識者：渡辺 康之

↓

再捕獲日：2018年10月19日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町灘 標高約38m  
再捕獲者：有田 忠弘  
移動方向：南西，移動距離：151km，移動日数：6日

49. 淡路市から牟岐町  
標識：AWJ P12 10/13  
性別：♂

標識日：2018年10月13日  
標識地：兵庫県淡路市県立淡路島公園内

標識者：海部 みどり



再捕獲日：2018年10月29日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町橋  
再捕獲者：峯野 廣明  
移動方向：南南西，移動距離：110 km，移動日数：13日

50. 南あわじ市から鳴門市

標識：MA 1354 10.9 AWM

性別：♂

標識日：2018年10月9日

標識地：兵庫県南あわじ市大日ダム上部大日弘川峠

標識者：藤野 適宏



再捕獲日：2018年10月16日  
再捕獲地：徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門ウチノ海公園  
再捕獲者：阿部 達夫  
移動方向：西，移動距離：18 km，移動日数：7日

51. 南淡路市から阿南市伊島町

標識：AWJD 10.9 STY 1379

性別：♀

標識日：2018年10月9日

標識地：兵庫県南あわじ市大日ダム上部大日弘川峠

標識者：吉本 武



再捕獲日：2018年10月18日  
再捕獲地：徳島県阿南市伊島町  
再捕獲者：村上 豊  
移動方向：南，移動距離：41 km，移動日数：9日

52. 南あわじ市から阿南市椿町

標識：AWJD 10.9 STY 1410

性別：♀

標識日：2018年10月9日

標識地：兵庫県南あわじ市大日ダム上部

標識者：吉本 武



再捕獲日：2018年10月13日  
再捕獲地：徳島県阿南市椿町那波江  
再捕獲者：米山 喜義  
移動方向：南，移動距離：42 km，移動日数：3日

53. 南あわじ市から阿南市椿町

標識：MA 1673 10.14 AWN

性別：♀

標識日：2018年10月14日

標識地：兵庫県南あわじ市沼島

標識者：安田 秀雄 (捕獲)，藤野 適宏 (標識)



再捕獲日：2018年10月26日  
再捕獲地：徳島県阿南市椿町須屋奥 牧場  
再捕獲者：米山 喜義  
移動方向：南南西，移動距離：41 km，移動日数：12日

54. 南淡路市から牟岐町

標識：MA 1410 10.9 AWM

性別：♀

標識日：2018年10月9日

標識地：兵庫県南あわじ市大日ダム上部大日弘川峠

標識者：藤野 適宏



再捕獲日：2018年10月18日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町内妻  
再捕獲者：葛谷 信也 (牟岐小校長先生)  
移動方向：南南西，移動距離：72 km，移動日数：9日

55. 南あわじ市から牟岐町

標識：JYM 366 10.14；JYM 366 AWN

性別：♂

標識日：2018年10月14日

標識地：兵庫県南あわじ市沼島

標識者：村上 豊



再捕獲日：2018年10月26日  
再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町市宇谷 牟岐小学校  
再捕獲者：大野 遥輝 (牟岐小3年)  
移動方向：南西，移動距離：66 km，移動日数：17日

高知県からの移動

56. 香南市から阿南市大井町

標識：西川 10/13 NK 56

性別：♂

標識地：高知県香南市香我美町中西川・西川花公園

標識日：2018年10月13日

標識者：楠瀬 伸子



再捕獲日：2018年10月19日  
再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平  
再捕獲者：井出 達海・貴子  
移動方向：東北東，移動距離：77 km，移動日数：6日

57. 室戸岬から阿南市羽ノ浦町

標識：MA 1782 10.19 ムロト

性別：♂

標識日：2018年10月19日

標識地：高知県室戸市室戸スカイライン

標識者：藤野 適宏



再捕獲日：2018年10月29日  
再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇 (妙見山香風台公園)  
再捕獲者：新田 文一  
移動方向：北北東，移動距離：85 km，移動日数：10日

標識地などが不明の個体

以下の7個体は現時点では標識者がわからない個体である。最近は、フェイスブックやブログなど多様なSNSでマーク付きの個体の写真の発表があるようであるが、自分が書いた標識を何らかの形で公表してもらえないと、このように不明個体が増えてくると思われる。



1. 標識：ハズ HNN 10.14

性別：♂

再確認地：徳島県鳴門市里浦町ボラ山

再確認日：2018年11月1日(撮影)

撮影者：みじん(鳴門市)

この個体は、ハズというマークから愛知県三ヶ根山を調査の中心に調査される方々が付けられるマークであり、すぐに判明するかと思われたが、そのあたりで標識されておられる嶋崎幸枝さんをお願いしてハズのグループの方々に調べてもらったが、判明しなかった。

2. 標識：MAY AND11 18.10.7

性別：♂

再確認地：徳島県鳴門市撫養町木津

再確認日：2018年10月18日

再確認者：浅木 富美

3. 標識：GN 7.31 402 かざわ

性別：♂

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇(妙見山香風台公園)

撮影日：2018年10月29日12時30分

再捕獲者：新田 文一

4. 標識：にし ?? A-1(非常に分かりにくい)

性別：♂

再捕獲地：徳島県阿南市大井町東平

再捕獲日：2018年10月22日

再捕獲者：井出 達海・貴子

5. 標識：MAY AND 18? 18・10・7

性別：♂

再確認地：徳島県那賀郡那賀町鶯敷 道の駅鶯敷

撮影日：2018年10月14日

撮影者：田中 康夫

6. 標識：2018.10 クマノシ カワイ クマノカワイ

性別：♂

再確認地：徳島県海部郡牟岐町橋

撮影日：2018年10月29日

撮影者：峯野 廣明

この個体は、熊野市でカワイさんという方が、カワイという地名の場所でマークしたものと思われるが、判明していない。

7. 標識：10/12 AM

性別：♂

再確認地：徳島県海部郡牟岐町 標高約38m

再確認日：2018年10月19日

再確認者：有田 忠弘

備考：フジバカマで吸蜜中を撮影、ほかの記号は見えない。

## (2) 徳島県からの移動個体の記録

### 高知県への移動

1. 阿南市椿町から室戸市

標識：トクスヤ 10.29 KYS 710

性別：♂

標識地：徳島県阿南市椿町須屋奥 牧場

標識日：2018年10月29日

標識者：米山 喜義



再捕獲日：2018年11月2日

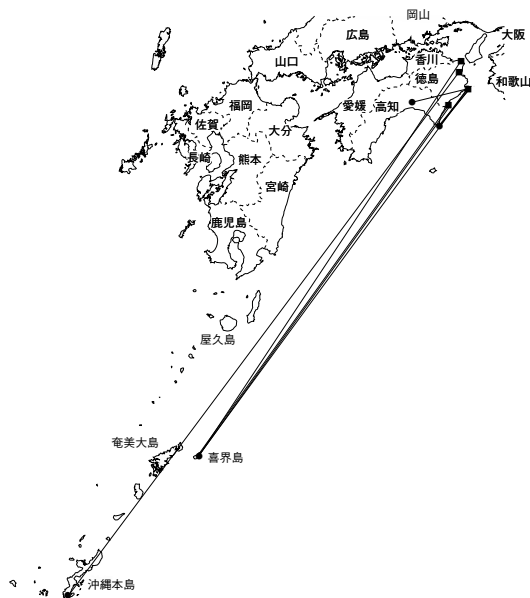


図2. 徳島から各地への移動概念図(秋期).

再捕獲地：高知県室戸市室戸スカイライン  
再捕獲者：村上 豊  
移動方向：南西, 移動距離：76 km, 移動日数：4日

2. 阿南市椿町から香美市

標識：トクナバエ KYS 608 10.23  
性別：♂

標識地：徳島県阿南市椿町那波江  
標識日：2018年10月23日  
標識者：米山 喜義



再捕獲日：2018年11月1日  
再捕獲地：高知県香美市土佐山田町 龍河洞上 P-1 観察地  
再捕獲者：山崎 三郎  
移動方向：西南西, 移動距離：92 km, 移動日数：9日

鹿児島県への移動

3. 鳴門市から喜界島

標識：ナルト FA 10.25  
性別：♂

標識日：2018年10月25日  
標識地：徳島県鳴門市撫養町木津  
標識者：浅木 富美



再捕獲日：2018年11月28日  
再捕獲地：鹿児島県大島郡喜界町 滝川林道  
再捕獲者：福島 誠  
移動方向：南西, 移動距離：782.5 km, 移動日数：34日

4. 阿南市から喜界島

標識：トクナバエ KYS 511 10.14  
性別：♂

標識日：2018年10月14日  
標識地：徳島県阿南市椿町那波江  
標識者：米山 喜義



再捕獲日：2018年10月23日  
再捕獲地：鹿児島県大島郡喜界町 滝川林道  
再捕獲者：福島 誠  
移動方向：南西, 移動距離：760 km, 移動日数：9日

5. 阿南市から喜界島

標識：トクスヤ 10.26 kys 652  
性別：♂

標識日：2018年10月26日  
標識地：徳島県阿南市椿町須屋奥 牧場  
標識者：米山 喜義



再捕獲日：2018年11月10日  
再捕獲地：鹿児島県大島郡喜界町 滝川林道  
再捕獲者：栗田 昌裕  
移動方向：南西, 移動距離：757 km, 移動日数：15日

6. 牟岐町から喜界島

標識：ムギ K.S 10/25  
性別：♂

標識地：徳島県海部郡牟岐町市宇谷 牟岐小学校  
標識日：2018年10月25日

標識者：城尾 皇牙 (牟岐小3年生)



再捕獲日：2018年11月6日  
再捕獲地：鹿児島県大島郡喜界町 百之台南 (喜界島)  
再捕獲者：福島 誠  
移動方向：南西, 移動距離：731 km, 移動日数：12日

7. 牟岐町から喜界島

標識：ムギ TO 10.26 反対側に携帯番号  
性別：♂

標識地：徳島県海部郡牟岐町牟岐浦  
標識日：2018年10月26日  
標識者：井元 健二



再捕獲日：2018年11月3日  
再捕獲地：鹿児島県大島郡喜界町 滝川林道  
再捕獲者：三谷 真奈美  
移動方向：南西, 移動距離：730 km, 移動日数：8日

沖縄県への移動

8. 徳島市から沖縄県南城市へ

標識：トクハチ マツヤマ 10.16  
性別：♀

標識地：徳島県徳島市八万町下長谷  
標識日：2018年10月16日  
標識者：松山 節子



再捕獲日：2018年11月11日  
再捕獲地：沖縄県南城市玉城糸数城跡  
再捕獲者：尾張 勝也  
移動方向：南西, 移動距離：1,090 km, 移動日数：26日

2018年秋期に徳島県からほかの地域へ移動した個体はわずかに8例であった。現時点では高知県での再捕獲記録が例年よりもかなり少なく、鹿児島県の喜界島で再捕獲された個体が多く、最も南の記録は沖縄本島となっている。

4. 徳島県内での移動記録

徳島県内でマークされ県内の他の地点への移動が確認されたもの。

(春期)

1. 美波町から阿南市椿町

標識：キキ サカイ 5.4  
性別：♂

標識日：2018年5月4日  
標識地：徳島県海部郡美波町木岐 スイゼンジナに飛来  
標識者：坂井 千代美



再捕獲日：2018年5月5日  
再捕獲地：徳島県阿南市椿町宮ヶ谷 スイゼンジナに飛来  
再捕獲者：松田 勉  
移動方向：北東, 移動距離：12 km, 移動日数：1日

2. 阿南市大井町から阿南市羽ノ浦町

標識：トクイデ 4.27 8

性別：♂

標識日：2018年4月27日

標識地：徳島県阿南市大井町東平

標識者：井出 達海・貴子



再捕獲日：2018年5月5日

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）

再捕獲者：新田 文一

移動方向：東北東，移動距離：9 km，移動日数：8日

3. 美波町から阿南市羽ノ浦町

標識：5.19 キキ サカイチヨミ

性別：♂

標識日：2018年5月19日

標識地：徳島県海部郡美波町木岐 スイゼンジナに飛来

標識者：坂井 千代美



再捕獲日：2018年5月25日

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）

スイゼンジナに飛来

再捕獲者：新田 文一

移動方向：北，移動距離：20 km，移動日数：6日

4. 美波町から阿南市羽ノ浦町

標識：5.26 キキ サカイチヨミ

性別：♂

標識日：2018年5月26日

標識地：徳島県海部郡美波町木岐 スイゼンジナに飛来

標識者：坂井 千代美



再捕獲日：2018年5月27日

再捕獲地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）

スイゼンジナに飛来

再捕獲者：新田 文一

移動方向：北，移動距離：20 km，移動日数：1日

5. 阿南市羽ノ浦町から阿南市椿町

標識：NTA 5/29 ハネ 6

性別：♂

標識日：2018年5月29日

標識地：徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇（妙見山香風台公園）

標識者：新田 文一



再捕獲日：2018年6月2日

再捕獲地：徳島県阿南市椿町須屋奥 牧場

スイゼンジナに飛来

再捕獲者：米山 喜義

追記：トクスヤ 6.2 KYS 232

移動方向：南南東，移動距離：16 km，移動日数：4日

(秋期)

1. 鳴門市から鳴門市

標識：10.14 ア ナルト

性別：♀

標識地：徳島県鳴門市妙見山

標識日：2018年10月14日

標識者：天野 大



再捕獲地：徳島県鳴門市小桑島

再捕獲日：2018年10月14日

再捕獲者：天野 大

移動方向：西北西，移動距離：1.1 km，移動時間：2時間

2. 鳴門市から鳴門市

標識：10.17 ア ナルト

性別：♀

標識地：徳島県鳴門市小桑島

標識日時：2018年10月17日

標識者：天野 大



再捕獲地：徳島県鳴門市妙見山

再捕獲日：2018年10月19日

再捕獲者：天野 大

移動方向：東南東，移動距離：1.3 km，移動時間：2日

3. 鳴門市から徳島市

標識：10.19 ナルト アマノ

性別：♂

標識地：徳島県鳴門市妙見山

標識日：2018年10月19日

標識者：天野 由美子



再確認地：徳島県徳島市八万町下長谷

撮影日：2018年10月20日

撮影者：島崎 恵美子

移動方向：南西，移動距離：17.3 km，移動時間：1日

4. 徳島市から牟岐町

標識：トクシマ 10.24 1 オオハラ

性別：♂

標識日：2018年10月24日

標識地：徳島市上八万町西山

標識者：大原 勝枝



再捕獲日：2018年10月31日

再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町牟岐小学校

再捕獲者：井治富江先生，葛谷信也校長先生

移動方向：南，移動距離：40 km，移動日数：7日

5. 徳島市から牟岐町

標識：トクハチ 10.25 シマザキ

性別：♂

標識地：徳島県徳島市八万町下長谷

標識日：2018年10月25日

標識者：島崎 恵美子



再確認地：徳島県海部郡牟岐町灘 標高約38m

再確認日：2018年10月31日

再確認者：有田 忠弘

移動方向：南，移動距離：42 km，移動日数：6日

6. 阿南市大井町から牟岐町

標識：10.19 トクイデ： NP 9/22 SRS 5226の裏面

性別：♂

再標識地：徳島県阿南市大井町東平  
再標識日時：2018年10月19日  
再標識者：井出 達海・貴子

↓

再々確認地：徳島県海部郡牟岐町灘  
再々確認日：2018年10月21日  
再々確認者：有田 忠弘

移動方向：南南西，移動距離：27.6 km，移動時間：2日

この個体は、長野県大町市のノッペ山荘でマークされ、阿南市大井町の井出氏宅で再捕獲され、トク、イデを追記、さらに牟岐町で見つかったものである。

#### 7. 阿南市椿町から牟岐町

標識：トクSYA 10.23 kys 607

性別：♂

標識日：2018年10月23日

標識地：徳島県阿南市椿町須屋

標識者：米山 喜義

↓

再捕獲日：2018年10月25日

再捕獲地：徳島県海部郡牟岐町灘

再捕獲者：有田 忠弘

移動方向：南西，移動距離：27.7 km，移動日数：2日

#### 8. 美波町から阿南市

標識：10.16 8 トク ABU Nトサ

性別：♂

標識地：徳島県海部郡美波町阿部～志和岐

標識日時：2018年10月17日

標識者：土佐 信明

↓

再確認地：徳島県阿南市山口町北山

再確認日：2018年10月26日

再確認者：ほたん

移動方向：北北西，移動距離：9.5 km，移動時間：10日

#### 9. 美波町から牟岐町

標識：トク MJ 10.25 N.トサ：MJ 10.25 KYS 638

性別等：♂

標識地：徳島県海部郡由岐町明神山

標識日：2018年10月25日

標識者：土佐 信明+米山 喜義

↓

再確認地：徳島県海部郡牟岐町灘

再確認日：2018年11月3日

再確認者：有田 忠弘

移動方向：南西，移動距離：24.8 km，移動時間：9日

県内での移動9例を示した、鳴門市の天野氏のデータから、妙見山付近でも風向きによっては周辺で行き来する個体もいると思われる。

## 5. 2018年の移動の概要

### (1) 標識個体数

春期：現時点で把握しているマーク個体数は、スイゼ

ンジナの花がうまく移動時期に咲いたことから、かなりの地域で多数の個体が見られた。すべての個体に標識をつけているわけではないので、正確な飛来個体数は不明であるが、明らかに昨年(2017年)より多かったと思われる。

秋期：2018年の秋期は、温度がなかなか低くならず、徳島県での個体数はきわめて少ないと思われた。10月上旬まで本当に少なく、10月12日ころからようやく複数見られるようになったというくらい飛来が遅かった。このような状況は、9月～10月に高温が続く年には時々見られ、四国の南部への飛来が極端に少なく、しかも時期も遅いというような飛来の仕方と感じている。2018年の秋は、結果的には県南部の日和佐や牟岐町などでは10月下旬から11月上旬まで飛来したが、他の地域ではそれよりも少し早い時期に見られ、南側での移動個体数が少なかった印象を受けた。やはり南下時期に続いた高温の影響は大きいものであったと思われる。

### (2) 移動個体数

徳島県への移動個体は57例(不明個体がさらに7頭あり、64頭になる)で、これまでで最も多かった2015年の110例、2016年の100例に比べると半分ほどである。しかしこれは徳島県だけのことではなく、西日本の各地で行われている定点的な調査ポイントでは、どこでも同様であったと思われる。

しかしながら、2018年の移動の中で、注目すべき記録がある。それは県外からの移動として記録した1と2の記録で、山形県の蔵王からの飛来個体である。徳島県で得られた再捕獲記録として、最も北からの記録はこれまでもこの山形県の蔵王からの個体であったが、今回は2頭確認された。

さらに、5番の個体は、群馬県から徳島市八万町で再確認され、それがさらに鹿児島県喜界島へ移動した。長野県小諸市でマークされ、再捕獲が富山県朝日町で、さらに牟岐町で再々確認された24番の個体のように、かなりの長距離で2箇所再確認された個体があったことはあまりこれまでには見られない記録である。

徳島県からほかの地域への移動記録は8個体で、これもかなり少ない記録である。ただ、喜界島への移動個体が5例というのはかなり多い記録である。

### (3) 今後の課題

春にスイゼンジン、秋にはフジバカマという誘因用の花を利用することによって、確かに多くのアサギマダラの標識や再捕獲などができるようになったことは評価す

ることができる。しかしながら、海部郡美波町（旧：由岐町）明神山のように、全くの自然の環境に多数飛来していた場所が、イノシシやシカの食害などによって、アザミ、ヒヨドリバナ、コウヤボウキなど、アサギマダラが野外で利用していた花が見られなくなってきた、自然環境でのデータが得られにくくなってきているのもまた問題であると思われる。

もう少し、山や道路脇などをヒヨドリバナ、センダングサ、ツワブキなどを利用しながら移動していくアサギマダラの動きを見ることも大切であろう。

いずれにしても、まだまだ不明なことは多く、今後ともいろいろな情報を含んだ記録を積み重ねていく必要があると考える。

## 謝 辞

2018年のアサギマダラの移動も、次の方々と一緒に調査をすることができた。記して厚くお礼申し上げる（地域別、順不同、敬称略）。

鳴門市：（妙見山、小桑島、撫養町）天野大・由美子、浅木幸造・富美、

徳島市：（眉山、伊月町）中島真典、（八万町長谷）島崎恵美子、松山節子、庄野信子

佐那河内村：（友の会メンバー）鹿草誠、田中芳治、澤山徹、桑内誠、紀川祐一、第十茂子、藤田正治、濱口恒一郎、田中節子、清水敦子、加本文昭

小松島市：（日峰山）上岡直道・慎悟・キミさんご一家

阿南市：（羽ノ浦町）新田文一、幸坂敏行、（大井町）井出達海・貴子、（椿町から美波町）神野清司、米山喜義、撫中義美、松田勉、岩佐晴男・和子、蟻馬由美、田村喬司、犬尾和江、原田美子、土佐信明・由美子、坂井千代美

那賀町：（道の駅わじき）田中康夫、福富純一郎

牟岐町：（牟岐小）葛谷信也、井治富江、（市宇谷）湯浅眞智子、（橘）峯野廣明、中川英之、（灘）有田忠弘

写真情報を提供された方々：後藤田滋、みじん、藤田恵子、真鍋憲昭

2018年は、徳島市八万町の島崎・松山・庄野さんが育てられたフジバカマ園で、再捕獲、あるいは標識を付けた個体のデータが、徳島市を經由して南西方向へ移動する個体がかかなりいることを裏付ける貴重な記録となった。また、牟岐町灘のフジバカマで、写真家の有田忠弘氏が多数のマーク個体を撮影され、この地域への移動の記録が大幅に増えて、県外から、あるいは県内の移動に関して多数の貴重な記録が得られた。

また、徳島県で再確認された個体の標識時の情報、あ

るいは徳島県からの移動個体の再捕獲情報などをお寄せ下さった方々にも厚くお礼申し上げます。

鹿児島県：（屋久島）久保田義則、（喜界島）福島誠、  
データ提供：渡辺康之、櫻井正人、島田武志、増澤敏弘、中村明男、尾張勝也、栗田昌裕、長谷川順一、金田忍、藤野適宏、吉本武志、松本清、村上豊、藤條好夫、小黒啓浦、横倉明（山形）、井上浩（埼玉）、そのほか情報を下さった多くの方々、

メーリングリスト管理など：藤井恒、藤井大樹、金沢至

## 2017年の記録の訂正

2017年の記録の報告中に間違いがあったので以下のように訂正します。

90 ページ、20 番の個体のデータ。

「MA 803 JB 9.26」の藤野さんのマーク個体。

標識日：2017年10月26日→2017年9月26日

再捕獲日：2017年10月22日→2017年10月27日

再捕獲地：阿南市椿町須屋奥 牧場

再捕獲者：米山 喜義

が正しく、再捕獲地と再捕獲者名が間違っていました。次のようになります。

20. 京都市から阿南市椿町

標 識：MA 803 JB 9.26

性 別：♂

標識地：京都府相楽郡和東町鶯峰山林道

標識日：2017年9月26日

標識者：藤野 適宏

↓

再捕獲日：2017年10月27日

再捕獲地：阿南市椿町須屋奥 牧場

再捕獲者：米山 喜義

移動方向：南南西、移動距離：161 km、移動日数：17日

## 阿南市北の脇海岸の古銭

植地岳彦<sup>1</sup>

[Takehiko Ueji<sup>1</sup> : Introduction of old coins found at the Kitanowaki coast of Anan City]

キーワード：大量埋納銭，北の脇海岸，銅銭

### はじめに

徳島県阿南市の北の脇で発見された古銭の一部が2012年と2017年に徳島県立博物館に寄贈された。当館ではトピック展示や博物館ニュースといった機会を利用して、当資料を断片的に紹介してきたが、基礎整理が一段落したので、本稿でまとめて紹介する。

### 北の脇海岸の概要

北の脇海岸は、徳島県阿南市中林町、JR 見能林駅から東へ2 km の位置にある。30 ha という広大な松原と長さ約2 km の砂浜が広がる。紀伊水道に面し、徳島県では有数の海水浴場として知られる。北の脇海岸の北東側には中林漁港や付加体メランジュの優れた観察地（石田ほか、2015）である蕨石（わらべいし）海岸がある。

### 北の脇海岸周辺の遺跡（図1）

北の脇海岸では、古墳など地表に残る遺跡・遺構がなく、発掘調査例もない。海岸では、波によって打ち上げられた漂着物の一部として、弥生時代の可能性のあるものから近現代のものまで、様々な時代の土器片や陶磁器片が採集されている（西崎・高島、2014）が、古銭やその埋蔵地との直接的な関連を示す資料ではない。

北の脇古銭発見地に最も近い位置にある遺跡は、出土地の北西約1 kmにある伝才見銅鐸出土地（阿南市才見町）である。現時点で銅鐸は確認できない（梅原、1985）。また、才見地区では阿南道路建設に伴って試掘調査が実施され、遺構は確認されていないが、弥生土器や中世～近世の土器、寛永通宝などが出土している（財団法人徳島県埋蔵文化財センター、1997）。

古墳時代では、北の脇海岸の西約2 kmの阿南市学原町に、横穴式石室をもつ直径10 mの円墳で、古墳時代終末期に築造された学原剣塚古墳がある。また北の脇海岸から南西約2 kmの阿南市大潟町には古墳時代中期の古墳である矢剣塚古墳がある（阿南市史編さん委員会、1988）

古代には、阿南市宝田町周辺に、立善寺が営まれた（財団法人徳島県埋蔵文化財センター、1997）。また、川原遺跡では平安時代の建物跡が確認されている（阿南市教育委員会、2011）。

北の脇海岸の古銭が埋められた時期と考えられる中世では、方形の溝で囲まれた多数の掘立柱建物群が確認された阿南市桑野町宮ノ本遺跡（徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター、2010）がある。また、那賀川・桑野川の両下流域において、牛岐城（富岡城）、本庄城跡などの平地城館がある（徳島県教育委員会、2011）。

古銭が大量に発見された例としては、阿南市長生町から約26,000枚の古銭が出土している。また、阿南市大野町畑田からも399枚の古銭が出土している。（兵庫埋蔵文化財調査会・永井、1994）。

### 古銭発見の経緯と経過

寄贈者の一人である尾崎巧氏によると、1950～1960年代（昭和30年代）に、尾崎氏が北の脇海岸西側の浜堤上で土取り工事を行ったところ、工事の関係者が壺に入った大量の古銭を土中から発見したようである。古銭発見地点は、標高約5 mの浜堤最高地点の松林より内陸側にある集落内で、標高は約4 mである。古銭が入っていた壺は高さ約40 cm、固く焼き締められて施釉され、石灰の固まりで蓋がされていたとのことである。壺は内

2018年12月1日受付、12月26日受理。

<sup>1</sup> 徳島県立博物館、〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園。Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Hachiman-chō, Tokushima 770-8070, Japan.



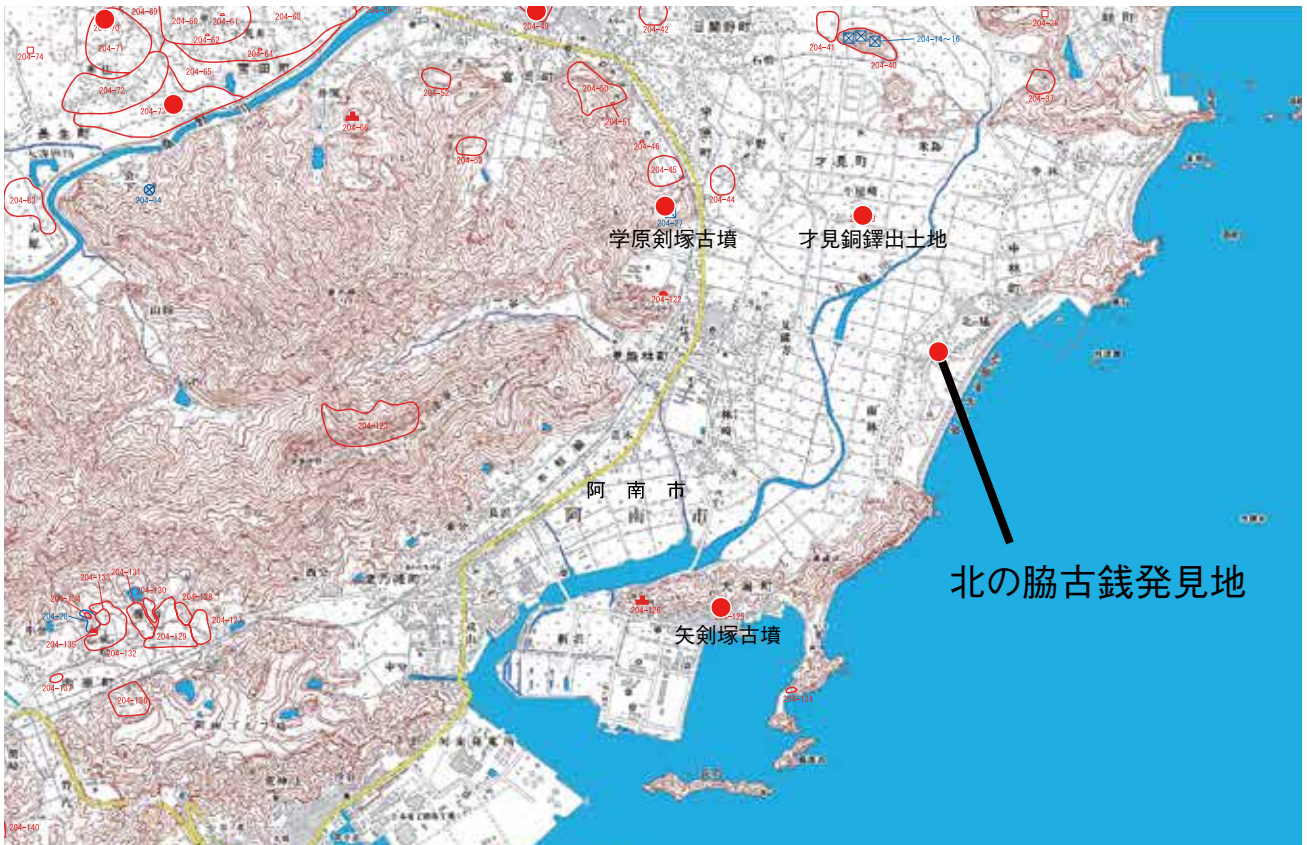


図1. 北の脇古銭発見地と周辺の遺跡. 徳島県遺跡地図(徳島県教育委員会, 2006)に加筆.

部の古銭を回収した後に発見地点付近に置かれ、数日後には行方不明となり、現在は不明である。

発見時点には、古銭は6000～10000枚あったとみられる。尾崎氏のほか、工事関係者など数名で分割保管していたが、散逸したのものもあるようで、現時点で所在が明らかなものは、2012年に秋本沙枝子氏、2017年に尾崎氏が博物館に寄贈した2686枚となっている。

北の脇古銭の存在が公になった時期は明らかではない。徳島県内で大量出土銭に関する調査報告などで言及されることもなく、徳島県遺跡地図では古銭出土やその出土地に関して記載がない(徳島県教育委員会, 2006)。更に2002年に3699枚の古銭が出土した寺山遺跡(徳島市)の発掘調査報告書では、1000枚以上の古銭が出土した遺跡を9遺跡示すが、北の脇古銭は含まれていない(徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター, 2007)。

一方で、博物館には1987年に北の脇古銭のうち尾崎氏所有分について銭種や点数調査を行ったメモのコピーが残されている(図2)。2017年の寄贈分とメモに残されている古銭の種類や点数には大きな差があり、このメモが示すデータの扱いには慎重を要するが、1980年代後半に調査対象として認識されていた状況を示している。同時にメモされた古銭は全て1枚ずつ別になっているが、

現状で別の銭と固着したような痕跡が残るものが多いことから、数枚が固着した古銭を剥がして1枚ごとに分けた作業の後、調査を実施したことを示すと考えられる。

このメモと合致するかは不明であるが、尾崎氏によれば古銭の調査があったとの証言もあり、調査や公開が不十分ながら、一部には古銭の存在が知られていたようだ。以上のことから、2012年に秋本氏が博物館に寄贈する以前は、北の脇古銭に関する情報は、共通認識されているものではなかったと言える。

2012年寄贈分は高島芳弘が概要を紹介している(高島, 2015)。ここで尾崎氏からも寄贈があったことを明らかにしているが、尾崎氏寄贈分は整理と集計が未実施であったため詳細には触れていなかった。博物館では2017年に基礎整理を行い、寄贈の手続きも完了したので、2018年の徳島県立博物館トピック展示「阿南市北の脇海岸の古銭」で概要を紹介したほか、古銭のサビの様子について紹介(植地, 2018)。2018年度の徳島県立博物館特別陳列「ごっついで那賀川—博物館資料で見る那賀川流域の自然とくらし—」で展示するなど、積極的な公開を行っている。



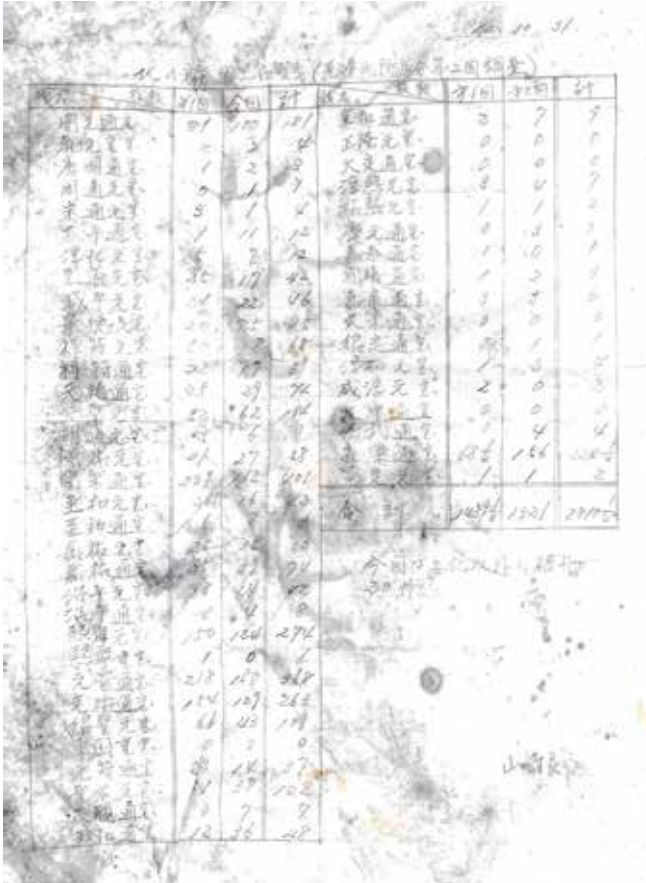


図2. 北の脇古銭の調査メモ。

## 古銭の整理

古銭の整理作業は、クリーニング、銭種の判読、集計が基本となる。分類作業は、『中世の出土銭—出土銭の調査と分類—』（永井編，1994）を基準として行った。

著者は、2017年寄贈分の整理を行った。古銭は、数枚のポリエチレン袋に収められていた。大半は一枚一枚バラバラの状態であったが、一部は古銭の孔に木綿糸が通された状態で同じ種類の銭が数十～数百枚がまとまった状態であった。

袋から古銭を取り出すと、強い油の臭いがあり、古銭表面には粘度の高い液体が付着していた。古銭の発見から寄贈時点まで、特殊な作業が行われた可能性は低く、防錆目的で市販の機械油に浸漬していたと思われる。機械油は液状を保っており、他の「モノ」に接触するとそれを汚染する。また、埃や土砂といった微細な物質、植物破片（藁など）や虫の死骸などを取り込み、汚れとなる要因にもなっていた。

整理作業は、この機械油を除去することから始めた。ウエスで油をぬぐい取った後、界面活性剤とブラシを使用して洗浄を行った。しかし、古銭の文字部分にある微細な凹凸部分に付着する機械油・汚れの洗浄ではブラシ

の毛先が接触できず、効果がみられなかったため、実体顕微鏡で観察しながらプローブ（探針）で機械油・汚れを刺激し取り除いた。機械油は汚れや腐食生成物の空隙にも浸透し、固着する汚れ物質を軟化していたようで、作業は効率よく実施できた。ただ、機械油についてはあまりにも微細な空隙にも浸透していることが災いし、十分な洗浄効果が得られず、乾燥後しばらく置いても、機械油の臭いが感じられる場合は作業を数度繰り返した。

またこの洗浄時に銭種を同定した。大半は肉眼観察で判別できたが、表面の錆の影響で判別できない資料についてはエックス線写真撮影を実施し、一部を判別した。

2012年寄贈分は、洗浄された後に判読、集計されて保管されている。2017年分と比較すると、微細な砂粒が表面に残存し白っぽい色調の資料が多い。機械油に浸漬されていなかったことに起因すると考えられる。2017年分は、イレギュラーな洗浄であったため、保存にとってどのような影響があるか、現段階では不明である。錆の進捗をはじめとする劣化の進行について、2012年分と比較も含め、継続して観察する必要がある。

## 古銭の一覧

寄贈された北の脇古銭は2686枚で、すべて銅銭である。21枚は銭種が不明であったが、47種類の銭種が確認された。

初鑄年が最も古い銭は開元通寶（621年：唐）、最も新しい銭は永樂通寶（1408年：明）である。出土点数が最も多い銭は永樂通寶（600枚）で総数の約22%、2番目は元祐通寶（463枚 初鑄1078年：北宋）で約18%を占める。以後は総数の一割以下となっており、皇宗通寶（223枚 初鑄1038年：北宋）、元祐通寶（166枚 初鑄1086年：北宋）、熙寧元寶（143枚 初鑄1068年：北宋）、天聖元寶（142枚 初鑄1023年：北宋）、開元通寶（103枚：唐）と続き、残りの銭は100枚以下であった。国別では全て中国銭である。王朝別では北宋が72%、明が23%と両者が大半を占めるが、明銭の99%が永樂通寶であった。唐では開元通寶が約4%となるのが注目され、南唐、南宋、金の古銭も点数は少ないが含まれている。

## 古銭の埋納時期について

北の脇古銭のうち、現在判明している最新銭は永樂通寶である。所在の確認ができない古銭も多数あることから暫定的ではあるが、北の脇古銭が、集約されたのは

	錢貨名	国名	初鑄年	枚数
1	開元通寶	唐	621	103
2	軋元重寶・当十錢	唐	758	6
3	開元通寶 (会昌開元)	唐	845	1
4	唐國通寶	南唐	959	1
5	宋通元寶	北宋	960	16
6	太平通寶	北宋	976	11
7	淳化元寶	北宋	990	15
8	至道元寶	北宋	995	24
9	咸平元寶	北宋	998	38
10	景德元寶	北宋	1004	49
11	祥符元寶	北宋	1008	76
12	祥符通寶	北宋	1008	46
13	天禧通寶	北宋	1017	82
14	天聖元寶	北宋	1023	142
15	明道元寶	北宋	1032	6
16	景祐元寶	北宋	1034	26
17	皇宋通寶	北宋	1038	223
18	至和元寶	北宋	1054	23
19	至和通寶	北宋	1054	8
20	嘉祐元寶	北宋	1056	25
21	嘉祐通寶	北宋	1056	41
22	治平元寶	北宋	1064	43
23	治平通寶	北宋	1064	5
24	熙寧元寶	北宋	1068	143
25	元豐通寶	北宋	1078	463
26	元祐通寶	北宋	1086	166
27	紹聖元寶	北宋	1094	75
28	元符通寶	北宋	1098	25
29	聖宋元寶	北宋	1101	62
30	大觀通寶	北宋	1107	22
31	政和通寶	北宋	1111	62
32	宣和通寶	北宋	1119	3
33	紹興元寶・折二錢	南宋	1131	1
34	淳熙元寶	南宋	1174	11
35	紹熙元寶	南宋	1190	2
36	嘉泰通寶	南宋	1201	1
37	開禧通寶	南宋	1205	1
38	嘉定通寶	南宋	1208	4
39	大宋元寶	南宋	1225	1
40	淳祐元寶	南宋	1241	2
41	皇宋元寶	南宋	1253	1
42	景定元寶	南宋	1260	2
43	咸淳元寶	南宋	1265	1

44	正隆元寶	金	1158	2
45	大定通寶	金	1178	2
46	洪武通寶	明	1368	3
47	永樂通寶	明	1408	600
	不明			21
	合計			2,686

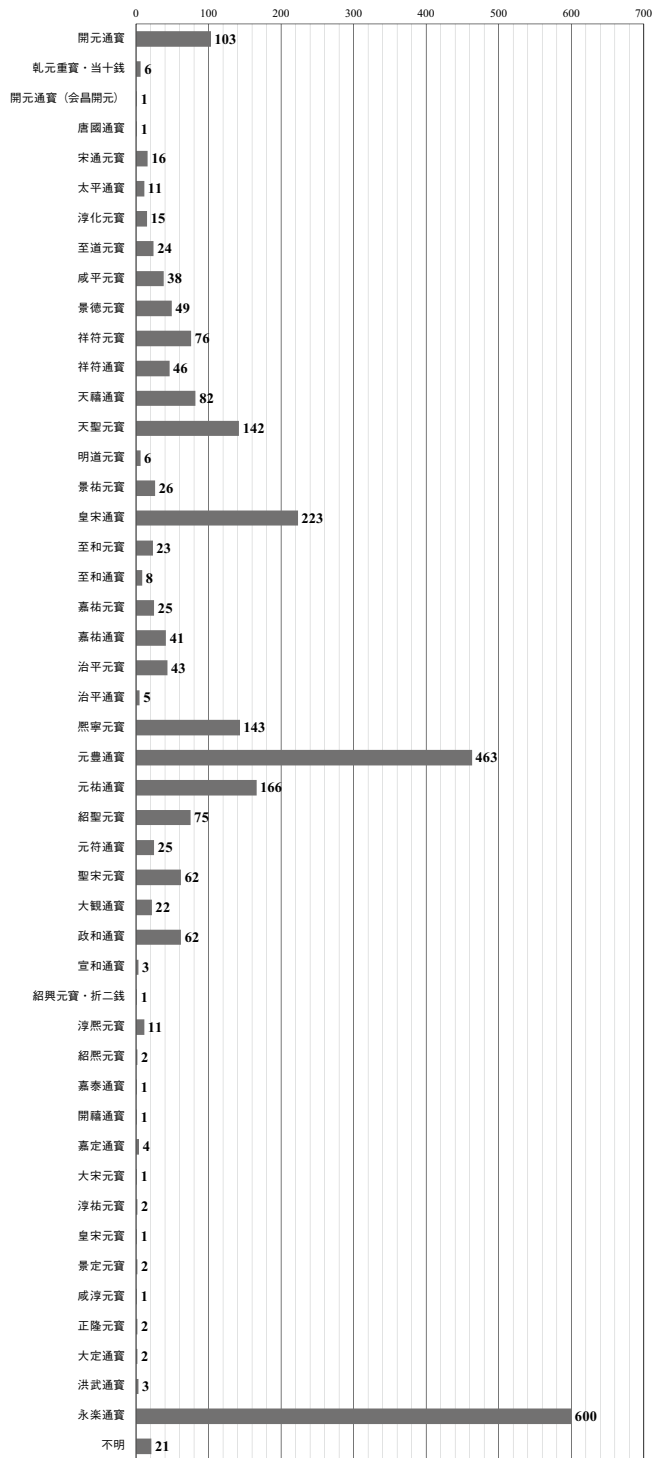


表 1. 北の脇古錢一覧表.

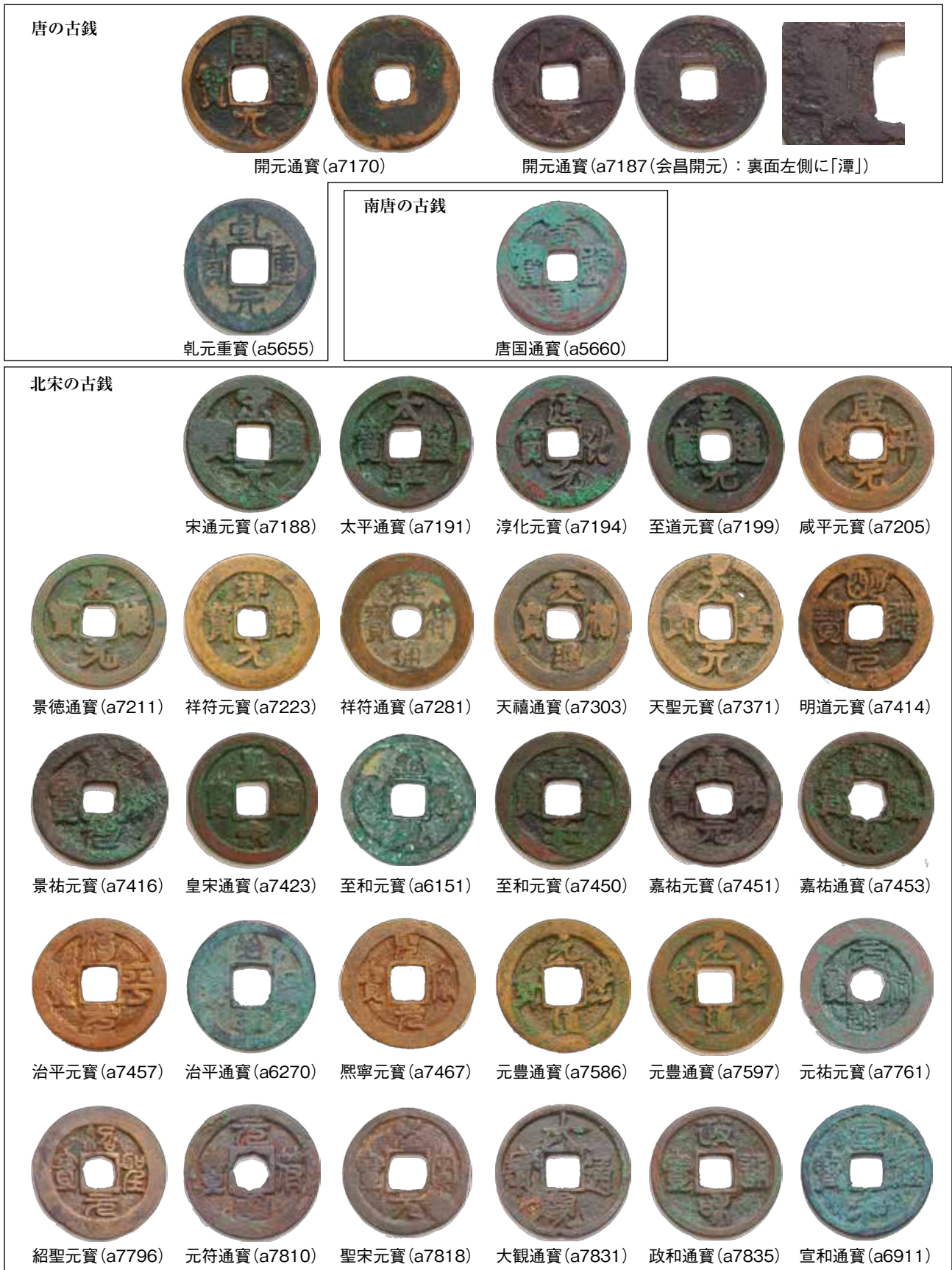


図3. 北の脇古銭 (1).



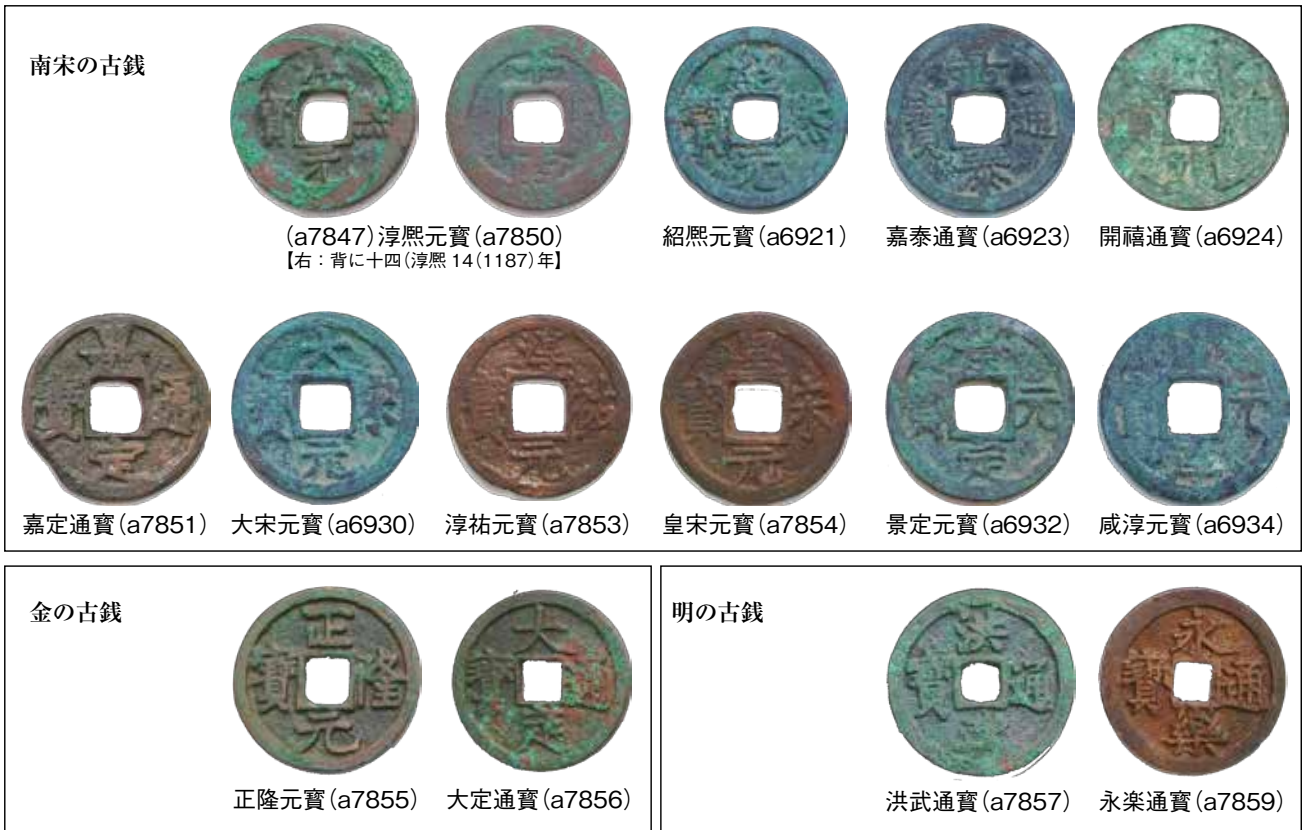


図4. 北の脇古銭 (2).

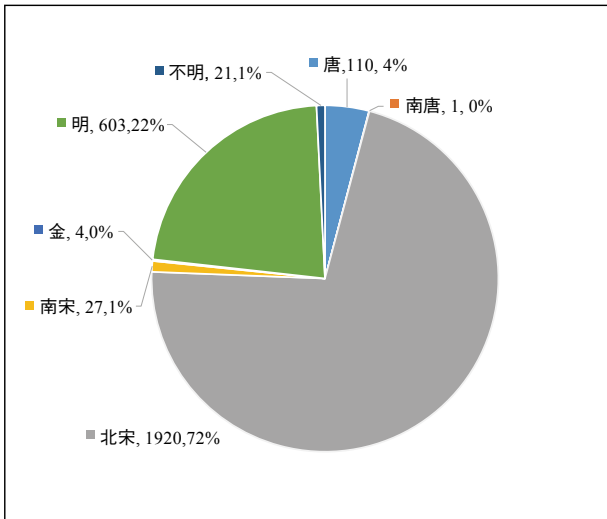


図5. 王朝別出土割合.

X線写真で判読できた古銭

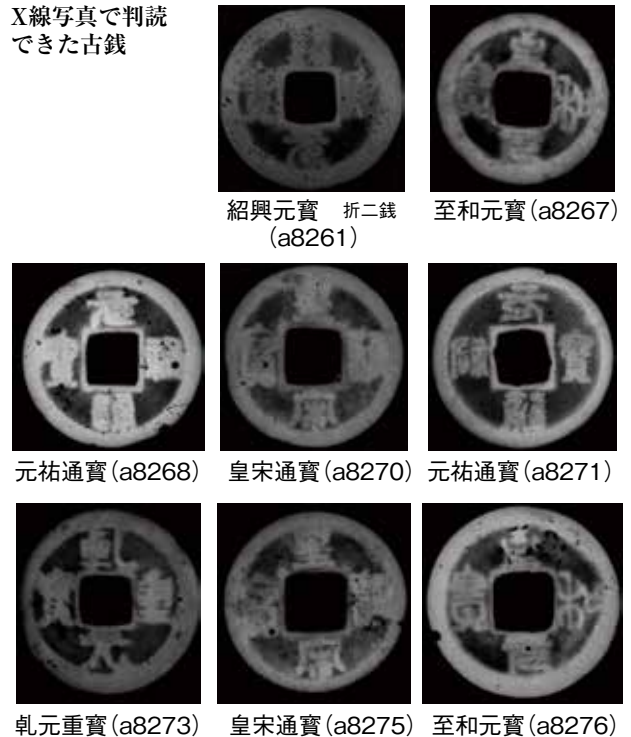


図6. 古銭のX線写真.

出土地	枚数	最古銭	最新銭	容器	時期
徳島市寺山	3,715 枚	五銖（後漢）	至大通宝（元）	木質容器	14 世紀
海陽町大里	70,088 枚	貨泉（新）	至大通宝（元）	備前大甕	14 世紀後半
徳島市一宮	17,178 枚	四銖半両（前漢）	至大通宝（元）	素焼き壺	14 世紀後半
阿南市北の脇	現存 2,652 枚 （推定 10,000 枚）	開元通宝（唐）	永楽通宝（明）	壺	15 世紀前半
小松島市根井	1,607 枚	開元通宝（唐）	永楽通宝（明）	小型の備前壺	15 世紀前半
阿南市長生	26,338 枚	開元通宝（唐）	世高通宝（琉球）	備前大甕	15 世紀後半
美馬市重清城名	約 1,000 枚	開元通宝（唐）	宣徳通宝（明）	素焼き壺	15 世紀後半
美波町北河内	約 100000 枚	不明	寛永通宝（鉄）	なし	19 世紀以降
神山町神領	約 15,000 枚	不明	不明	不明	
海陽町船津	約 20,000 枚	不明	不明	不明	

表 2. 徳島の大量一括出土銭 一覧.

15 世紀前半と判断される。銭が壺に収められ、更に壺が埋納された時期も、それと大きな差はないと考えたいが、周辺の遺跡の立地や壺および壺の埋納遺構に関する情報が少ないため、これ以上の言及は困難である。

徳島県内の古銭が大量に出土したのは、北の脇古銭を含め 10 か所が知られている。北の脇古銭は、県内最多の一括銭が見つかった海陽町大里古銭、徳島市一宮古銭よりも少し新しい時期に集約された銭で構成されていることになる。美波町北河内銭は、推定 10 万枚の古銭が発見されているが、寛永通宝の鉄銭が多数を占めていることから、幕末から明治にかけて埋められたと考えられ、他の古銭とは年代が大きく外れる。

## おわりに

集落などから出土した銅銭は、劣化の進行が顕著で、銭種が判然としないだけでなく、割れや脆弱化の進行が著しいものが多い。それに対して、博物館に寄贈された北の脇古銭は、銭種の判別が比較的容易で、金属の特徴である硬さとしなやかさが残っている資料が多い。特に初鑄年が最も新しく、数も多い永楽通寶では、形状のバリエーションが少なく製作に安定性がみられるほか、劣化の進行も遅いことに気が付く。北の脇古銭を納めていた壺の行方は定かではないが、一定期間この壺内で密封されていたことで、古銭の劣化が抑制されていたとも考えられる。また、鑄の進捗については、銭同士が密着していた鑄痕跡のある古銭と、ほとんど鑄がみられずに銅の金属光沢が残る古銭がある。これは壺内で古銭が置かれていた位置が影響しているのではないかと推定される。銅製品の鑄の進行について、興味深いデータである。

北の脇海岸に隣接し、関連性を示すことのできる遺跡

はほとんどなく、北の脇古銭の性格を検討することは大変困難である。これについては、周辺の考古学・埋蔵文化財調査の進展に期待したい。

## 謝 辞

本稿を作成にあたって、以下の皆さまにご協力いただきました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

(50 音順、敬称略)

秋本沙枝子、岡本治代、尾崎巧、高島芳弘

## 参考文献・引用文献

- 阿南市教育委員会. 2011. 川原遺跡 市営住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書. 26p. 阿南市教育委員会・阿南市市民部文化振興課, 阿南.
- 阿南市史編さん委員会. 1988. 阿南市史第 1 巻（原始・古代・中世編）. 691p. 阿南市, 阿南.
- 兵庫埋蔵銭調査会・永井久美男編著. 1994. 阿波海南 大里出土銭—中世中期大量埋蔵銭の調査報告書—, 190p. 海南町教育委員会, 徳島.
- 石田啓佑・鈴木茂之・山下真司・辻野泰之・中尾賢一・西山賢一・橋本寿夫・森江孝志. 2015. 阿南市蔵石海岸のメランジュを構成する付加体堆積物と海底地すべり堆積物. 阿波学会. 阿波学会紀要, 60: 187-194.
- 永井久美男編. 1994. 中世の出土銭—出土銭の調査と分類—. 272p. 兵庫埋蔵銭調査会, 兵庫.
- 西崎聖二郎・高島芳弘. 2014. 徳島県阿南市北の脇海岸に漂着した土器片・陶磁器片について. 徳島県立博物館研究報告, (24): 35-44.

- 高島芳弘. 2015. 阿南市北の脇海岸に埋められていた古銭. 徳島県立博物館ニュース, No.99:6.
- 徳島県教育委員会. 2006. 徳島県遺跡地図第二分冊—遺跡地図編—. 174p. 徳島県教育委員会, 徳島.
- 徳島県教育委員会. 2011. 徳島県の中世城館徳島県中世城館総合調査報告書. 徳島県教育委員会, 徳島.
- 徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター編. 2007. 徳島県埋蔵文化財センター調査報告書第70集 寺山遺跡 広域基幹河川改修(園瀬川)事業事業関連埋蔵文化財発掘調査報告. 590p. 徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター, 徳島.
- 徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター編. 2010. 徳島県埋蔵文化財センター調査報告書第81集 宮ノ本遺跡Ⅱ—桑野川床上浸水対策特別緊急事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告—. 413p. 徳島県教育委員会財団法人徳島県埋蔵文化財センター, 徳島.
- 植地岳彦. 2018. 銅製品のサビをしてみよう—北の脇—一括出土銭の観察から—. 徳島県立博物館ニュース, No.112:2-3.
- 梅原末治. 1985. 銅鐸の研究. 493. 木耳社, 東京.
- 財団法人徳島県埋蔵文化財センター. 1997. 試掘調査. 徳島県埋蔵文化財センター年報, (8):61.



## 徳島藩郡代関係文書について — 「郡代報告書」の紹介と翻刻—

松永友和<sup>1</sup>

[Tomokazu Matsunaga<sup>1</sup>: Introduction and transcription of documents of Tokushimahan-gundai]

キーワード：徳島藩 郡代 郡代報告書 寛政改革

### はじめに

本稿は、人間文化研究機構 国文学研究資料館が所蔵する徳島藩郡代関係文書、具体的には「郡代報告書」を紹介・翻刻するものである。ただし、上記の名称は研究上の通称であり、正式な資料名は表1のとおりである。いわゆる「郡代報告書」と呼ばれる資料は10冊の古文書であり、10冊全体の包紙(図1)とともに、各々の冊子にも包紙が付けられている(例えば、図2・3)。現在は、冊子の出し入れにともなう資料の損傷を考慮して、包紙から出された状態で、大切に保管されている(図4)。

まず、「郡代報告書」を紹介・翻刻するに至った経緯を記しておきたい。当該資料は、平成29年度徳島県立博物館の企画展「江戸幕府と徳島藩—幕藩制改革からみる江戸時代—」(会期:2017年10月14日~11月19日)において借用し、展示・公開した資料の1点である(徳島県立博物館編, 2017)。もちろん、展示で借用する前に資料調査を行っており、平成28年(2016)12月に国文学研究資料館を訪れ、調査及び写真撮影をしている。調査で実物資料を目の前にしたとき、「郡代が地域の状況を上申した文書」という資料の特徴に対し、直感的に興味を抱いた。それが、資料を借用・展示した動機であるが、企画展では、その他100点以上の資料を調査・展示する関係上、1点の資料にそれほど深入りすることはできなかった。

平成29年12月、企画展が終わり資料返却も全て終了した後、少しずつ「郡代報告書」の翻刻を始めた。それとともに、徳島藩郡代についてもより深く検討を加え、その結果、10冊の「郡代報告書」のうち2冊についてはすでに資料紹介及び翻刻がなされていることを知った。その2冊の報告書は板野郡管内のものであり、現時点における資料の翻刻状況は表1のとおりである。

上記の状況をふまえ、本稿ではいまだ翻刻がなされていない8冊のうち、海部郡、那賀郡、名東・勝浦郡、名西郡の4冊を取り上げ、簡単な解説と翻刻を掲載する。なお、海部郡の報告書については計3冊が伝存しており、本稿では以下、「海部郡報告書①」のように表記する。

### 解題

#### 1. 資料の概要

まず、資料の概要について述べる。海部郡、那賀郡、名東・勝浦郡、名西郡の4冊の体裁は冊子(縦帳)である。いずれも縦31.0~31.5cm、横21.7~22.2cmの大きさであり、表紙と本文からなる。表紙には資料名と郡代の名前が記されている(図5~8表紙)。

次に、資料の年代について述べる。そもそも郡代は、徳島藩寛政改革における地方支配の編成にともない設置されたが、海部郡代が他の郡代に先行するかたちで、寛政11年(1799)に設けられた(表2)。そのため、海部郡報告書①の本文末尾に記されている「申閏四月七日」は寛政12申年(1800)であると考えられる。なお、海部郡報告書②に見られる「酉三月」は享和元酉年(1801)と推察される。寛政12年には海部郡以外の郡についても郡代が設置され、その後報告書が作成されている。すなわち、海部郡報告書③を含むその他の「郡代報告書」に記載されている「戊七月」は、享和2戊年(1802)であると考えられる。

つまり、「郡代報告書」は、徳島藩郡代が作成した藩の公式文書であり、言い換えると、郡代の視点から記された1800年前後における阿波国各郡の状況を示したものとさえいえる。各々の冊子の包紙には、「上」と記されていることから(図3)、郡代から藩主(あるいは藩政

2018年12月2日受付, 12月26日受理。

<sup>1</sup> 徳島県立博物館, 〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園, Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Hachiman-chô, Tokushima, 770-8070 Japan.

表1. 「郡代報告書」について.

資料名	資料番号	郡・地域名	郡代名	年代	翻刻状況
1 海部郡中御取締ニ付相手懸候次第申上帳	283-007	海部郡①	太田忠介・佐和瀧三郎・赤川左蔵・岩田内之助	申(寛政12年・1800) 閏4月7日	本稿翻刻
2 海部郡中去申年中御用方相手懸候次第申上帳	283-004	海部郡②	佐和瀧三郎・赤川左蔵	酉(享和元年・1801) 3月	未
3 海部郡中御用方相手懸候次第申上帳	283-010	海部郡③	佐和瀧三郎・赤川左蔵	戌(享和2年・1802) 7月	未
4 那賀郡一昨秋已来相手懸候御用方申上帳	283-003	那賀郡	平尾勘左衛門・乾新平	戌(享和2年・1802) 7月	本稿翻刻
5 名東・勝浦両郡一昨年已来相手懸候御用方申上帳	283-001	名東・勝浦郡	真藤新五・平瀬角右衛門	(享和2年・1802) 7月	本稿翻刻
6 名西郡一昨年已来御用方相手掛候申上帳	283-009	名西郡	河村左吉・黒部藤助	戌(享和2年・1802) 7月	本稿翻刻
7 板野郡一昨年来御用方相手掛候申上帳	283-008	板野郡	牧友太郎・青山牛兵衛	(享和2年・1802) 7月	板東(1985) 松下・古文書学 習会(1995)
8 板野郡中撫養式拾四ヶ村浦一昨秋以来相手懸候御用方申上帳	283-002	板野郡中撫養	安宅弁左衛門・岩崎猪源太・長江郡之助	戌(享和2年・1802) 7月	松下・古文書学 習会(2000)
9 阿波・麻植両郡一昨年来相手懸候御用方申上帳	283-005	阿波・麻植郡	岩田内之助・稲田武七郎	戌(享和2年・1802) 7月	未
10 美馬・三好両郡一昨年来相手懸候御用方申上帳	283-006	美馬・三好郡	矢野為次郎・佐野藤右衛門・馬宮四郎兵衛・谷良右衛門・武川阿蔵・馬宮直五郎	戌(享和2年・1802) 7月	未

※海部郡の「郡代報告書」は計3冊あり、便宜上①～③を付した。  
年代の( )は筆者が補足した。

表2. 徳島藩郡代の関連年表.

年代	西暦	事項
寛永年間		阿波九城制が廃止される(九城制では城番が郡奉行を兼任)
寛永17年	1640	阿波国13郡(名東・名西・以西・板東・板西・阿波・麻植・美馬・三好・勝浦・那東・那西・海部)に郡奉行各1名が任命される
慶安元年	1648	郡奉行の定員を3名に減らす
寛文4年	1664	13郡のうち、板東・板西を板野に、那東と那西を那賀とし、以西を名東に併せ、阿波国は13郡から10郡となる
明和6年7月	1769	阿波国を6区にわけ、郡奉行と代官を合わせた役の郡代が設置される
明和6年10月	1769	徳島藩10代藩主蜂須賀重喜、幕府から隠居を命じられる
明和7年	1770	前年の制度をあらため、郡奉行3名と代官を設置する
寛政11年	1799	海部郡奉行と海部郡上灘・下灘代官を廃して、海部郡代を設け、3名を任命する(佐和瀧三郎・赤川左蔵・太田忠介)。鞆浦代官所(陣屋)を郡代所とする。なお、木頭代官も海部郡代の受け持ちとする
		この頃、海部郡において苛酷な年貢の取立が行われたとされる
寛政12年	1800	海部郡以外の郡奉行と代官を廃し、残りの9郡を6区に分け、郡代14名・見習1名が任命される。海部郡代が「報告書①」を上申する
享和元年	1801	海部郡浅川村百姓30人・牟岐浦百姓153人、郡代の苛政に抗して土佐国に逃散する。海部郡代が「報告書②」を上申する
享和2年	1802	各郡の郡代が「報告書」を上申する
享和3年5月	1803	佐和瀧三郎、郡代惣頭取に任命される
享和3年6月	1803	淡路国において、郡代制度の導入が決まる。佐和に淡路への渡海命令が下る
享和3年7月	1803	佐和瀧三郎、捕縛され、一部の郡代も連座する
文化4年	1807	鞆浦の郡代所(御陣屋)が日和佐に移される
文化7年	1810	海部郡代と那賀郡代が合併される
天保10年	1839	高木真蔵、海部那賀郡代となる
明治2年1月	1869	郡代が郡奉行と改称される
明治2年3月	1869	郡代所が民政所と改称される
明治2年8月	1869	民政所が牧民所と改称される
明治3年6月	1870	牧民所が徳島南浜に移転され、北民政掛役所と改められる

執行部)に上申されたものと考えられる。

なお、図9は阿波・徳島の郡界を示したものである。現在の市郡界と旧郡界を比較すると、一部異なる点があり、留意を要する。

また、「郡代報告書」を用いた研究に、安沢(1968)や板東(1974)、高橋(2000・初出1978)、松下(1992)、松下(2004)、金原(2004)などがある。

## 2. 資料の内容

次に、資料の内容について述べる。本来は4冊各々の詳細を示すべきであるが、分量が大部であり、また紙幅の関係などから、本稿では各冊子のうち、注目されるいくつかの点を取り上げ述べることにする。

### (海部郡報告書①)

海部郡報告書①(図5)は、全44カ条にわたり、海部郡内の領民支配、木頭山分における生業や年貢、村浦における漁業などについて記載されている。その他、疱瘡・疫病流行時における悪弊、分一所や口銀、女性の稼ぎ、米食と「御赦米」などといった内容もみられる。さらに、個人の褒状を示す一節もある。以下では、領民支配に関する点を取り上げる。

まず、1カ条目において、郡内領民の養子縁組について記されている。資料によれば、「従来は養子縁組にあたり出願などは行われておらず、思うままに取り結ばれてきたが、近年取り決めを行い、養子縁組の際は出願することとし、証文をつかわす」ことなどがわかる。

領民支配については3カ条目にも見られ、人の移動についての取り決めが確認されている。すなわち、「四国遍路や他国への出稼ぎなどは、本人が願い出て、その後切手(手形)を渡すのが御作法であるが、これまで願い出などはなかったが、今後は御作法のとおりとする」とある。

また、徳島藩は基本的に領民支配(管理)を宗門帳や棟付帳によって把握していたが、1800年頃は帳簿に登録・記載されない「洩人」の問題を抱えていた。7カ条目にその「洩人」対策が記されている。

一在々宗門御改之義、前々村浦役人共申出之帳面ヲ的ニ仕、御改成候所ハ三代四代も以前ハ宗判仕候百姓共、名面ヲ其俣居エ置判形仕来候懸故、多分宗判不仕洩人ニ相成、誠ニ表向之御法而已ニ相流居申処、昨春御改ハ者右様死去之名面者相省セ、家毎ニ壱人宛宗判仕セ、洩人無御坐様精ク相行着、夫々当人名面ニ引直シ、御掟之通宗判仕セ、最早洩人等者無御

坐、正ク相成申候、前段之懸ニ而以前者漸郡中ニ而、人数式千三百七拾人ならてハ、御改帳へ出不申候処、人数六千六百八拾人余ニ相成、大ニ相増申候、随而棟附御改之儀、此頃追々相手懸居申処、右之懸ニ而自然隠人等之不埒無御坐様相成、棟附御改出来之上者、夫役銀大ニ相増、御為成可申与奉存候、

大意は以下のとおりである。宗門改めについては、村浦役人からの申し出によって帳面を作成していたが、本人が死去した後も名前をそのまま据え置くなどすることから、「洩人」が少なくない。そのため昨春より家毎に一人ずつ宗門改めをしたところ、「洩人」はなくなり、郡中の人口は2370人から6680余人となった。そのため不埒な「隠人」がなくなり、棟付改めができ、ついでに夫役銀の増大にもつながった。

ここで注目される点は、「洩人」対策の結果、海部郡内で把握されていた人口が2370人から6680人余に増加したことである。この数値が正確ならば、増加率は約2.8倍という驚くべきものである。いずれにせよ多くの人々が帳簿未記載の状態であったのであろう。領民の把握は、藩による支配の根幹に関わる問題であり、「洩人」の増加は支配の弛緩を意味する。藩は今一度、領民支配を強化・徹底させるため上記の政策を行ったのである。

ただし、海部郡に新たに駐在した4名の郡代(太田忠介・佐和滝三郎・赤川左蔵・岩田内之助)は、海部郡に根付いた「悪弊」は容易には改まらないとの認識を抱いている。10カ条目にその点が記されており、大意は以下のとおりである。「村役人をはじめ郡中の者は、御作法を承知しておらず、役所にとって「美敷事」(表面上の都合の良さ)のみを心懸ける気質があるため、掟や作法を教えてもすぐには整わない。その点をこちら(郡代側)が催促をすれば表面上のこととなってしまい、かえって人々の心持ちは直らない。このような風俗は海部郡において第一の煩いである」と報告している。

郡代が吐露した海部郡の印象であろうが、上記はあくまで郡代の認識であり、藩主あるいは藩政執行部への上申が前提となり記載された点を考慮に入れなければならない。藩主や藩政執行部にとって、改革が必要であるとの認識が強ければ強いほど、郡代による地域に対する認識は否定的なものとなっていく。「郡代報告書」は、郡代が置かれた政治的立場を加味する必要がある。

### (那賀郡報告書)

次に、那賀郡報告書(図6)について紹介する。那賀報告書は、全9カ条にわたり記載されており、村役人の不正や郡代手代に対する処罰、平島又太郎(いわゆる「平

島公方) 家来一件、仁宇谷筋における年貢茶、椿泊浦や那賀川における漁業及び所請、昨秋(1801年)の風雨洪水、個人の褒状などが記されている。以下では、郡代手代に対する処罰について見てみたい。

那賀郡報告書によれば、郡代手代に佐藤善三郎という人物がおり、日頃の勤方心得(勤務に対する姿勢・心得)が良くなく、そのまま放置すれば他の手代たちにも悪影響が生じるとある。そのため、那賀郡代は、手代佐藤を一旦那賀郡から引き離し、海部郡において勤務するよう申し付けている。すると程なく、手代佐藤からは、病気であるとの申し出が来たという。そのため郡代はその旨を一応承知したが、後日、佐藤は病気ではなかったことが発覚する。そこで、郡代は手代佐藤に対し、まずは参上するよう申し付けたところ、佐藤はひどい悪口を吐き、命令に従わなかったという。これらの行為は甚だ不埒であるため、手代佐藤は入牢を申し付けられ、最終的に解雇されたことが報告書に記されている。

この一節の末尾には、「上記のことは申し上げる程のことではないが、念のため上申する」と記された上で、「手代らが長年行ってきた弊風は、にわかには改まらない」と書き記されている。

以上の事柄からは、本来郡代の下で手となり足となつて働くはずの手代たちの実情が垣間見られる。改革にともなう地方支配の編成は、支配の末端で地域と直接関わる手代らの規律・刷新をも意図したものであったことがわかる。

#### (名東・勝浦郡報告書)

続いて、名東・勝浦郡報告書(図7)を紹介する。この報告書は、名東郡と勝浦郡の2郡がセットとなっていることに加え、報告書自体が薄い(分量が少ない)という特徴があり、なぜ、そのようになったのか理由は不明である。

報告書は、全5カ条にわたり記載されており、名東郡南浜浦での出火、名東郡芝原村の堤切にともなう家屋の流失、昨年(1801)8月の大水被害、勝浦川筋における漁業、両郡の宗門改について記されている。以下では、8月の大水被害について紹介する。

名東・勝浦郡報告書によれば、1801年8月20日に、大雨による大きな洪水被害があったことがわかる。洪水によって家が流されたり、押し潰されたり、また人や牛馬が流されたりするなどの被害があり、郡代はそれへの対策として臨時手当(御救い)を行っている。まず、郡代は被害状況を確認するため、郡内に出役し、破損の様子を見分している。水害にあい難渋している者は多

く、名東郡のうち14カ村において、83軒それぞれに対し、難渋の程度に応じて、赤麦1斗~5斗ずつ、計14石8斗を遣わしていることがわかる。これらの手当(御救い)によって、老年の者たちは涙を流して感謝したと記されている。

最後の「涙を流して感謝した」の一節は、「郡代報告書」が上申を前提として作成されたという性格上、事実であるか否かは判然としないが、郡代が洪水被害に対し手当(御救い)を行ったという行為自体は事実であろう。一村レベルを超える広域的な洪水被害などについては、郡代報告書を見ることによって被害の全体が見えてくる。

#### (名西郡報告書)

最後に、名西郡報告書(図8)について述べる。名西郡報告書は、全13カ条にわたり記載されており、郡中役人(村役人)の不正や郡内平野部における藍作の状況、山間部の状況、棟付改めや年貢上納などについて記されている。以下では、藍作の状況について紹介する。

名西郡報告書によれば、郡内里分(平野部)では畠作が卓越しており、「藍作第一仕」と記されるように、藍作が盛んに行われていた。事実、名西郡内の平野部(現石井町)は藍作の中心地の一つであった。報告書によれば、葉藍が売買される時期になれば、「走問屋」と称する仲買師の者が多く集まり、小百姓にいたるまで商人の気質を帯びてくるという。さらに、藍の販売のため他国に出向くと、他国における繁華な風俗に染まり、金遣いも荒くなり、驕奢なくらしになるという。そのような状況は、農政を担当する郡代にとって、看過できない問題として映ったのであろう。

さらに郡代は、藍作による年貢の上納に関して、次のような問題点を指摘する。すなわち、藍(藍玉)の価格によっては、藍作に携わる者が困窮に陥る場合があり、その背景には、藍相場は年によって乱高下すること、肥料として使われる干鰯代金が高騰することなどが報告されている。

事実、藍作は収入に対して投入する干鰯代金の占める割合が高いとの指摘がある(宇山, 1982)。その意味で藍作は、米作に比して投機的な側面があったと言えよう。

#### おわりに

以上、国文学研究資料館が所蔵する徳島藩郡代関係文書「郡代報告書」全10冊のうち4冊について、簡単な解説を加えた。最後に、資料の特質と今後の課題について触れておきたい。

徳島藩蜂須賀家文書に含まれる「郡代報告書」について、最初に注目したのは安沢秀一である。安沢は徳島藩に関するいくつかの研究論文を発表しているが、特に安沢（1968）において、「郡代報告書」が活用されている。上記の論文は、今から50年前の研究成果であり、徳島藩郡代研究の嚆矢と言えよう。

この「郡代報告書」が作成された背景に、徳島藩11代藩主蜂須賀治昭が主導した徳島藩寛政改革がある。今後の課題の一つに、改革全体のなかでの郡代の役割や具体的な政策内容の検討などを行う必要がある。

それとともに、「郡代報告書」はあくまで郡代の視点で記されており、村・百姓が記録したものではない。言わば、領主的観点で作成されたものであり、地域住民の「自画像」ではない。先述したように、報告書は藩主あるいは藩政執行部に上申されることが前提となっており、郡代にとって都合のわるい事は、当然記載されなかったと見るべきである。そのため、地域の実情（地域住民がとらえる地域）が反映されているか否か、さらに言えば報告書の内容自体が「歴史的事実」であるか否かを精査する必要がある。

ただし、村方文書ではうかがえない情報も記載されていると考えられる。村方文書のみでは捉えにくい事柄（例えば、広域的な洪水被害の状況など）も書き記されている。より確度の高い「歴史的事実」にアプローチするためには、村方文書と「郡代報告書」とを重ねて合わせ、ミクロな視点で一つひとつの事象を検証する必要がある、その点は今後の課題である。

## 翻 刻

### （凡例）

1. 資料中の文字については、旧字は新字に、異体字や略字などは正字に改めた。ただし、地名・人名や歴史的な用語などで一部原文通りにしたものがある。
2. 翻刻にあたり、必要に応じて読点「,」や並列点「・」をつけた。
3. 変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞として使用されている「者」（は）、「江」（え・へ）、「茂」（も）、「与」（と）、「而」（て）はそのまま使用した。
4. 編者による注記は（ ）に入れ、傍注とした。
5. 資料中には、現在の人権意識からみて明らかな身分的差別表記がみられるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。

### 【全体の包紙】

「六番

寛政年中

一御郡代御用手掛申上拾冊

」

### 【海部郡報告書①】

（包紙）

「

海部郡中御取締ニ附相手懸候次第申上帳

太田忠介

佐和滝三郎

赤川左蔵

岩田内之助

」

（表紙）

「

海部郡中御取締ニ附相手懸候次第申上帳

太田忠介

佐和滝三郎

赤川左蔵

岩田内之助

」

海部郡之儀、從

御城下相隔路程遠ク、下情年々通達疎ク、訴詔自然と  
 発候ニ付、御郡代として私共海部表江引越、万事取修  
 方被 仰附候ニ付、諸願等日々指出来、下情も追々通  
 達仕、正風ニ導キ候義第一ニ相心得居申ニ付、先ツ者  
 邪成者之儀も追々相減候様子ニ相聞エ申候、  
 一郡中村浦とも養子縁組等之義、從來願出候義無御座、  
 心忝ニ取組仕来候処、近来彼是相究、百姓并加子人・  
 見懸人・来人共養子縁組之義、御作法之通追々願出、  
 証文指遣申様ニ罷成申候、

一田畠亮讓等之義も從來不証文ヲ以売買仕来候処、是亦  
 御作法之通願出、裏判申付候様相運ヒ、不正之売讓等  
 仕候者ハ無御坐様ニ罷成申候、

一四国修行并勝手を以当時他国稼等ニ罷越候者共、  
 時々願出切手指遣候御作法ニ御御坐候処、右様之義是  
 迄願出申義無御坐、心忝ニ罷越候所、万端相究り申ニ  
 付、時々御作法之通願出申様ニ罷成申候、

一郡中役人共始、我忝成義奢等之義も、先ツ相慎居申様  
 ニ相見エ申候、

一御作法向之儀も追々相教申ニ付、事ニ当り壺ツ宛相覚  
 エ申様ニ相運ヒ居申候、

一郡中村浦役人共始百姓共、  
 御城下江罷出候節、遠地之事故諸造用銀多ク相懸り、  
 下々迷惑之節御坐候処、私共引越相動居申ニ付而者、

往来之費無御座，大ニ造用銀相減シ，下々相窶キ候様子ニ相聞エ申候，

- 一在々宗門御改之義，前々村浦役人共申出之帳面ヲ的二仕，御改成候所三代四代も以前宗判仕候百姓共，名面ヲ其居居エ置判形仕来候懸故，多分宗判不仕洩人ニ相成，誠ニ表向之御法而已ニ相流居申候，昨春御改之者右様死去之名面者相省セ，家毎ニ壹人宛宗判仕セ，洩人無御坐様精ク相行着，夫々当人名面ニ引直シ，御掟之通宗判仕セ，最早洩人等者無御坐，正ク相成申候，前段之懸ニ而以前者漸郡中ニ而，人数式千三百七拾人ならてハ，御改帳へ出不申候處，人数六千六百八拾人余ニ相成，大ニ相増申候，随而棟附御改之儀，此頃追々相手懸居申候，右之懸ニ而自然隠人等之不埒無御坐様相成，棟附御改出来之上者，夫役銀大ニ相増，御為成可申与奉存候，
- 一郡中従来之旧弊ニ而，百姓株売買仕候懸ニ御坐候故，身居難相分者共多ク田畠之義も色々名筋混雜ニ罷成居申ニ付，先達而奉申上候通棟附御改，田畠調へ等之義も，村役人共へ下調へ申付御座候，是等之義者第一之御作法，且郷住之者共身居居家督居之基ニ御坐候故，昨春宗門御改以来軒別相改させ，稠敷相究候ニ付，他国者等不正ニ入込申義難相調様罷成申候，
- 一前段棟附下調へ等之義，役人共へ申付御座候得共，夫筋之者共心忝ニ御家中家来等ニ罷成，其余身居ニ付万端不正多ク，田畠之儀も名負違，又者不証文之田地或ハ一村散田等，数ヶ村之義ニ御坐候而，過急ニ明白難仕株数々御座候ニ付，急々相手懸申答ニ申談候得共，彼是不正多御座候所私共了簡ニ難相居，指支候株々者別紙ニ申出御座候，右之懸故急ニ者難立直奉存候，
- 一役人共始郡中之者共，御作法と申儀存不申所今唯今ニ到，免角不都合之義多ク御坐候内，勿論不正不埒之義も御坐候得共，品ニ寄候而者，御作法不弁之所品もなき事ニ相恐レ申義も御坐候而，ひたすら私共へ相もたれ申様之人氣ニ相見エ，一通りニ而者宜敷方とも可申候得共，免角取處も無御坐様之風俗ニ相見エ，且役人共始郡中之者共，私共心底ヲ相計り，御役所向之美敷事而已ヨ相心懸申様之人氣ニ相見候故，真実ニ御掟御作法向之義，相教申義も過急ニ難相調，事毎ニ相当り，壹ツ宛相覺エ申様致させ罷在候，是以せわり立候而者表向而已ニ罷成，却而人氣難立直可有御坐与奉存候，右様之風俗，海部表第一之煩と奉存候，
- 一木頭山分村々百姓共之義者，聊之田地も大切ニ仕候而，殊外骨折申儀と相見申候，取分ヶ切畠杯之義者，作付以後人家相離レ，山端へ木屋懸仕家族共立別，猪・猿之手当テとして数日深山ニ相暮シ，少々之田畠ニ而も

開立申義ニ御座候處，上下灘表之義者，田畠作付手入とも殊外僥末ニ相見エ，第一朝寝等仕，田畦等ニ大豆植付候者も無御坐候處，勝浦山分那賀郡辺之作付より見合候得者，甚不出精ニ御座候而，所々田畠相荒シ，又者空地開立申者無御坐候ニ付，彼是申談，右大豆蒔付之義，昨年始而試ニ蒔付申付候處，相応ニ飼葉等迄も出来仕申候，

- 一木頭山分村々百姓共，田畠下作仕候加地子米過半ニ相懸り申旨，并借銀之儀も過分之利足相懸，小百姓共迷惑之向も相聞エ候ニ付，相糺させ候所，御年貢米式斗相立候田地ニ，加地子米之義者七，八斗壹石程も相懸申段相違無御坐，右へ加地子米相滞候得者借銀証文ニ致させ，過分之利足相加エ取立申段相違無御坐旨，役人共始及白状候ニ付，根元加地子米并借銀利足之義者，御作法有之義ニ候所，右様之不埒仕候段，重々不屈之旨稠敷相行着，以来之義者屹与御作法之通堅相守候様申付候而，彼是相手懸罷在候，
  - 一木頭山分之儀者，従来困窮仕罷在候ニ付，御年貢等之義も年内ニ六歩通り上納仕，残四歩通り之義，翌春へ至三月切上納ニ相成居申候，然處此度何角相都メ見申候處，小百姓共困窮之段者相違無御坐，年々飢人等も多ク御坐候得共，全ク百姓共作方不出精故之義ニ而も無御坐，前段ニ奉申上候通，里郷之百姓ニ競へ申候而者，殊外骨折候而作付仕候得共，何分加地子米之義，御年貢十倍程も相懸り，借銀之義者過分之高利相懸，頭百姓共心忝ニ押取申ニ付，田畠作徳ニ引合不申所，困窮仕候段相違無御坐候，然處此度之都メ方ニ付，以後加地子并借銀利足共御作法之通罷成候故，百姓共大ニ相窶キ，殊外相悦ヒ居申候，従来嚙取られ候難渋之株相減候ニ付，此後之義者百姓共作徳米も相増申様ニ罷成候故，飢人等も相減，且者年内ニ御年貢上納方も相速取申様罷成可申と奉存候，
  - 一渡孫太夫・三間才知助木頭御代官在勤之砌，木頭山分之者共へ申付，取山檢地負或ハ無用之谷間江杉植付させ，壹人前三千本植付候得者証文指出，追而仕成ニ罷成候節，杉三千本ニ付三拾本被 召上候筈ニ相極植付させ候處，此節迄式拾万本程植付相生シ居申候，証文之義者拾万本程指出御座候，相殘拾万本之分も追々願出，証文指遣申義ニ御座候，右植付杉之義至而良法ニ而，追々山繁茂仕，山分百姓共渡世之基ニ罷成申義故，百姓共甚相悦ヒ居申候，且者御国産相増御筋宜敷，御為成申義ニ奉存候ニ付，猶又随分出精仕，植付候様申付置御座候，
- 但，最初植付之義申付候御者，安宅御役所并御林方ニ而，御帳付木ニ罷成候義，百姓共相恐レ帰服



不仕候ニ付、右両御役所御帳付木ニ者不罷成旨申付、植付させ申候、右ニ付植杉証文ニ安宅御林方御帳付之儀、指除候旨相認メ遣候義、証文之趣意ニ罷成居申候、

一木頭山分村々之儀者、前段之通植杉追々繁茂仕、百姓共渡世之基ニ罷成居申義ニ御座候得とも、上下灘之義者、稼山野山并検地負とも、諸木伐尽申而已ニ而、諸木植付候者無御座、追々浅木山尽山多ク罷成候得共、開立申義も不仕候段者、偏ニ稼方不出精故之義と奉存候、且又諸木植付相調候山々御坐候而も、植付之義相好ミ不申運者、前段稼方不出精之儀と相見候旨趣、左ニ奉申上候、

一浦方有漁之節者金銀多ク取揚申ニ付、自然と融通仕候而、手廻り安ク御座候故、手をぬらさず金銀利潤ヲ得申事而已相心懸、稼方不出精ニ御坐候様ニ相見エ、自然浦里とも、右様之怠風ニ相染候様相見申候、

一右様之稼山野山開立候而茂、過急ニ利益ニ成不申所、其俣打捨置、楯木伐出候者一日ニ三日程儲候事故、野山并荒地等開立申儀者、廻り遠キ事之様ニ相心得、存付申者無御座、其日暮之様ニ相見エ申候、其上漁父之儀者、惣而出入ヲ不相計者ニ御座候而、一平ニ浦里とも、其風俗ニ押シ及シ候様相見エ申候、

一山分々川下ケ仕候楯木等、川口ニ而荷揚ケ荷積等之節、近郷百姓共働キ候得者、少々之稼ニ者可相成候得共、一向右様之働者不仕、浦人共義も無漁之節、或ハ天気悪敷沖出相調不申節ニ而も、右様之働者不仕候、荷揚荷積とも近郷之穢多共罷越、相稼申義ニ御座候、畢竟金銀融通過、且者山海産物多ク候所、稼方却而不出精ニ罷成申儀ニ御座候、

一前段海部表野山或ハ無用之谷間江、杉其余真木植付候得者、御国産多罷成、且者百姓共大ニ為成申義ニ御坐候故、役人共江申付、植付方之儀百姓共手元相行着セ候処、甚相好ミ申旨ニ御座候得共、是以安宅御林方御帳付之儀、相恐レ申趣ニ相聞エ候ニ付、其段之儀者、木頭山分同断ニ御帳付指除可遣候間、随分植付候様申付候処帰服仕、追々願出候様子ニ相聞エ申候、程能被相行候様罷成候得者、御国産相増、下々窶キニ罷成可申与奉存候、且安宅御林方御帳付木之儀、相恐レ候趣意等之儀、左ニ奉申上候、

一都而御国中山々之義、往古者殊外諸木生シ宜敷御坐候而、大ニ御為成申様御記録等ニも相見エ候得共、追々真木伐尽候故、次第ニ浅木而已ニ罷成、又者近山之分者浅木迄も伐尽申所、尽山ニ罷成申義と相見エ申候、是と申候も往古者諸木沢山ニ御坐候而、余程御為成申候処、免角諸材木板等余計伐出候得者、当時之御為

成申ニ付、毎々仕成方致出精候様、彼是被 仰付候義、御記録ニも相見エ申候、勿論仕成繁昌仕候程、御為成申義ニ御坐候得共、跡々諸木生シ方山繁茂之所相考、或ハ真木之分三尺廻り以下之義者指留メ置、まざぎ仕成ニ仕邪魔ニ相成候浅木之分者、随分伐出申様ニ仕候而、山々年廻り相立稠敷相究り候得者、幾年ニ罷成候而も尽山ニ罷成申義者有御坐間敷と奉存候、其上生シ悪敷山々之義者、植付等之義不怠出精仕候得者、永々之御為と相見エ候処、前段之通伐尽申而已ニ罷成候故、尽山ニ相成、既御隣国土州表仕成方承合候処、三尺廻り以下之木伐出候者相頭候得者、山取上咎申付候旨ニ相聞エ申候、

一御林之義者勿論、其余検地負林稼山野山、并百姓共畠地居屋敷等ニ生シ候松・杉・桧・楠・榎・椋、其余とも安宅御用木御林方御用として御帳付ニ罷成候得者、仕成之義相調不申、田畠之邪魔ニ罷成候而も伐申義難相調、或ハ軒下等之木者、家下へ枝葉指込申様ニ罷成候而も、枝下シ等も相調不申事故、野山検地負始大木出来仕義者、却而百姓共迷惑ニ罷成候ニ付、生宜敷木者猶以式尋三尋ニ相成候得者必伐出申候、是等致成木候迄建置候得者、大ニ為成申義ニ候得共、何分兩御役御帳付之義相恐レ申候、右之通ニ仕候、此段之義者御国中一枚之儀と相見エ申候、既木頭山分村々植付杉、并此度上下灘表植付杉之義ニ付、相行着者安宅御林方御帳付指除可遣旨申聞候得者、百姓共甚相悦ヒ、早速植付之願申出候様子ニ相聞エ申候、右様御国中山々諸木植付仕候而、追々繁茂仕候得者、永々之御為ニ罷成候上、安宅御林方御用木之義も御帳ニ付不申候とも、自然と指支不申様相運ヒ可申哉与奉存候、

一前段御用木之儀、御帳付ニ相成居申内ニも、朽木又者枝枯ニ相成、成木不仕候而も、一旦御帳付ニ罷成候得者御建置ニ罷成、又者百姓共田畠之上ニ生シ居申木、御帳付ニ罷成候得者、田畠日覆ニ相成、作物相育チ不申様ニ罷成、迷惑仕義ニ御座候得共、御用木之儀者不軽義ニ御坐候得者、右様之土地ニ生シ居申木、御用木御帳付之分者、御年貢引等ニ被 仰付候得者、百姓共相恐レ申義無御坐方と奉存候、

一都而御林之外御用木御帳付ニ罷成候節、其年之御役所々郡御奉行御代官へ申談、村方相行着、百姓共格別難渋之筋御坐候得者、程能了簡候様ニ被 仰付候得者、相恐レ申間敷と奉存候、

一都而山分之分義、疱瘡殊外相恐レ申義故、木頭山分之分義も稀ニ疱瘡人御座候得者、人家遠キ山ニ木屋懸仕、其処へ病人まで指遣置、家内之者看病等仕候義者勿論之義、見廻ニも罷越不申、適ニ疱瘡仕候者相雇、看病い

たさせ申故、至而看病人無数高料ニ御坐候ニ付、忽チ困窮ニ罷成申義ニ御坐候、其上看病人無御坐故、多ク者相果テ申候、右ニ付以来之義者、疱瘡流行之節者里郷之者指遣、看病致させ可遣候間、早々願出候様申付候処、冥加至極難有奉存候旨申出、大慶仕候義ニ御座候、

一時疫流行之節、海部表村浦之者共、父子兄弟之間柄ニ而茂看病不仕、相恐レ逃退キ候程之懸故、勿論隣家之者共何以音信シ可仕様無御座、右程之仕合介抱行届不申、自然相果候者多ク、剩工葬式之営も不仕、四國邊路躰之者ニ取捨させ候程之義も相聞エ、誠ニ不実之風俗浅間敷次第ニ御坐候ニ付、先達而以来嚴敷右之処相制シ、相諭シ御座候ニ付、追々心得方相直り居申候、然とも不弁之百姓共從來染なし候風俗故、今以不心得之者も御座候ニ付、厚相心懸罷在候、

一海部郡中所々御分一処之義、往古御口銀被 召上方、御定の者中奥之御口銀御建相増居申而已ニ而、荷積船肩調らへ等者船主共申出之數ニ任セ、御口銀取立候様ニ成行、御法者表向までニ而荷積船肩ニ而相掠、不筋ニ相流レ居申ニ付、先為御試昨今年以前御建之御口銀ニ御引下ケ被 仰付、船毎荷積船肩等去未年分の正ク相究り候処、却而御口銀壹ヶ年ニ而茂、大抵壹倍程茂相増申候、尤ヶ程御口銀相増申候ニ付而者、下難洪之向も可有御座哉ニ相見候得共、全ク右様之煩者無御座、専ラ問屋共手元而已ニ而、大ニ利潤ヲ得候所より、御分一処手代杯へ者、賄賂等之中消而已ニ相成居候而、畢竟問屋共手元之利潤薄キまでニ而、御口銀増ニ相成候而茂、下々之難洪二者相成不申様子ニ相聞エ、山本分の諸仕成物専相仕出居申義ニ御坐候、則一昨午・昨未兩年御口銀増減之運、左之通ニ御座候、

一銀札三拾三貫七百三拾八匁程

右者去ル午年中分

一同五拾七貫九百貳拾三匁程

右者昨未年中分

一諸産物積出壹歩相之儀者、銀札場御役所相司、御国中一平ニ浦々川口ニ而、積荷之數ニ応シ壹歩相被 召上御建ニ御座候所、多ク者其土地々ニ而年限相立、所請ニ相成居申候、然処海部郡納浦・浅川浦・奥浦三ヶ処之儀、請処年限相充チ、去ル午六月の御郡代所におみて御取立被 仰付候ニ付、所請之儀者指止メ、御手口之建ヲ以船毎ニ当り、積出之品々壹歩相取立仕候処、大抵壹ヶ年分ニ而、所請之輩五ヶ年分之銀目程も御座候而、大ニ御益成居申候、前段之通大ニ御益成候得共、是以御分一処御口銀同断、所請之節者請負之者共手元而已之中消ニ相成居申義ニ而、下々之難洪二者相成不

申様相聞エ申候、

一海部郡拾壹ヶ浦魚口之義、昨未正月の御郡代手崎御手口ニ被 仰付候、依之浦方一通り相行着申候処、彼是入組不埒多御座候ニ付、昨夏廻浦仕夫々相手懸、追々相都申儀ニ御坐候得共、從來役人共始頭立居申候者共、私曲而已ニ相馴レ居申義故、過急ニ者難相究候得共、昨今年之間相約メ候書附物等、夫々指上候而者却而相奪ヒ、始末不仕候方哉と奉存候ニ付、先是迄相手懸申候有増之処相認メ、奉入

御覽候株々、左之通ニ御座候、

一郡御奉行請持之節、浦々高浪火災等ニ而難洪申立候而、所請ニ被 仰付候魚口銀請高、此度引渡銀目左之通ニ御座候、

一銀貳拾八貫目余

右者拾壹ヶ浦漁銀之内ヲ以、壹ヶ年分指上候御口銀高ニ而御座候、

一昨未正月以来御郡代請持ニ被 仰付、此節まで取立候漁銀高左之通、

一銀貳百三拾四貫六百目程

右者拾壹ヶ浦昨未年分魚御口銀惣高

内三拾七貫七百五拾目程

右者定居運上銀并浦々諸造用共、昨未壹ヶ年分、同九拾四貫九百三拾目程

右者藍方江預込置候分、

同七拾四貫四百六拾目程

右者米千石調代之内、銀札場へ相渡候分、尤右米漁師為御手当浦々ニ囲置御座候、

同貳拾七貫四百六拾目程

右者浦々船網極難洪人共為御救貸付候銀目ニ而御座候、

一同六拾七貫四百四拾目程

右者当申正月の三月迄三ヶ月分魚御口銀高

右之通壹ヶ年余ニ而茂魚口銀、大抵三百貫目余出来仕候処、相考候而者、是迄為御救所請ニ被 仰付置御座候内者、余有銀多出来可仕管之処、浦々船網等までも行足り不申段者、先達而も粗奉申上候通、役人共魚請所方者自分之金銀置所之様ニ相心得、万事手荒ク諸造用ヲ始、自分之入用等御座候節者、魚請所手代共申談取散シ申候由ニ相聞エ申候、右之仕合故哉、此比ニ而者役人共手元者殊外相迫り迷惑之様ニ相見エ申候、昨年分の少々之物入も自分之力ヲ以金銀指出申候事故、人々家事之用不施ニ而、時ニ寄候而者難洪も仕候様子ニ相聞エ申候、然共地盤海部郡庄屋・年寄之儀者、他国酒御免被 仰付置御座候、其上役人ニ寄候而者、切田等も被 下置御座候者も御坐候得者、不相奢取締候

- ニおいてハ、難渋仕候節者無御座候得共、無筆無算之漁師共相偽、唯今迄漁銀心俣ニ仕暮シ付居申処、俄ニ手迫り迷惑仕義と相聞エ申儀ニ御座候、
- 一魚買人共も所請之節者、不漁之砌ヲ見込、高利之金銀貸付置、大漁之節取揚申候魚、下直ニ嚙買等仕候由ニ相聞エ申候、右之仕合金銀他借ヲ以売買仕候者共、請処ニ而糴り申候魚少ク迷惑仕候、然所昨年〆御手口ニ相成候而者、魚夫々御分一処江指出申候ニ付、小商人為成申候由ニ御座候、且所請之節者魚請所庄屋・年寄司居申候而、前頭之通金銀心俣ニ仕候処〆、無拋漁頭共も取揚候魚、様々名ヲ付分取ニいたし申候儀者、昨秋私共廻浦中ニ相顯レ申候、右之仕合假令壺ヶ月ニ漁銀百貫目御座候而も、商人漁頭共請所方ヲ盗取抜買仕候、此儀者前段役人共之不正ヲ見込ミ候処〆右様ニ成來、金銀風前之如塵埃取扱申候故哉、是まで余有銀聊も無御座候、右之懸故浦中一統ニ困窮仕、相衰申義と相見エ申候、然処昨未正月〆此節迄、拾壺ヶ浦ニ而千五百五拾貫余茂、魚取揚銀高御座候得とも、昨夏平岩右膳殿廻浦、其上外御用ニ取紛私共廻浦も手延仕候処〆、浦御奉行所々出張延引仕候ニ付、浦々役人共取立之内、牟岐浦而已ニ而茂取揚銀実数承合候処、御口銀之内八拾貫目余も可有之筈之処、右程ニ無御座候者、抜ヶ魚等多ク仕候由ニ相聞エ申候ニ付、大抵当正月〆者浦御奉行浦々へ出張仕候、且者使番之者迄も指遣御坐候ニ付、追々御究も相立申候儀ニ御座候、右ニ付万一浦村とも金銀融通悪敷様之義も可有御座哉与、浦御奉行江も能ク心ヲ付候様申聞置御座候得共、曾以昨年程御口銀被 召上候得共、下難渋之義者相見エ不申候、此段者恐悦ニ奉存候、然共御究以來相違申候義、左ニ相認申候、
- 一是迄者郷分之者下畠ニ者立毛作付不仕、柿・蜜柑之類多ク植付、漁銀ヲ見込ミ売申候儀ニ相聞エ申候、先ツ牟岐浦へ榑川壺村〆年々売申候柿、壺ヶ年ニ代銀拾貫目余も売申候儀ニ御座候処、昨年者三貫目ならてハ売レ不申由ニ相聞エ申候、勿論外村浦とても右同様之懸ニ御坐候御手口ニ相成、儉約仕候義哉、右様之姿ニ相聞エ申候、從來暮シ方手荒ク仕付候者共ニ御座候得者、中々過急ニ者風俗難立直儀ニ御座候、既御手口被 仰出者、去ル卯年ニ御座候得共、下灘百姓共会合等御坐候様之人氣ニ御座候而、漸昨年来追々何角相手懸候程之事ニ御座候、
- 一郡中一鉢ニ女共布機仕候者も無数、稀々ニ女之稼と申者漁業多ク御座候節者、魚取扱ニ罷出候得者、一日一夜ニ而も七、八錢目程も賃銀囉候処〆、相居り候家業相好ミ不申候風儀と相見エ申候、
- 一村浦とも窮民ニ至迄、食物麦等者給へ不申候、第一米までを給へ申懸ニ御座候、
- 一浦ニ寄候而者、磯稼女共出精仕候得共、浦柄ニ寄候而者右様之稼不仕、免角大坂等ニ而奉公稼仕、風俗ヲ取繕躰たらく、殊外奢り不都合義ニ相見エ申候、
- 一山業者杣之外民家ニ者不仕候、場処ニ寄候而者松之枝手くらニ仕候者も無御坐候、尤日和佐浦〆伊座利浦迄者、右様之義少々宛者仕候者も御座候、
- 一浦ニ寄候而者漁業ニ沖出遅参仕、又者遠沖江者得罷越不申候、右趣意者前件ニも奉申上候通、漁具年々株絶ニ相成申候而、宜敷漁事得不仕候処〆、自然と若キ者其他国水主稼等ニ罷出、相殘候者共者老人或者幼年之者共までニ而右様ニ成行、船具等も龐末之処〆、猶以相恐レ遠沖へ得罷出不申候、前々〆右様之成行ニ御坐候故、日和佐浦・牟岐西浦杯者、若者迄も櫓手弱ク御坐候ニ付、外浦ニ鰹杯釣申候而も、日和佐浦・牟岐西浦之義者、遠方江得罷出不申候ニ付、昨年〆段々申聞、鰹釣稽古仕セ申懸ニ御座候、其内日和佐浦之義者近沖ニ而、鰹盛り之砌者釣漁仕候儀も御座候、
- 一先達而茂奉入  
御聽候通、大漁御座候節者其時捌ニ仕候故、四季漁間ニ者轟与難渋仕、釣網等迄質物ニ指入、其日ヲ相陵兼申儀者、平素心得悪敷故と相見エ、右様之節者相応之當も可有御坐候処、前段ニも奉申上候通、地盤漁銀融通申候所〆、郷分迄も稼ニ不出精不実成人氣ニ而、等閑而已ニ暮馴、其上御作法向等之義者、唯今迄承候事も無御座段者、郡中一体之儀ニ而、此儀者先達而茂奉入  
御聽候通、郡御奉行・御代官〆触知セ申候而も、庄屋共手元切ニ而、末々へ不申渡候事故、是亦唯今ニ而者殊外迷惑之鉢ニ相見エ申候、右之仕合御郡代〆申付候義者、発端者心能請申候得共、二、三ヶ月ヲ過不申内ニ請流シ申風俗ニ而御座候、右之仕合数々申聞候而者、何壺ツとして相行レ不申、夫々手戻りニ相成申候ニ付、何角上下之為宜敷儀も御坐候得共、過急ニ者難相手懸義も御座候、
- 一浅川浦地盤困窮浦ニ而、去秋細魚網質物ニ指置有之候処より、右細魚漁時節ニ至候得共、右之仕合無拋漁業指支申ニ付、早速建置銀ヲ以拜借申付、質物網請返させ候処、一兩日之内ニ相応之漁事仕、殊外浦中大慶仕候而、建置銀之難有義を始而奉存、早々返上願出、兼而究之通漁銀ニ応シ返上仕らせ候処、昨冬迄ニ返上相濟申候、地盤右浦漁稼不出精ニ而、沖出適ならてハ不仕、免角少々宛畠作仕、或ハ磯稼等第一ニ仕候浦柄ニ而御座候所、昨年来者殊外沖出精仕候、

一浅川浦・鞆浦壺ヶ月十五日代之網代ニ而、鱈多ク取揚申場所御座候得共、浅川浦之義者八手網、近年株絶ニ罷成候所右漁業得不仕候、右ニ付八手網拝借、此節願出申候持方等之義相行着手懸置御座候、

一浅川浦ニ而當春灘寄鯛御座候節、地挽網袋逆しまニ付申候懸ニ而、鯛漁事無数御坐候、孰レ不案内故、右様之義ニ而者無御坐候、其子細者貳拾八、九年以來抑網ト申候網網、他国ハ流行仕來候而、自然ト海部郡中浦々任セ網地挽網相劣り申義ニ御坐候、右之趣意者抑網之儀者人数少ク、網元入等減少仕ニ付相行レ候得共、右網ニ而者大漁難相調、其上所持之者共而已勝手成候義ニ而、甚悪敷網ニ而第一仲間ニ寄リ來候鯛、灘近ニ而抑立申ニ付、殊外海中相響キ、朝寄り申候鯛豈者居不申儀者、抑申故之義哉と相聞エ申候、右之仕合任セ網・地挽網仕方不調法ニ相成申候儀ニ御座候、浦々ニ而抑網ヲ飢饉網と相唱候得共、指止不申趣意之義者、抑網所持之者勝手成外ニ故障も得不申義者、任セ網株絶候故元入多ク相懸、其上鯛寄り不申所ハ故障も難立、其上役人地盤不出精故、右様之義ニ者聊も心寄せ無御座、貪欲而已相心懸居申候ニ付、漁師共彼是乍歎、無拋其俣ニ相流居申候義と、相聞エ申候義ニ御坐候、

一昨年ハ私共見込ヲ以抑網指留候故哉、鯛灘寄り多ク御座候而、数日有付鯛居申候ニ付、度々任セ網地挽網漁業も御坐候得共、此義者唯今相居難申上、猶一兩年も相試候得者、右之処相居り可申方哉と奉存候、

一当正月ハ海部郡御赦米之内、三千石御売払被 仰付候ニ付、貳千石者銀七拾三匁相場ニ而、三月迄ニ御払被 仰付候ニ付、残千石者浦方建置銀ヲ以、御郡代手元ニ御調置ニ仕、当秋迄之間浦々御手当米として囿置御座候故、一統難有相心得罷在候得共、免角一時ニ拝借等仕申心得第一ニ而、無漁之節者人々諸稼又者磯稼小網稼等仕候得者、無漁之節通も難洪者不仕候処、少々之漁事等ニ者心ヲ不寄候様之人氣ニ而御坐候ニ付、夫々心得方申聞候而も、以前御蔵米御売付被 仰付候節者、當時二代銀も上納不仕、御年貢時節ニ者摺糠・木葉等俵ニ入、御蔵へ上納仕候而、御米ヲ只取候様之心得ニ罷在候処ハ、此度所相場ハ六、七匁も直段御引下被成御払被 仰付候而も、格別難有とも発端者不奉存候、且商人共大坂米今月ハ買込置、翌月迄之内天氣ニ寄米船廻來不申節、又者大坂相場之趣ニ寄彼是相犯ハセ、壺石ニ付五、七匁も一時ニ直段引上、高利取或ハ七拾五匁之米、山本稼人共杯へ者ハ八拾四、五匁も売払候処ハ、米商人共者御払米相調、山分へ売付候様之義不仕、商売相休ミ居申様ニ相聞エ、近郷之者小買迄ニ而、遠山之者難洪之趣相聞候ニ付嚴敷申付、米

売人共之内勝手宜敷者共へ御米割符仕、売付候懸ニ御坐候而、追而御米売払相済ミ他国米指明候処、俄ニ直段高料ニ相成候ニ付、御払米之難有義ヲ、始而奉存候程之人氣ニ而御座候、右之懸ニ而者何分追々取締不申候而者、程能難相成奉存候、

一以前魚口所請之節、漁師共之内無漁困窮ニ而、沖出相調不申節者、所請余有銀ヲ以浦内ニ而融通仕來居申候、然処昨年来御手口ニ相成、余有銀之義者御郡代所建置銀ニ相成候ニ付、無漁之節浦人御手当テとして、前段之通御米千石建置銀之内ヲ以御調ニ相成、囿置御坐候而、浦々無漁之節漁師共難洪之者へ者、當春ハ此節迄、御米三拾石壺斗五升浦々へ貸付御座候、尤月々取揚銀之内引除させ、當申九月切ニ返上仕セ申義ニ御坐候、

一牟岐西浦來人四郎兵衛義、地盤困窮人ニ而御座候得共、生得無欲成者ニ而随分心得宜敷、親代迄家督も少々御座候而、金銀貯も御坐候得共、四郎兵衛年若之節大病仕、彼是養生等ニ物入多、自然ト困窮ニ相迫り居申候得共、親代ニ貸置候金銀も、先方難洪仕居申者へ者、聊も催促不仕由、勝手相成ニ仕居申者へ者、致返弁呉候様申入候而も、断り申候得者、兩度と者不申遣、一筋ニ身分稼方無怠出精仕候由、且昨冬私共廻浦中ニ鯛灘寄仕、地挽網組之者共鬪取ニ而、右四郎兵衛壺番網ニ相当り、早速網置廻シ候処破網之義故洩可申と、貳番網之者二重ニ沖合江網置廻シ候処、四郎兵衛網程能朝飯後ハ昼過迄ニ挽揚ケ、右様隙取候義も貧人ニ而、人雇等も得不仕故と相聞エ申候、且其頃浦内壯年之者口論之場処江、右四郎兵衛行懸、其節之取扱始末承り候所、彼等躰ニ者神妙成仕方、彼是心得宜敷者ニ御坐候ニ付、余有銀之内拝借仕セ可申と存、旁浦役人共へ申含、拝借願出候様申聞候所、難有仕合ニ奉存候得共、無家督之義故返上之程相恐レ、辞退申出候ニ付、篤与入割申聞させ候而、所持之網繕仕セ質物ニ指出させ、銀札壺貫目拝借申付候ニ付、右ヲ以質物ニ置有之、かなしり網大魚網請返申度旨、質主へ申入候処、上ハ拝借ヲも被 仰付候程之事故、其俣指戻遣可申旨ニ候得共、四郎兵衛義承知不仕、利足之内少々減少いたし囉候而請返シ、且者地挽網ヲも修覆仕、昨冬ハ當春迄ニ四郎兵衛廻リニ者仕合能ク、鯛ニ而五、六貫目も挽揚申候ニ付、右拝借銀壺貫目者當春迄ニ夫々返上仕候、右四郎兵衛拝借銀ハ余有銀建置之難有義、牟岐浦始浦々とも殊外響候而、人氣相治り申義ニ御座候、聊之義ニ者御坐候得共、右次第も奉入御聽候、

右件之通海部郡中昨年以來、相手懸候運相認奉入御覽候、何分年來之旧弊ニ御座候故俄ニ難取改、追々相手懸取調へ罷在候、誠郷分第一之人居り田畠名居りを始、其余諸事御作法相流居申義故、万端御取調へ方之義、重々相速取候様ニ申談罷在候得共、前段ニも奉申上通不弁之者共ニ御坐候得者、格別せわり立候様ニ御座候而者、表向而已ニ罷成、却而御作法難相行レ様ニ奉存候、右ニ付寛急之次第を相建テ、取締り御法相正シ申外者無御坐義と厚ク申談、相手懸罷在候、既一昨年冬都メ迄之義者、從來之不正不埒之仕成方逐一ニ相行着候までニ而、唯今之御用筋ニ相競へ候而者一筋之儀故、相速取候道も御坐候得共、昨年以來之義者、誠ニ海部表從來相流居申御作法筋御取立之義故、明細ニ相行着引直シ申義ニ御坐候處、從來之不正而已ニ相馴レ居申人氣ニ御座候得者、中々過急ニ難行届奉存候、然共唯今之通追々相手懸罷在候得者、自然と旧風相忘レ候様相成可申と奉存候、郡中之者共私共心中而已相窮居申儀ニ御坐候得者、同役共之内壺人ニ而も身振相變り候様之義御坐候得者、忽相狂ヒ申様之人氣ニ相見エ申候、此段之義者至而難申上義ニ者奉存候得共、彼表風俗之義故、此段不顧奉申上候、且何角相手懸罷在候内ニ者、追々御為成可申筋等者、数々相見エ申儀も御坐候得共、第一之御掟等之義も難相行レ風俗故、唯今右様之儀ニ相懸り申様ニ御座候而者、逆も旧弊不正之風俗引直シ申儀難相調御坐候ニ付、御元居り之所まで重々申談罷在候、御作法向正ク相行レ候様罷成候得者、追々御為成申道者幾重ニも出来可仕哉と奉存候、以上

(寛政12年[1800])  
申閏四月七日

(17・18丁の間の挟込み文書)

(包紙)

「 上 太田忠介  
佐和滝三郎  
赤川左蔵  
岩田内之助」

覚

海部郡之儀遠境故、自然御法令茂流幣多、村民浦人共難涉之懸御座候ニ付、万事御調へ被 仰附、御取締被 仰附候ニ付、彼是相手懸候次第等、別帳面を以奉申上候、以上

申閏四月七日 太田忠介  
佐和滝三郎  
赤川左蔵  
岩田内之助

【那賀郡報告書】

(包紙)

「 上 平尾勘左衛門  
乾 新平 」

(表紙)

「 那賀郡一昨秋已來  
相手懸候御用方申上帳  
平尾勘左衛門  
乾 新平 」

去ル申九月御郡代被 仰付候而、猶亦御書付を以被仰出之御趣意奉畏候、然處私共手崎場広御座候而、未夫々ニ相当り委曲難奉申上奉存候得共、節々出郷仕彼是申談、相手懸居申候郷分之次第、左ニ一ツ書を以奉申上候、

一那賀郡之儀、山分里郷海辺ニ而、所々人氣之趣相違仕候様相見江申候、尤是迄村役人不正成儀者一躰之儀ニ相見江申候、右ニ付而者、其事毎ニ相当札明仕申儀ニ者御座候得共、年久敷儀者彼是相混居申、速ニ了簡仕申儀も難相成奉存候ニ付、先達而當職内達御座候棟付御改之儀急々相調へ、第一百姓共家統之次第相居置、田畠調等も仕置不申候而者、万事混雜ニ而難相居り奉存候、随而夫々屹与取調へ申心得ニ罷在候得共、前段奉申上懸りは迄数年相混罷在候儀、容易棟付下調へ等ニ取懸候而者、從來之弊風染付居申者共ニ御座候得者、却而不筋成儀も一々ニ顕兼、洩人等も出来仕可申与奉存候、其上右御用方申付候役人共、勿論正直ヲ元ニ相建、相応ニ事之趣も相弁居申者ニ無御座候而者、是迄之通不筋之洩人も出来仕、并田畠調方等之儀明細ニ相行着候様之儀、過急ニ者出来仕間敷様ニ奉存候、郡中組頭庄屋共始村役人共ニ至迄、右御用筋申付候ハ、可然様奉存候者、指当少御座候様相見江申候ニ付、人柄等相撰、彼是御用筋申付相試罷在候、

一木頭御代官之儀御指止被成、私共手崎江御付被成候、然處右御代官所之儀者、前々ハ惣御代官とも時々申談等無御座、大抵壺手崎切ニ相片付申候儀ニ付、外御代官所一様ニ不罷成、第一御年貢上納方其余夫離養子暇田畠壳讓ヲ始、万事区ニ相成居申候、此段之儀者從來手代共江相任セ候處、役人共馴合賄賂ニ相迷、万事容易ニ相心得候處不究ニ罷成候儀与奉存候、既ニ御年貢等も多春入未進等ニ罷成候懸ニ付、彼是相行着候所村々請負人御座候而、百姓共者年内上納成候御年貢米も、右請負之者手元ニ而遲滞仕、畢竟春入未進等

相成候懸ニ付、段々承立候処、於村々ニ御年貢請負仕候者拾三人御座候ニ付、右之者共夫々慎申付置、猶亦重々承立候所、昨年ニ而者村々右様請負仕候者も無御座候内、雄村五人組権左衛門儀右請負指止不申趣相聞候ニ付、招呼吟味仕候所、申披難相立不埒之仕合ニ付、役儀召放牢舎申付候、其後手崎一枚ニ響合、只今ニ而者御年貢米請負仕候者無御座、御年貢始諸上納物御日切之通速ニ上納成申候、桑野村庄屋紅露弥左衛門從來情弱ニ勤成、五人組之内庄屋同意之者四人御座候而、一鉢村内不究ニ罷成居申、彼是不正之義御座候ニ付役儀召放、隣村庄屋江兼帯申付、五人組之儀者人柄相撰跡役申付候而、彼是為相究罷在候共、枝村之儀百姓共少、御家中譜代家来并無役人之類、大場田地相扣罷在候処、地役江相当り候諸懸物、右家来無役人共先年ハ指出不申ニ付、小百姓共江右割苜多ク相懸、迷惑仕居申段顯然仕候ニ付、前段家来無役人之内田地多相扣候者共僉儀仕候処、賀嶋長門家来江川利左衛門・池田周防家来宿善兵衛・南荒田野村庄屋久米貞右衛門、右三人之者共大場田地相扣居申候ニ付、夫々招呼吟味仕候所申披相立不申、不埒之仕合ニ奉存、牢舎申付置御座候所、昨二月内町出火之砌牢屋怪敷罷成候ニ付、入牢之者共悉相搦メ寺町筋江立退せ申候、其砌右三人之者共儀搦等不仕当中旅宿江罷越、神妙ニ可罷在旨申渡立退せ申候、右翌日旅宿相尋さセ候処、孰も神妙ニ於旅宿恐入罷在候、右旁ニ付即日牢舎指免申候、其後外々之者共江茂響合、右様之類夫々田地江相掛候儀者割苜指出申候趣、役人共ハ申出候、

一郡中諸割苜物、甚不同ニ罷成居申候様相聞江申候ニ付、右様御座候而者、第一百姓共甚迷惑成候筋ニ相当候ニ付、夫々調へ申付、追々帳面指出相改申候処、於村々引高多仕置諸割苜平等ニ不仕、役人共不正之取計御座候様相見江申候、地盤庄屋相勤候者家族并小家下人ニ至迄、夫役御免被 仰付、外ニ加勢夫指遣、扣高之儀者諸懸物割苜等指除御座候、右之仕合故前段引高等多仕置、不正之工ミも出来仕候様奉存候、其上右様ニ御座候而者、大場田地相扣小家下人等多御座候者共者役料大ニ相当り、扣地少ク小家下人等無御座者共之儀者、加勢夫迄ニ而甚不同罷成居申候、右之所ハ自然不正之工ミも出来仕、次第二増長仕候儀と奉存候、是等之儀者都而夫役加勢夫等被 召上、引高等仕儀御指留被 仰付、筆紙墨料被 下置度奉存罷在候、此段之儀者南北同断之儀ニ御座候得者、同役共篤与申談、追々取調相窺申心得ニ罷在候得共、相手掛罷在候運先奉申上候、一手代佐藤善三郎儀、勤方心得不宜御取改小口之儀、其俣召仕候而者、外手代共響合ニも相成可申様奉存、海

部郡之儀者引放レ罷在候ニ付、右御郡代申談彼地江罷越相勤候様申付御座候所、無程病氣申立暫不參仕罷越候義、日延等申出一応者承届候所、実病共相聞江不申候ニ付、屹と罷越候様申付候処、彼是過言申罷越不申、甚不埒ニ付先牢舎申付置、当正月手代役召放、海部郡出羽嶋住居申付候、既手代共之内御用筋誹謗等仕、以前郡御代官勤之通引戻候心底之者御座候而、吟味及白状咎申付候懸配下之者共、右様輕卒ニ相心得候段、從來之弊風俄難取改仕合ニ奉存候、右ニ付善三郎咎申付候段、奉申上程之義ニ而者無御座候得共、為御引合之奉申上候、

一先達而郡御代官在勤之砌、平嶋又太郎家来一件ニ付度々行纏候懸合御座候而、時々申出候懸ニ御座候得共、先其俣ニ相成居申様相見江申候、既ニ博奕之儀者度々御究之儀被 仰出、於承居江候ニ者何者不寄為召捕候様被 仰出候ニ付申談、彼是取究罷在候処、岩脇村ニ住居仕罷在候繁蔵儀、兼而博奕相好專頭取等も仕候段承居候ニ付、昨十月為召捕役人共江預置、外ニ今壹人彼者同類御座候ニ付、召捕として隣村江罷越候、右跡ニ而又太郎家来共推參理不尽ニ召連帰候、其節之次第先達而本メ之面々江申出御座候、右様下々迄不法ヲ募候、兼而申付方等も可有御座哉と奉存候得共、不一通先方は迄之振合旁先本メ迄申出置候得共、指当り私共不行届之仕合奉恐入候、且長川筋鮎漁事等之儀も、昨年ハ人別ニ相行着請所申付候ニ付而者、彼是相究罷在候所、又太郎家来勝手ニ投網等仕候者御座候様相聞江、外々江響合不究ニ御座候ニ付、屹与究申付度奉存候得共、前件之次第ニ先運置御座候上、是迄之懸ニ而者只今之俣懸合、又候行纏候而者却而御手戻ニ可相成哉と奉存、先其俣ニ仕置御座候、私共手崎之儀又太郎家来数拾軒御座候而、何角相手懸候事毎ニ相当り手纏ニ相成可申懸ニ奉存候ニ付、為御引合之此段奉申上候、

一仁宇谷筋御年貢茶、木頭御代官取立候節者、盆前ハ盆後迄ニ追々上納為仕候処、都而上納物御定日限之通上納申付候儀故、茶仕成時節相後レ候節者百姓共難洪仕、遠境之儀ニ候得者、徳嶋迄指出候儀も造用多相懸迷惑仕候趣ニ相聞江候、并上納時節指懸茶製仕候儀故、干目等も行届不申上納ニ相成候而茶性合相損、追而御壳払之節直段下直ニ罷成御為成不申ニ付、彼是申談候所代銀上納ニ申付候得者、御不益之筋無之、百姓共窶ニ罷成申候ニ付、猶亦相行着候処壹斤ニ付銀五分宛上納被 仰付候得者難有奉存候旨申出候、右様被 仰付候而も、是迄御払直段ハ御為成、第一山分之百姓共窶ニ相成候ニ付、存寄元メ之面々迄申出御座候、指引等左ニ奉申上候、



一御年貢茶壺斤ニ付三分四厘六毛宛

但、去ル己去酉年迄五ヶ年之間  
押シ平シ候直段

一同五分宛

但、当年相行着代納ニ申付候直段  
一椿泊浦之儀、是迄所請ニ被 仰付御座候而、壹ヶ年運  
上銀六貫五百目宛所役人共上納仕居申候所、昨年四  
月右請年明ニ罷成候ニ付、所役人共困窮之浦柄之  
儀彼是申立、右所請ニ御居江被 仰付被下度段等申  
出、森甚五兵衛も所請之儀相願、何分浦人共困窮之  
運申立、每事甚五兵衛の手当等も仕遣申儀、今更所  
請相離候而者樽手指支候段も難計趣等申越候ニ付、猶  
亦同役共厚申談候處、甚五兵衛拜知と者乍申百姓とも  
違、浦人共ニ御座候得者、魚口之儀者都而被 召上候  
儀故、不漁等ニ而漁師共困窮之砌者、時々拝借等も厚  
被 仰付度奉存、先当時役人共江申付、魚口銀取立之  
儀為相究候様仕度段申出候所、申出之通被 仰付、猶  
亦浦人共難渋之懸等篤と為見届、材木目付岡藤七小家  
岡六郎太儀、兼而銀札場御用ニ付右浦江も度々罷越、  
地盤之様子案内仕罷在人柄相応ニ相見江申候ニ付、篤  
と申付内々為相行着候處、発端所請之儀彼是相願候得  
共、実々漁師共者御手口ニ被 仰付候儀、相願罷在候  
趣ニ相聞江申候、此段之儀者漁具船等相損候節者拝借  
為仕、不漁打続難渋之砌者沖出飯料指遣候、海部浦方  
取行之儀伝承仕居申、前段御手口之儀相願罷在候様相  
聞江申候、右旁五歩一銀悉不被 召上、是迄之通壹ヶ  
年ニ六貫五百目宛被 召上、相殘銀高之儀者建置銀ニ  
被 仰付被置、不漁打続候節者沖出飯料并漁具相損候  
節等、時々私共了簡を以相応之手当等仕遣候様被 仰  
付候ハ、弥漁業出精仕往々浦成立可申様奉存、猶亦  
其段申出候處夫々申出之通被 仰付候ニ付、岡六郎太  
江究方御用申付節々指遣、漁具船等繕出来難仕者共江  
者拝借申付、不漁打続飯料等指支候者共江者沖出飯料  
指遣候、前段之運ニ付漁師共一統冥加至極難有奉存罷  
在候、右五歩一銀昨四月の当三月迄丸壹ヶ年四拾八貫  
目余御座候、右之内拾壹貫目余諸造用銀并漁具出来  
繕等ニ拝借申付、且是迄所請之定数運上銀六貫五百目  
余者御勝手方江為相納、同三拾貫目余者建置銀ニ仕置、  
藍方御代官江預込御座候、則左ニ員数相認奉申上候、

一四拾八貫七百拾五匁四分七厘

去酉四月朔日当戊三月晦日迄、諸魚御口銀  
内拾壹貫七百拾五匁壹分九毛

諸造用并漁具船出来ニ付、拝借申付候分  
同六貫六百三拾六匁七分七厘

是迄之通御勝手江相納させ候分、但、式歩相包

錢共

殘三拾貫三百三匁五分九厘壹毛

建置銀ニ仕金銀銀札を以藍方御代官江預込御座  
候分

一右椿泊浦之運伝承仕、中嶋浦・今津浦漁師共漁具仕  
入銀拝借仕度段、每事願出申候得共、右兩浦之儀去ル  
辰年御手口ニ被 仰付、浦役人共江取立申付御座候、  
然共五歩一銀之儀者、年々不殘上納仕らせ建置銀無御  
座候ニ付、速ニ拝借等申付候儀も相調不申、其上是迄  
究方行届兼候様相見候ニ付、此後之儀椿泊浦同様之  
運ニ被 仰付度、彼是存寄元メ之面々迄申出御座候處、  
申出之通被 仰付相手掛罷在候、

一長川筋鮎諸魚漁事之儀、是迄入札を以請所ニ被 仰  
付、運上銀壹ヶ年三貫四百六匁余上納仕罷在候、然處  
長川筋之儀上者海部郡古屋・平谷・赤松江相当り居申  
候、右村々ニ而下請仕候者共、右川請所仕乍罷在元請  
之者御手口自由ニ漁事も仕らせ不申、関等懸取候節者  
元請之者罷越見及候而、彼是貪ヶ間敷儀申懸多金銀指  
出させ候儀、度々御座候而、山分之者迷惑仕趣、海部  
御郡代御申来候ニ付、猶亦申談候所村々人々江相当り  
請處申付候得者、何れ元請之者も無御座、第一山分之  
者共自由ニ漁事出来仕可申と奉存、昨四月出郷仕夫々  
人別ニ相行着候上、村切ニ請所申付又ハ投網瀬張大綱、  
其余品々漁方之運ニ応シ運上銀相行着候所、都合八貫  
四百目余ニ相約り、其段元メ之面々迄申出置御座候所、  
昨秋度々出水御座候而鮎大半押流、請所人共迷惑仕候  
段相聞申候ニ付、相行着候所、実々不漁之段相違無御  
座候ニ付申談、運上銀之内貳貫貳百貳拾八匁余引捨遣、  
相殘五貫貳百目余之分上納申付候所、一統難有奉存候  
旨申出候、昨年分右様減少仕遣候而も、是迄上納成候  
員数少者余程相増居申候、当年分前段之五貫貳百目余  
ヲ元ニ相立年々上納仕せ、相殘銀高之義ハ建置銀ニ被  
仰付候様存寄相認、元メ之面々迄申出御座候所、申出  
之通被 仰付候、運上銀員数左ニ奉申上候、

一三貫四百六匁六分六厘七毛

是迄三ヶ年諸所之節、壹ヶ年分運上銀  
但、海部・那賀兩郡

一八貫貳百九拾五匁六分

昨酉四月人別ニ相行着候運上銀  
内八百六拾六匁

海部郡江相付候分  
殘七貫四百貳拾九匁六分

内貳貫貳百貳拾八匁八分八厘

去秋度々出水ニ付引捨遣候分  
尚殘五貫貳百目七分貳厘

昨冬上納仕らセ候分

一昨秋度々之風雨出水ニ付、流家潰家多万民之艱苦一方不成候段、彼是厚キ御趣意被 仰出難有奉畏申談、出郷仕村々困窮之運家躰夫々見分仕、難洪之厚薄ニ応シ為御救御困之内指遣御趣意篤与申聞候処、一統之者冥加至極難有奉存候旨申出候、右之内ニも女子老人抔ニ至り候而者、前々之通御救聊之儀と相心得候哉、小袋等用意仕罷出候者も御座候所、右様之者共江其窮ニ応シ一俵二俵指遣候所、却而当惑仕候躰ニ相見江候ニ付、猶亦相尋候所存懸なく沢山ニ頂戴仕候所、途方ニ暮レ罷在候旨申出、落涙仕三拜仕候懸ニ御座候、并孤独之者共端々御座候而、難洪此上無御座候程之窮民ニ付、厚キ御手当等も指遣申度奉存、猶亦勘考仕候所、日々稼を以相暮罷在候者共ニ御座候得者、一時ニ指遣候而者独身之者共却而用心も不宜、稼之怠りニも相成可申様奉存候ニ付、御趣意篤与申聞進々ニ指遣申候、地盤扣地等少々御座候者も売絶居申只今無家督ニ相成、前段之懸養子等も出来不仕候様相見江申候ニ付、売地等有之候者之儀者受返シ、養子仕百姓株相立候様了簡仕遣度、役人共之内人柄相撰調へ等申付置候儀ニ御座候、猶亦相行着候上者売置候田地も受返遣候得者、相続之通も相立子孫繁栄仕、追々百姓役丈夫ニ相勤候様相運可申与奉存、相手懸罷在候、富岡町魚之店ニ罷在候賀嶋長門頭入町人泊屋馬次惣領政藏拾六歳ニ罷成、至而孝心之趣兼而役人共申出候、右ニ付内分彼是承合候所、実々所行宜敷孝心ニ相聞江候、右之次第者地盤馬次儀酒ヲ好生得苛察者ニ而、何之稼も不仕一日送り暮兼居申者ニ而、家内五人御座候所、右政藏拾一歳少々宛魚担商売仕家族相養、馬次酒ヲ相好候ニ付、日々少々宛者是非指遣、尤雨天等ニ而魚商売無御座候御者、右町内相願米賃踏等仕、右価を以酒米等相調、家族共相育ミ無他事稼出精仕罷在候、若年之者ニ者候得共、意宜敷者之儀ニ御座候ニ付、困窮人為御救出郷仕候御父子共招呼、馬次儀者平素不心得之段申渡、以後屹与取改候様呵置、政藏所行宜敷孝心ニ付、先此度為御救三俵指遣候条、尚追々無怠相心得候様申渡候所、馬次儀も本心ニ立直り候躰ニ相見江落涙仕、畢竟政藏孝心相顯斯御目通江罷出、彼是被仰渡候段恐入難有仕合奉存候旨申出候、其日者在々困窮人共糶指遣候ニ付、右町江数人呼出置候者共も馬次父子江対シ挨拶仕躰ニ而、尙統感涙仕儀ニ御座候、一昨年御取改已来御年貢方始万事彼是相行着引直候ニ付而者、不弁之所疑惑仕罷在候者共ニも御趣意厚相貫キ、私共手懸方之速取ニも相成、難有仕合ニ奉存候、右之段奉申上候、前頭之通那賀郡村浦、一昨秋已来私共相手懸候模

様、不都合之儀も御座候哉とも奉存候得共、有姿之処無指扣奉申上候儀ニ御座候、猶追々之趣等相手懸候上可奉申上候、以上

(享和2年[1802])  
戊七月

【名東・勝浦郡報告書】

(包紙)

「  
上

真藤新五  
平瀬角右衛門」

(表紙)

「

名東・勝浦郡両郡一昨年已來  
相手懸候御用方申上帳

真藤新五  
平瀬角右衛門」

一昨年御郡代被 仰付、被 仰出候御書付之御趣意奉畏、早速先達而太田忠介・佐和瀧三郎江被 仰出候御書付ヲも奉拝上、私共愚昧之儀ニハ御座候得共、偏是迄心得薄所ノ万事不安被為 思召上候段奉恐入、何卒速ニ 思召之万一二茂相叶候様仕度奉存候ニ付、申談相勤罷在候得共、何分小器之私共、先達而郡御代官所勤方風儀難離、諸事手懸方之仕成手重罷成、万端決着之期ヲ失、四々臨時之繁雜成儀ニ被相妨、吟味訴訟之片付も相潰、且当年勸農御普請之儀も御入目之相減候而已ニ相拘、取付之時節相後、郷分繁多之時節江も相懸、彼是下迷惑之節出来仕候段、御書附之御趣意ニ相叶不申、重々奉恐入候儀ニ御座候、此度惣而海部大西勤向之通相心得候様被 仰付候ニ付猶亦取改、得与右表之手懸方申談、手懸仕申度厚相心得罷在候、前段之仕合名東・勝浦両郡之儀、奉申上候程之儀無御座候得共、左之段奉申上候、

一昨二月九日、名東郡南濱浦御番人藤田分左衛門宅ノ出火ニ而、家数六軒・納屋三軒焼失仕候節、加子人岑次加左衛門居宅類焼仕候節、於火事場白米壺斗宛相調指遣申候所、早速右様御手当頂戴仕候段、一入冥加至極難有旨申出候、尚亦村内近村ノ罷越相防下火消候儀、夜深候迄相懸申候ニ付、粥指遣相働せ申候、白米壺斗壺升余ニ而行届申候儀御座候、

一昨七月三日、出水之節早速出郷仕、痛之様子見分仕候処、名東郡芝原村堤切口ニ当、百姓共之居宅式軒潰家ニ罷成、家物相流申候、右之内御蔵百姓熊次郎江臨時為御手当赤麦五斗相調、見分先ニ而指遣申候所、誠不存寄躰ニ而申出候者、家族漸助命仕候得共、甚不仕合ニ御座候而、聊之御年貢取替之方江指戻可申与、作物壳払候代銀札、其節受取場、右ヲも相流当惑仕、所詮住居も得仕申間敷与覚悟仕罷在候所、親類近隣之懸<sup>(懸カ)</sup>ニ而、当時類親之者屋敷内ニ小屋懸仕吳罷在候、御慈悲ヲ以頂戴之麦飯料ニ仕候内、家床土持仕、潰家之殘木

ニ而小屋懸仕、住居仕可申と奉存、冥加至極難有旨申出候、勝浦郡論田浦江大谷村ノ来り百姓権八儀、地盤極々困窮人ニ御座候所、堤切口ニ相当、弥難洪之躰ニ御座候ニ付、大麦式斗相調遣、同浦加子人嘉蔵儀、昨春火難ニ逢、小屋懸仕罷在候所、同所切口ニ相当、難洪之躰ニ御座候ニ付、右同断指遣申候所、兩人共冥加至極難有旨申出候、同郡飯谷村百姓喜代太儀、地盤極々困窮人ニ而居宅相潰候ニ付、村内ノ居宅拵遣御座候所、風雨ニ付殊之外大破仕、難洪之躰ニ御座候ニ付、赤麦式斗相調指遣申候、同村清七義、先年郡役ニ罷出、大谷御屋敷御用之御材木ニ而怪我仕、手足相叶不申、子弟無御座、妻義癩病之持病ニ而、次第ニ困窮仕、聊之家床迄ニ罷成、老年ニ而御座候所相続人無御座、絶株ニも相成可申相見候ニ付、指当為御手当赤麦壺斗相調指遣、猶又御手当簡仕可遣間、村内ノも世話仕遣、相続人之義役人共世話仕遣、株絶ニ相成不申様役人共了簡之道申付置候所、兩人共冥加至極難有旨申成候、一昨八月廿日、又々大水ニ付、流家・潰家・溺死人・牛馬流死等之儀、其余共其節奉申上候通ニ御座候、早速出郷仕、所々破損之様子見分仕、水難ニ逢指当賄難洪之者共江臨時為御手当、名東郡之内拾四ヶ村ニ而家数八拾三軒江赤麦壺斗ノ五斗迄、難洪之懸ニ応、都合拾四石八斗指遣申候所、夫々冥加至極難有旨申出候、右出郷仕候節之御役場御取改被 仰付、御趣意下々之心得相民之交等重々申聞候儀ニ御座候得共、下賤之儀私共教示相届候程無心元奉存罷在候所、厚御趣意御書付ヲ以被 仰出、於私共重々難有奉存、御手当指遣候場合申談罷在候内、猶又集堂勇左衛門ノ申聞候御意味奉承知、早速申談出郷仕、先達而当時之御手当指遣候者共江も厚御救米指遣、其余村々行届、両郡御蔵給知入其外郷付之者共ニ至迄、地盤困窮ニ而、昨年之年柄ニ付難洪之者共、家数三千三百五拾八軒、人数合壺万三千六百三拾九人、家壺軒江御救米壺斗ノ三石五斗迄、穢多家数百五拾六軒、人数七百三拾七人、家壺軒江御救米五升ノ壺斗迄、惣合米千四百七拾七石式斗五升指遣、不輕御趣意得与相心得候様夫々申聞候処、誠ニ彼是被為 御意付候、御懸<sup>(懸カ)</sup>民之御意味、自然ニ相微難有躰ニ而、極々困窮之者者平日作不仕程之御救米頂戴仕候事故、老年之者共者落涙仕難有旨申出候、右之懸ニ付私共教示も相届罷成村々不筋取改候手懸方万端へも相響可申与於私共重々難有奉存候、一勝浦川筋漁事之儀、是迄入札ヲ以請所ニ罷成來、去ル未四月朔日ノ当三月晦日迄丸三ヶ年、運上銀壺貫九百式拾目、壺ヶ年ニ六百四拾目宛ニ而壺請ニ罷成、村々之者并漁事仕者共迷惑之筋御座候ニ付、村々江相分請

所ニ為仕候所、壹ヶ年ニ運上銀壹貫四百七拾貳匁ニ罷成候ニ付、右之内六百四拾目運上銀居二年々上納仕、残り八百三拾貳匁宛建置銀ニ仕、漁具元入不罷成者江拜借等も為仕、年ニ出等仕、不漁之節運上銀差略等も趣ニ仕遣可申義ニ御座候、

一兩郡宗判仕候者共、近年夥敷相増居申候得共、猶又昨年春々重々相調へ候所、当春迄三ヶ度ニ貳百三拾人余相増申候、

右之段奉申上候、以上  
(享和2年[1802])  
七 月

【名西郡報告書】

(包紙)

「  
上  
河村左吉  
黒部藤助 』

(表紙)

「  
名西郡一昨年已来  
御用方相手掛候申上帳  
河村左吉  
黒部藤助 』

一昨秋御郡代被 仰付、厚御書附を以被 仰出候御趣意奉畏、諸事は迄之掛勘考仕候所、百姓共盛衰之次第ハ御座候筈之処、役人共勤向風俗初彼是相手掛候処、万端御作法向相廢、中古之弊風ニ相流居候処より、中途之煩多御座候所、弥無相違様奉存候ニ付、御趣意之通御旧章ニ相基、正敷仕度相手掛候得共、不調法ニ而急度取究候根本之処、未斯与心寄不申候ニ付、唯今御引合ニ可相成程之申上ル品無御座候段者、今更奉恐入候、右之仕含格別株立候ヶ条茂無御座候得共、此節迄手崎表大躰之懸、左ニ奉申上候、

一郡中役人共是迄万事不正之儀者一牧之掛ニ御座候得共、取分里分近郷之儀者、已前郡方御代官所御役所向之懸、其筋々能案内等仕事馴候者共ニ御座候所、外レ者御法も相弁候仕成ニ而布而御法ニ相隠、内実者尚以不埒之工も御座候得共、表向ハ静謐ニ相見候振合而已ニ而、内実者不情指塞中途之不正多御座候所、手元相応ニ相暮候者共ハ役人共馴合、是迄不筋之夫離等も相調田畠相調候ニも乗代米等多仕候事故、小百姓共田畠請返候儀も難相調、自然売絶等ニも相成、其上諸掛物多相懸、尚更迷惑仕趣ニ付、右様之儀重々相究候所、端々取改候様相見候得共、前件之懸ニ御座候故、唯今居而難申上奉存候、

一是迄御代官所ニおゐてハ御檢地帳写無御座、百姓共扣之田畠売讓等願出候而も、前段之懸ニ御座候得者、村役人共奥書を以願出候ヲ元ニ仕承届来候処、一昨年已来者時々村方御檢地帳取寄、并古証文之類指出させ引合相調候処、村ニ候而者御檢地帳無御座、給知上り地等之儀者、至而古檢候水帳又者取立帳之類ハ御座候得共、甚龔抹なる帳面ニ而、いつれ慥成印形等も無御座、不慥成帳面指出来候儀も御座候ニ付、右様之節ハ時々右帳面御蔵所へ相達、右御役所ニおゐても、右様之帳面を以御元ニも相立居申哉之旨、承合候掛ニ御座候、右様之懸名筋之儀も不明他名筋之者、無証拠ニ

而相扣居申者も段々相見、或ハ御代官所へ不願出相對証文を以心俣ニ売買仕、散田并地無高高無地等之類も御座候様相見、又者川筋村々之儀者、年々川成ニ相成、或ハ愈上り地開帰り等多、年々地姿相狂候処、尚以彼是混乱ニ相及、從來役人共不正之取計も弥増候ニ付、尚以速ニ実事難相分御座候、右様之儀重々詮義仕、相行着申儀ニ御座候、

一前件之通村々役人共不正之儀御取改、已来彼是相究罷在候処、役人共内困窮又者病氣等申立、退役願出候者共段々御座候ニ付、相考候所旧悪相恐、右之次第与相見候ニ付、尚又聞合等指入承合候処、右考候処之儀而已ニも無之、地盤困窮之者共ハ随意ニ村与内等請相勤居申候御取改、已来ハ右様之義も十分ニ難相調所、猶以手拝指支ニ相及候様子ニ相聞候得共、一躰表向穩之風俗故、却而実事難相分御座候ニ付、右様之者共先其俣役義申付置候義ニ御座候、

一名西郡中之儀者多分島作ニ而、里分ニ而者藍作第一仕、葉藍売買之時節ニ至候而者、走問屋与相唱、仲買躰之者多御座候而、右様之村方ニ而者、小百姓ニ至迄自然商人之気筋ニ相成、或ハ玉師共ニ相雇レ、他国売場崎へ罷越候者共ハ他国繁花之風俗ニ移、尚以金遣荒万事驕奢之風俗ニ相成、平素暮方等も分限不都合之躰も段々相見申候、元来郷分暮方之儀者、麦作秋作之穀物を以御年貢上納仕、相殘候作徳を以相暮候様ニ仕候得者、時々暮方格別盛衰之儀も有御座間敷所、何分藍作を以御年貢并暮方仕送等引当仕候故、藍直段高下ニ、轟与困窮ニ相及候者も御座候躰ニ相見申候、右様之風俗進々取改させ居申候得共、從來之懸ニ而一時ニ相改かたく相見申候、前段之懸故、諸出入之中ニも取分干鰯代葉藍代銀滯出入多出来仕候、何分是等之儀、百姓共専商人之風俗ニ罷成、第一不実之取遣仕置候所、右様成行候儀与相見申候、山分之儀者一躰質素ニ相見、農業山稼等も無怠候様相見、冬分ニ至候而ハ土地水強農事相調不申節ハ、紙漉又者筵等専仕、能相稼候者共ハ家族之内六、七歳之者共迄繩等なひ覚出情仕候、其中ニも僅不心得之者御座候而、酒相好農業相怠、酒店ニおゐて及大酔喧嘩口論等仕候族御座候ニ付、私共出郷仕候砌、右躰之者猥ニ大酒仕候儀不心得之段申聞、指留候所、先右躰之者相薄らき村ニ寄候而者、名内之者共申談互ニ相究候様子ニ御座候、右様之儀者一時之儀ニハ御座候得共、私共直ニ申聞候得者早速相守候懸ニ御座候所、是迄何角速ニ相心得不申段者、偏是迄之掛中途之煩御座候故之儀与奉存候ニ付、此段も奉申上候、

一山分之儀者一躰土地柄悪敷御座候内、分而山上之地面

或ハ山影谷間杯之分取分不宜、右之仕合里郷之御年貢ニ競候得ハ請低御座候得共、何分唯今迄之請ニ而ハ引合不申、迷惑之旨度々願出候得共、是迄廻々手掛も無御座、御検見人共折々出郷仕候而も請下等も無御座、兎角迷惑之様子ニ相聞候ニ付、彼是相行着相考候処、已前棟付御改之節ハ人家も相減居申候様相見候村も御座候、右様相減候儀死絶等も御座候得共、御年貢引負出奔仕候者も段々御座候而、右様之類散田ニ相成居申候得共、望人も無御座候得者、御年貢請引合不申段顕然之儀与奉存候ニ付、何分此義急度相手掛候様御藏奉行共申談御座候、

一山分之内分而上山村上下之儀者、農業之暇専紙漉渡世仕候ニ付、御年貢之内右紙を以指継来候儀ニ御座候、然所近年楮株相減年分漉人共相用候程無御座候ニ付、他所相調候義故造作相懸、自然楮直段も高直ニ相成、漉人共迷惑成申候、且又楮株相扣候者共も已前楮株御帳付ニ相成、楮上納相掛居候所、追々絶株ニ相成候而も已前御帳付ニ相成候分ハ指除不遣、今以上納成居申事紙方成来も御座候哉、迷惑ニ相聞候、何分山分之儀者渡世之道無数儀故、楮等丈夫に植付相増候得者相為成候義与奉存、植増之義申付候而も駭々植付等も不仕候ニ付相考候所、何分御帳付ニ相成候段相恐疑惑之筋御座候様奉存候ニ付、右様之儀下迷惑成不申様仕可遣旨申聞氣服仕、当年の楮植増仕等ニ而楮株相扣候者共追々相分仕義ニ御座候、

一棟付改心得之御書付、先達而御仕置の内達御座候而、御趣意奉拜上、右之通奉心得、手崎表人之出入等相心掛相調候処、数年絶而棟付御改も無御座、近来安永年中、手崎端々棟付下調御座候得共、誠ニ表向軒数之懸而已相調候而、人之出入等之調行届不申、等閑ニ相見、勿論人々扣田畠名負筋等之儀者手掛ケ不申事故、猶以甚混乱仕罷申、中々過急ニ相手掛候義難相調次第御座候ニ付、先右不調之心得を以春秋宗門御改之節、家数人数等之儀相行着、人数百人余相増申候、尤手崎之義者郡御奉行在勤之砌、近年相行着申候得共、其比之儀故手之詰候儀ニ而も無御座候得者、追々相増可申奉存候、且此度桜間村老村御知行割之儀、先達而御藏奉行共申来候ニ付、棟付下調之儀幸之儀ニ御座候得共、私共手掛ケ方不案内ニ御座候ニ付、究かたニ手掛相調不申、然共先右之心得を以、軒別人数人之出入等相行着、田畠扣之儀も夫々売讓証文ニ引合相調候処、安永九年右村御検地御座候節、田地名負居違等御座候所、此義ハ御藏奉行共へ申談御座候而、此節迄ニ大抵出来仕候所、右村ニおゐて散田地御座候所、天明年中御知行割御坐候節、右散田之内御知行割ニ相成、給知入ニ

相成居候旨、此節右村庄屋申出如何ニ相見候ニ付、右様之次第相行着罷在候、且亦左右内村之儀、已前棟付御改已後人数相減迷惑之旨ニ付、先右村人之出入等相行着之儀相掛御座候、追々棟付下調相懸之儀も右之村ハ相掛可申奉存候、

一御年貢上納受負之儀者、兼而御法度ニ御座候処、是迄村々右類段々御座候様相聞候内、入田村百姓受之次与申者、年来御年貢上納受負仕候趣承候ニ付吟味仕候処、小百姓共御年貢人別新御蔵へ上納ニ罷出候而ハ、造用等相懸迷惑仕候ニ付、実々ハ小百姓共ハ被相頼、私人ニ罷出候趣ニ御座候得共、右様頼人之御年貢引請上納仕候段者、全請負之姿ニ而外響ニも相成義故、手錠懸町旅宿ニおゐて数日追込申付候所村々相響、右鉢之者相恐相慎候様子ニ御座候、

一去秋出水之砌、私共申談早速出郷仕見分仕候所、川岸地縁崩堤破損等夥敷、人家潰家流家等多、右之仕合流死人扱も御座候懸、彼是甚難渋之者御座候ニ付、指当難見捨者共へ先当時之為御手当、去秋御年貢米之内八石出郷先ニおゐて指遣、然所右大水ニ付流死人流家等多御座候ニ付、厚御趣意之御書付を以被仰出、私共ニおゐて難有奉畏、猶又御手当等之儀申談罷在候内、集堂勇左衛門右御手当方之儀申聞候ニ付、早速出郷仕村々難渋人共軒別見分仕、前段厚御趣意之段逸々申聞、難渋之厚薄ニより左之員数之通指遣申候、

一家数千四百九軒

一人數五千百九拾四人

一糶千五拾貳石七斗余

右之通指遣候所甚難有旨申出候、分而山分之内ニハ右御趣意申聞候得者、落涙ニおよひ難有かり候者段々御座候而、其鉢至極心魂徹候様子ニ相見申候、一鉢山分是迄之懸り困窮之者共ニ至候而ハ、平素とも雜穀も飯料ニ仕候者無数、雜子類專ニ相用、冬ハ春ニ至候而ハ檜之実・柿之皮・摺糖等様々取交相用、年柄悪敷節ハ葛之根等堀候得共、昨年御手当被仰付難渋之者共へも行届候故、当年ニ押及右様之義無御座候様相聞へ申候、右出郷之節、石井村見分先ニおゐて、右村郡付浪人秋田清左衛門・遠藤宇次右衛門・遠藤平兵衛地盤相応ニ相暮候者共ニ而、平素村中極難渋之者御座候節ハ申談相救遣候所、去秋大水格別之事故、難渋人も余程御座候ニ付、右三人之者共申談相救遣度奉存候内、自上厚御趣意を以御救被仰付候儀故、彼者共救相混候段奉恐入候ニ付、右村壺村御救米高指上度旨、右村与頭庄屋林兵右衛門手元迄内々書付を以申出候段、右兵右衛門申出候ニ付、此度之儀者先指上ニ不及旨申聞候、然共右様小百姓とも難渋相救遣候志之段、甚奇特ニ御

座候得ハ、追而勘考も可有御座候得とも、先賞美仕遣置候、

一当年勸農御普請之儀、先私共へ被仰付旨元ノ申聞候ニ付、早速出郷仕見分仕候処、川筋村々川岸破損堤切地縁崩等夥敷、就中高原・第拾両村堤切口广大之事ニ而、過急ニ御普請出来之程も無覚束奉存候故、早速取懸せ申候、然所右切口之儀者大ニ堀入、池淵之ことく相成候ニ付、右辺之田畠厚砂入ニ相成居申所、右砂取除之儀、人々扣田畠之地枕へ取除置堀候場所へハ、取捨不申様之所も相見申候、右様之儀者砂置床畝下願継候為、右様相仕成候儀、何分従來之懸り相見候ニ付、於出郷先役人共へ申聞、右砂取捨之義、假令堀口へ丁数有之入夫相懸候共、地埋便りニ相成候様取捨候得者、上下相為成候義ニ候得者、是等之儀ハ役人共心得も有之度段呵置、御普請取掛せ候所、右様之儀も是迄之振合子細も可有御座哉、右ニ付而ハ下ハも入夫指出、為冥加地理之儀者仕度旨願出候ニ付、承届遣候所、一統難有旨ニ而、早速御普請出情仕候ニ付、為褒美夫役指遣候所、甚相励相働候ニ付、存外御普請相速取申候、广大入夫相掛候処、右様申出出情仕候儀ハ、昨年厚御手当被仰付、時々御手抜なく被仰付候御儀、厚難有奉存候儀故、是迄之振合不顧、右様之懸与奉存候、右御普請処之内西覚圓村御関之儀、是迄广大御入目相掛居申御場所之儀ニ御座候処、免角相保チ不申破損仕ニ付、右枝川漸々广大ニ相成、西東両覚圓村高畠・中須、右村々両川狭大水之砌ハ一円ニ相成、水勢強場所ニ而畢竟亡所仕候姿ニ相見、甚不安事ニ御座候事故、外同役共も申談度々出郷見分仕候而水筋之趣等相考候所、麻植御郡代共奉申上候通、上岩津ハ麻植郡筋へ水先強相当候程之かう(勾配)ハニ相成居申、下村々之儀も全鉢川南之分土地余程低相見へ、大水之節ハ專西覚圓御関へ水先強相当り候様相見申候、私共一統水道之儀者猶更不案内之儀ニ候得共、唯今之大川筋之姿ニ而ハ、右御場所假令此上广大之御入目相懸、御普請被仰付候而も、其御詮無御座様奉存候ニ付、当年右御場所御繕之儀ハ、先当時之御手当仕置候、此儀相当り可申哉、唯今相居候而ハ奉申上かたく奉存候、

一当正月於郷分御留野又者御明野等ニ而、雁打候者御座候内、西覚圓村於御留野雁打候者御座候而、於御鷹方見咎候所、原士浪人小野寺武右衛門倅房太ニ相違無御座旨ニ而、御鷹支配之面々ハ私共相違候ニ付、早速召捕方指遣候処、房太儀、右不埒仕候場所直ニ出奔仕候様相聞候ニ付、居所詮儀之儀重々相配置御座候所、板野郡宮河内村谷筋ハ讚州表へ立越候趣ニ御座候ニ付、内分彼表之趣承合候得共、居処分明ニ相分り不申候内、



御鷹支配之面々右行着尋御座候ニ付、房太儀畢竟爰元へ立帰り可申見込御座候ニ付、讃州表へ召捕指遣候義ハ先指扣罷在、右之仕合房太同船仕居申候、郡村百姓仲太儀も其節手を懸候而者、尚又房太立逃深相隠レ可申ニ付、態と相手掛不申旨及返答御坐候処、尚又御鷹支配の房太立帰可申見込之趣意承度旨、并仲太をも当時手を懸不申指置候手掛方等之儀も彼方存寄も申聞、再三申合候義ニ御座候、私共奉存候ハ、全躰御留野御作法ニ不限、御法度向ニおゐてハ何卒相犯候者、無之様仕度奉存候、此儀諸事ニ付、私共相及可申処ニハ有御座間敷候得共、近来段々重キ被仰付も御座候ニ付而ハ、於此場自然御法令も相届可申御時節と奉存候、就中御留野等之不埒者共、是迄多年郡処ニ而相手掛候姿小口ニ而者速ニ手掛稠敷様ニも候得共、後々之取メり行届不申、漸々相寛ミ申候故、下与して其因を伺ひ犯科之者不絶御座候ニ付、此度之忝件ニ於ゐて者彼是申談候処、右房太儀者小口之事旁是悲〜召捕候様仕度相心得罷在、夫ニ付讃州表ニ於ゐて当時者慎忍罷在<sup>(ママ)</sup>在処、明ニ分り兼候得者、右之内ニ爰元ニ罷在候仲太手掛候而ハ、房太儀弥忍隠レ可申与奉存候、右ニ付当時仲太其俣指置候得者、是迄之引合を以房太儀聯テ立帰可申候、又者不立帰候逆も、讃州表在処も相知候様罷成可申与奉存候、右之通相見込候儀ニ御座候、右様犯科之内、御留野筋ニおいて不埒之者ハ、畢竟重科ニも不被為仰付御儀ハ難有儀ニ奉存候得共、下々と仕御制道候御成行ヲも相計候類ニ至り而者、畢竟不得止事嚴科も不被仰付候而者難相成奉存候、右之仕合、此度之儀者犇与召捕、稠敷相手掛申度奉存候ニ付、其段御鷹支配之面々江も申述置、重々居処為相尋候内、讃州ニ而寒崎村百姓与一右衛門後家方ニ而、籠細工仕相暮居申候旨、慥ニ尋居候ニ付、召捕方指遣候処無子細召捕帰り、早速吟味仕候処、右場所ニ而雁打候而、足拔仕候段申披無御座旨申出候ニ付、牢舎申付御座候得共、未吟味行届不申候ニ付、御落着成ハ不申出候得共、先是迄之運奉申上候、

- 一私共手崎手代岩佐力郎儀、親代火難ニ逢家物悉焼失仕、旁極困窮仕罷在候処、御用方随分出情仕、已前手代共惣而不筋多御座候中ニおゐても、聊賄賂向ニ相携不申、不筋之取沙汰無御座、既昨年手代共不埒相工候節も、内々私共迄申出候懸ニ而、至極潔白之者ニ而、御用方ニおゐても相応御用立候而、清貧ニ罷在候処、昨夏別而困窮ニ相及候ニ付、右躰之者右様之節ハ厚御手当被仰付候得者、外者共響ニも相成候儀故申談、銀札五百目被下置度旨、元メ共迄申出指遣申候、
- 一昨年以來御制禁相犯博奕仕候者段々為召捕、牢舎追放

等申付候、然所高原村百姓庄之助与申者、地家督も少々御座候得共、年来博奕相好渡世同断ニ仕居申者之儀故、前々右御究り之時々手掛候而も多ハ他国へ罷越居申、彼是相逃罷在候処、此度御究行届候故、彼者讃州表へ罷越居申所罷帰、是迄不心得ニ而不埒仕候段奉恐入、右ニ付而ハ御咎相蒙度段身分の申出、已後心底相改、相慎申ニ付帰仕度段願出候ニ付、呼出彼是是迄不心得之段篤与申聞、難指免者ニハ候得共、右様身分の相名乗出候ニ付而ハ、追々之儀者如何可有御座哉、先心底相改候義与相見候ニ付、其俣指免候処甚難有旨申出、其已來相慎農業相応ニ相心掛候様相聞申候、右之通奉申上候、以上

(享和2年[1802])  
戊七月

## 引用文献

- 板東紀彦. 1974. 徳島藩寛政改革の歴史的前提—天明三年海部郡塩深村逃散事件を中心として—, 史窓, (5): 44-51.
- 板東紀彦. 1985. 資料紹介 徳島藩寛政改革における地方支配関係史料—板野郡—昨年以來御用方相手掛候申上帳—, 徳島市立高等学校研究紀要, (19): 11-16.
- 金原祐樹. 2004. 近世阿波仁宇谷諸産物の統制—那賀郡中島浦を中心として—, 高橋啓先生退官記念論集編集委員会編, 高橋啓先生退官記念論集 地域社会史への試み, p.325-344. 高橋啓先生退官記念論集編集委員会, 徳島.
- 松下師一. 1992. 近世村落社会における給人地方知行と藩権力—徳島藩家老稲田家の知行地を事例として—, 鳴門史学, (6): 71-98.
- 松下師一. 2004. 改革の理想と挫折—徳島藩寛政改革と佐和瀧三郎一件—, 高橋啓先生退官記念論集編集委員会編, 高橋啓先生退官記念論集 地域社会史への試み, p.253-278. 高橋啓先生退官記念論集編集委員会, 徳島.
- 松下師一・古文書学習会. 1995. 資料紹介 板野郡—昨年以來御用方相手掛候申上帳. 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館館報 歴史の里, (1): 16-31.
- 松下師一・古文書学習会. 2000. 資料紹介 板野郡中撫養式拾四ヶ村浦—昨秋以來相手懸候御用方申上帳. 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館館報 歴史の里, (6): 3-30.
- 高田豊輝編. 2001. 阿波近世用語辞典. 468p. 高田豊輝(私家版), 徳島.
- 高橋 啓. 2000 (初出 1978). 宝暦・明和期の藩政改革. 高橋啓, 近世藩領社会の展開, p.298-323. 溪水社, 広島.
- 高橋 啓. 2005. 社会矛盾の広がり と 神山の村々 (郡代報告書に現れた神山). 神山町史編集委員会編, 神山町史 上巻, p.576-580. 神山町, 徳島.
- 徳島県立博物館編. 2017. 企画展図録 江戸幕府と徳島藩—幕藩制改革からみる江戸時代—, 88p. 徳島県立博物館, 徳島.
- 宇山孝人. 1982. 藍作始終略書 解題. 山田龍雄ほか編, 日本農書全集第 30 巻, p.343-389. 農山漁村文化協会, 東京.
- 安沢秀一. 1968. 寛政期徳島藩における地方支配改革の特質について. 地方史研究, (92): 14-28.

## 付 記

本稿は、平成 30 年 7 月 24 日の鳴門史学会 7 月例会での報告の一部を文章化したものである。鳴門教育大学の町田哲氏をはじめ、研究会の方々には貴重な御意見を賜った。資料を所蔵している人間文化研究機構 国文学研究資料館には御理解をいただき、資料紹介及び翻刻を掲載することをお許しいただいた。また、清重江美氏・松家あき子氏(徳島県立博物館文化推進員)には、文字入力や作図にあたり協力を得た。記して厚く御礼申し上げます。なお本稿は、平成 29-32 年度科学研究費補助金基盤研究 (B)「地域資料調査に基づく四国遍路の総合的研究」(研究代表者: 胡光, 課題番号: 17H02386)による研究成果の一部である。

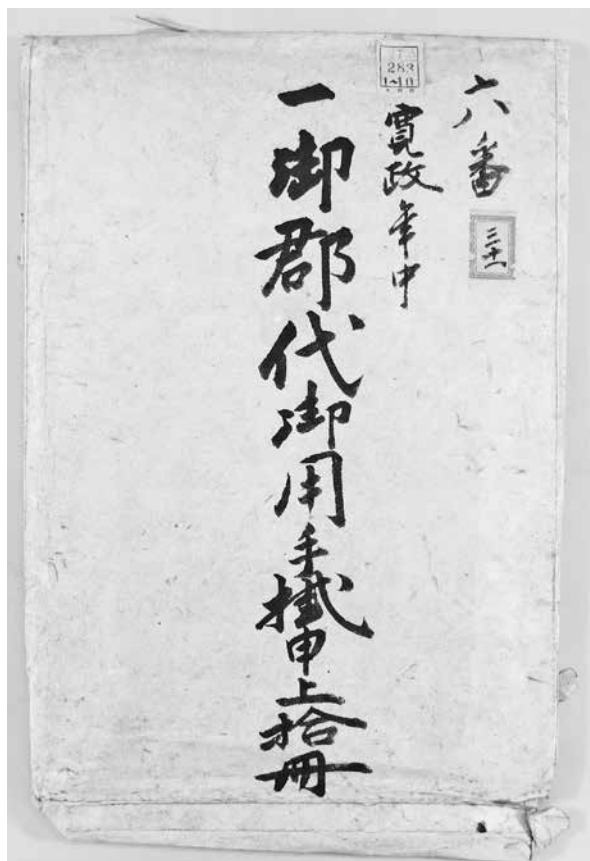


図1. 全体の包紙.

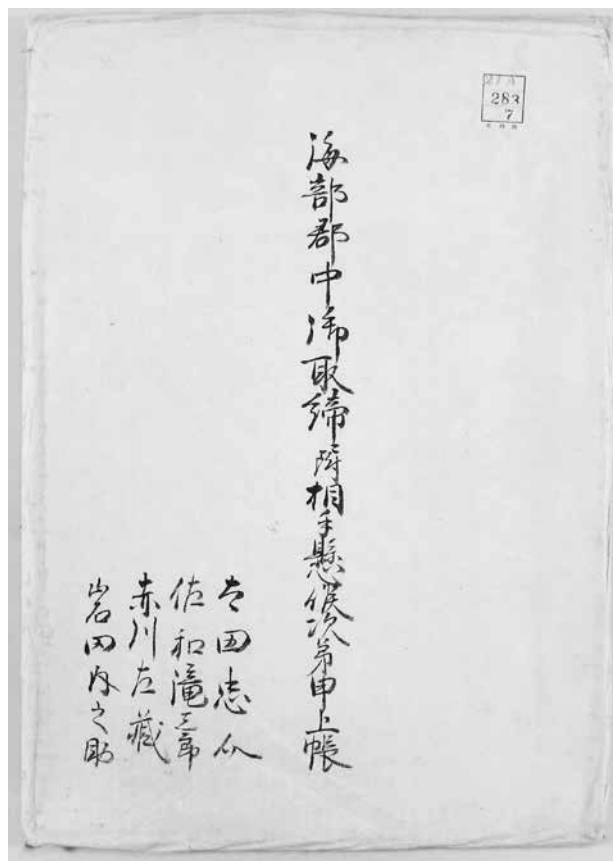


図2. 海部郡報告書①の包紙.



図3. 名東・勝浦郡報告書の包紙.



図4. 資料の保管状況.

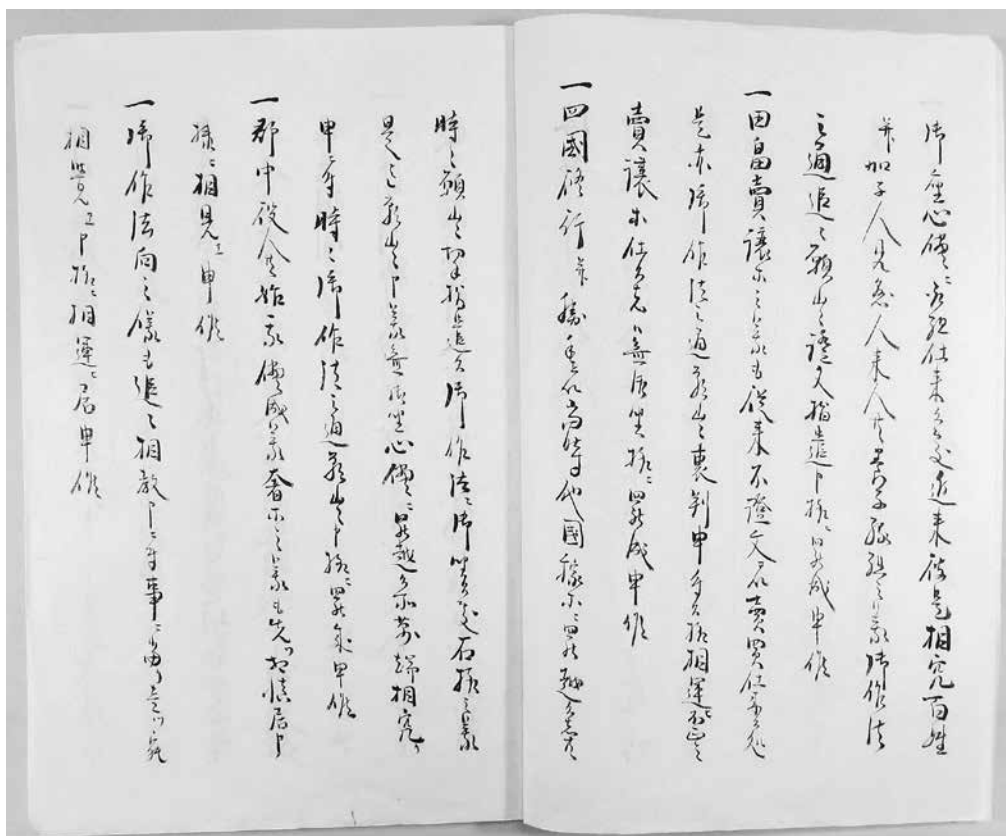
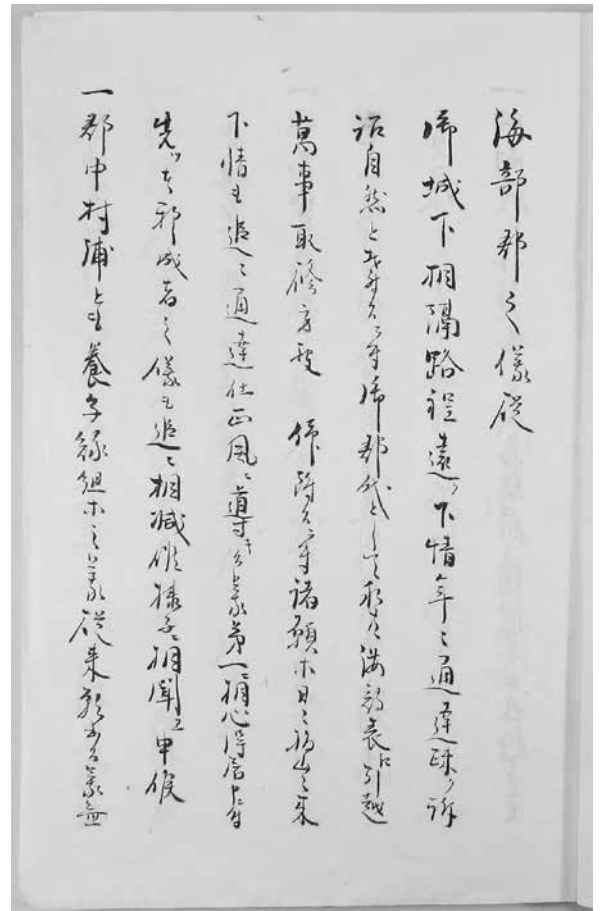
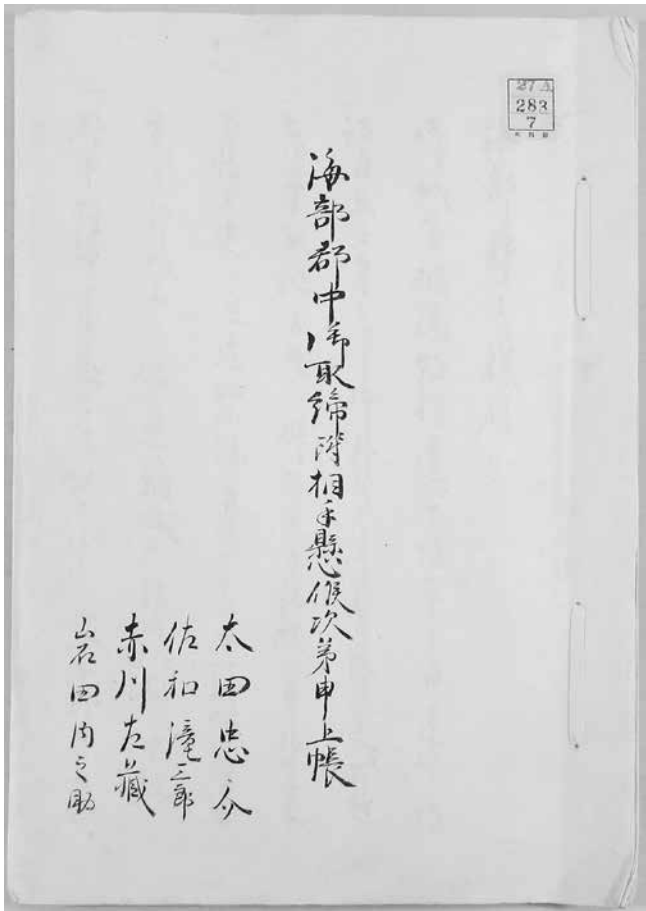


図5. 海部郡報告書①. 左上：表紙，右上：本文（1才）下：本文（1ウ，2才）.

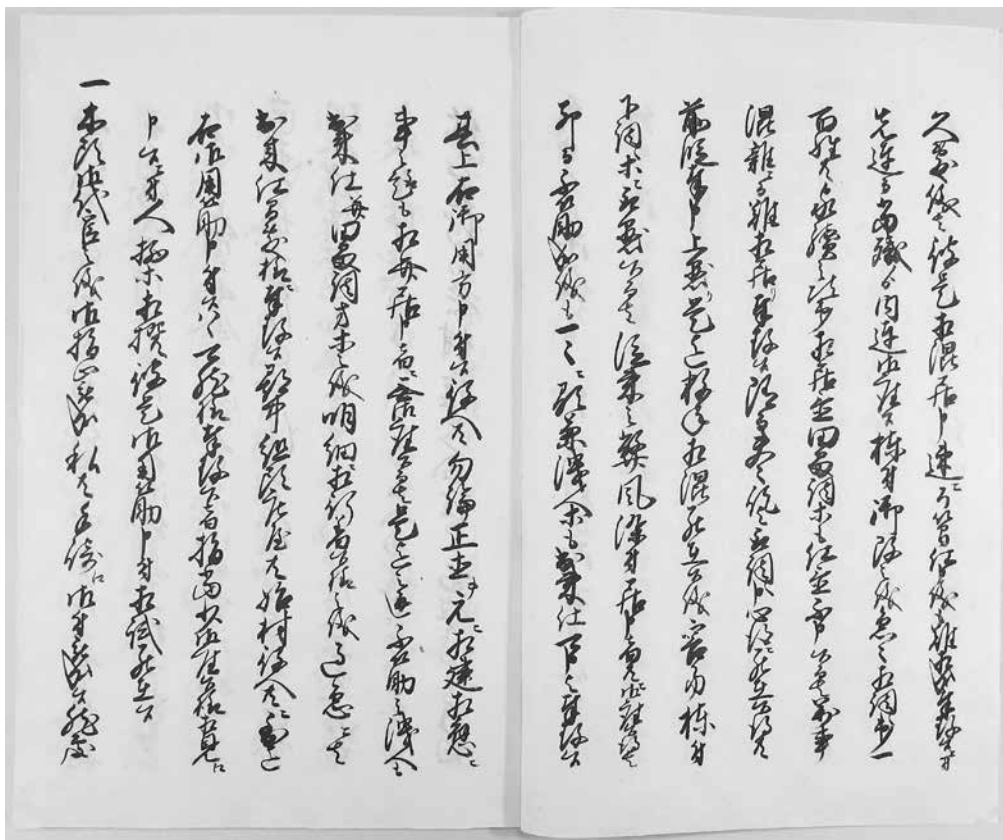
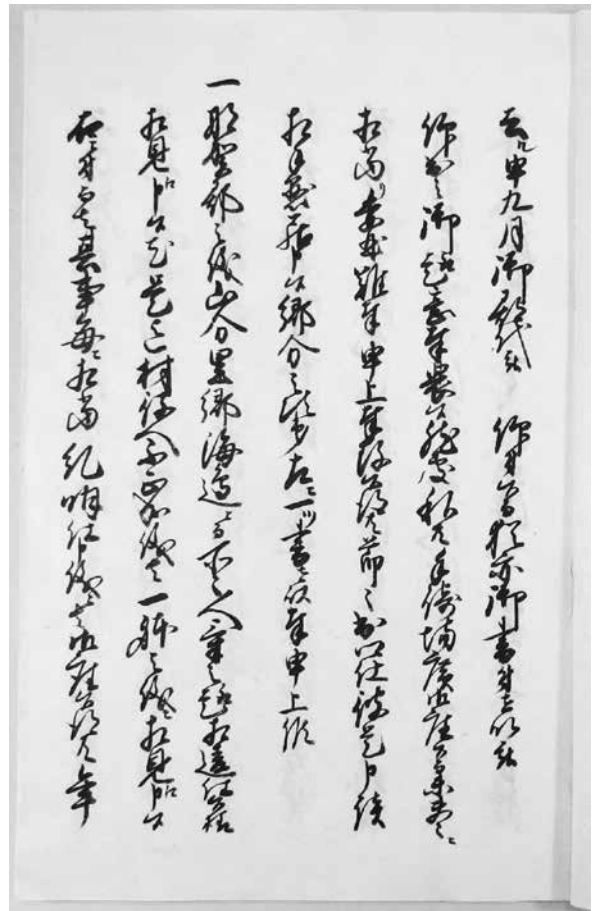
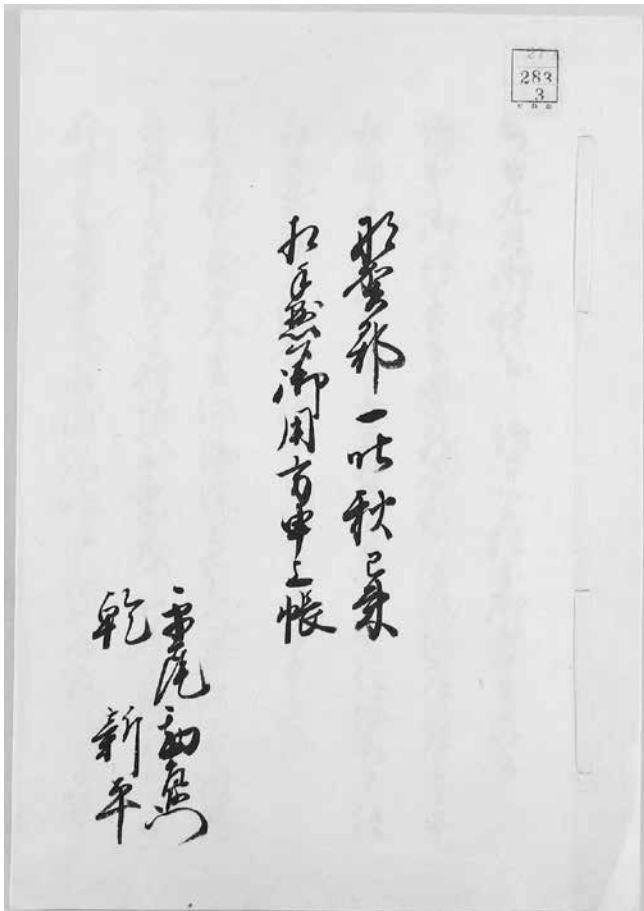


図6. 那賀郡報告書. 左上: 表紙, 右上: 本文 (1オ), 下: 本文 (1ウ, 2オ).

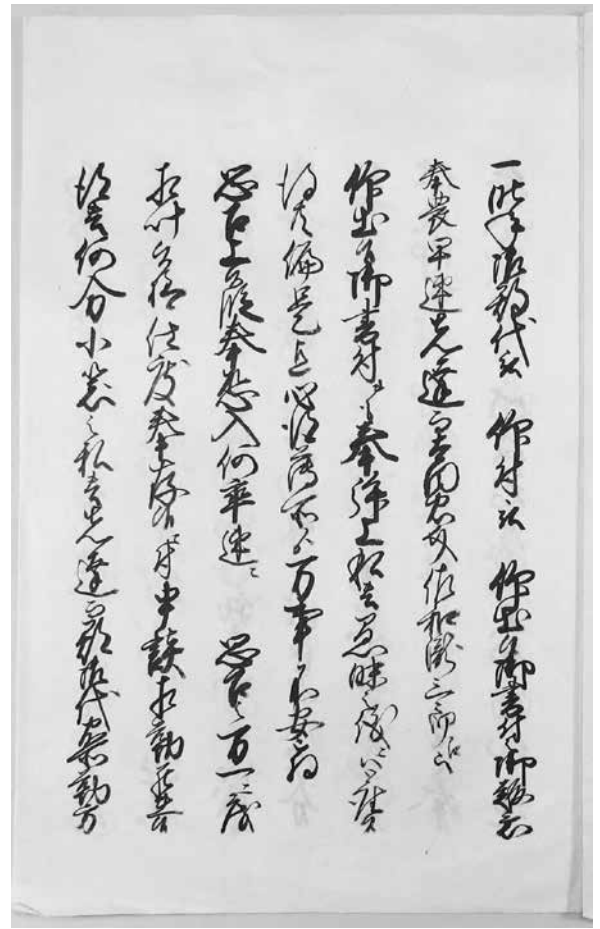


図7. 名東・勝浦郡報告書。左上：表紙，右上：本文（1オ），下：本文（1ウ，2オ）。



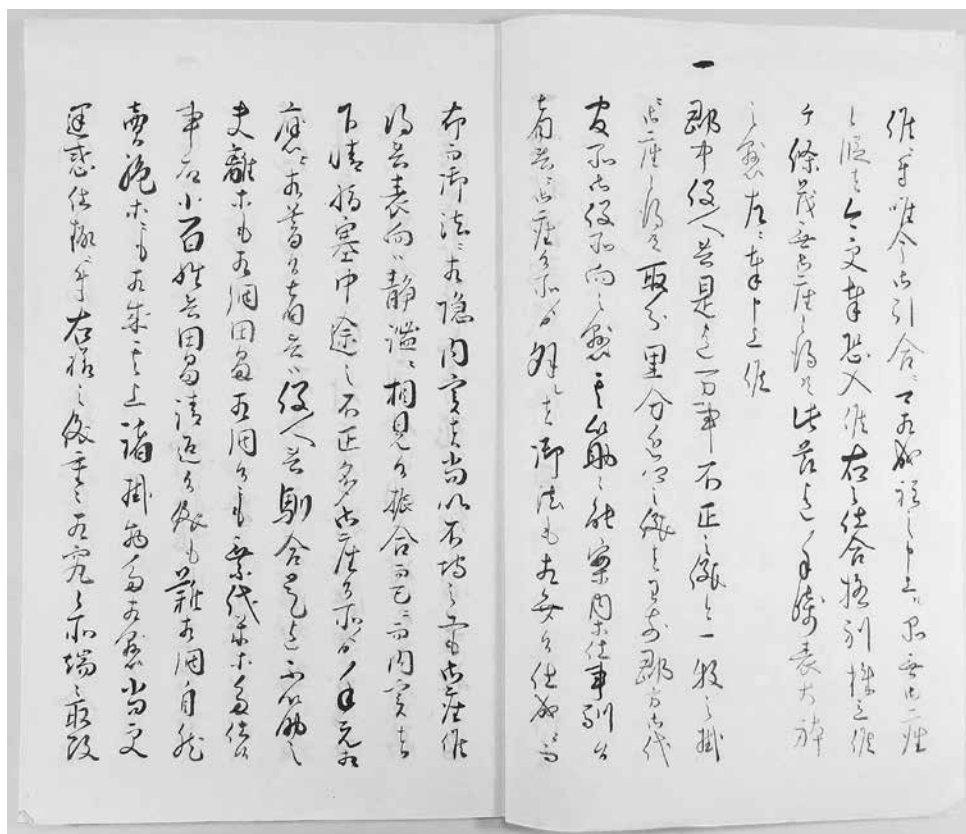
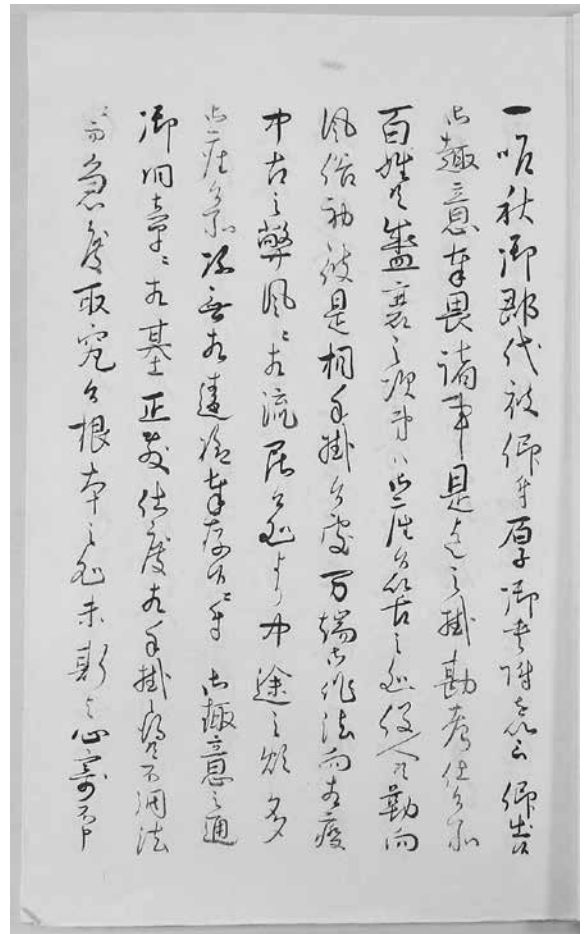
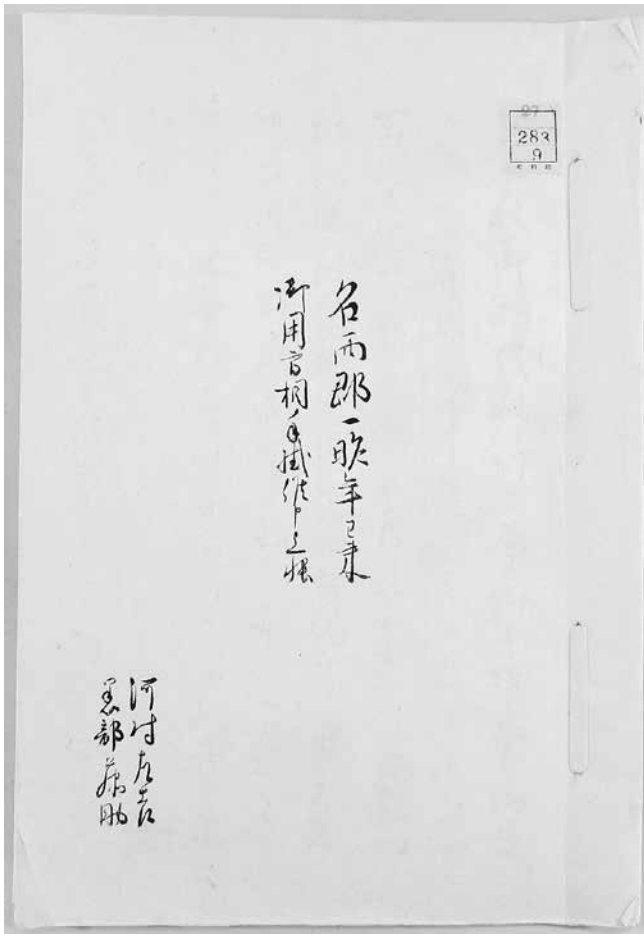


図8. 名西郡報告書. 左上: 表紙, 右上: 本文 (1オ), 下: 本文 (1ウ, オ).



## 香川県東部におけるヒメウスバカゲロウの記録 (アミメカゲロウ目：ウスバカゲロウ科)

玉川晋二郎<sup>1</sup>・黒川康嘉<sup>2</sup>

[Shinjiro Tamagawa<sup>1</sup> and Yasuki Kurokawa<sup>2</sup>: Records of *Pseudoformicaleo nubecula* (Gerstaecker)  
(Neuroptera: Myrmeleontidae) in the eastern part of Kagawa Prefecture, Japan]

キーワード：アリジゴク，泥岩由来砂礫，産卵，東かがわ市

ヒメウスバカゲロウは日本（本州，四国，九州，石垣島），中国，台湾，マレーシア，ジャワ，スリランカ，パラオ，西カロリン諸島，オーストラリアに広く分布する（Sekimoto, 2014）が，少なくとも国内では確認例が少ないとされる（日浦，1977a；吉富ほか，2013；松本・松本，2016）．幼虫（アリジゴク）に至っては未知であったが，最近になって発見され，Matsumoto et al. (2016) で初めて記載された．

最近，岡山県におけるヒメウスバカゲロウの報告があった（松本・松本，2016）．その報告では，生息地の特徴として植物が疎らに生える風化した花崗岩由来の砂礫地が挙げられ，瀬戸内沿岸に見られる同様の環境に本種が広く分布している可能性があるとしている．

対岸の香川県では，著者らの知る限り，Sekimoto (2014) の検視標本に，坂出市角山（1♀，6.IX.1980）および（坂出市と高松市にまたがる）五色台（1♀，4.VII.1973）の標本が含まれるのみで，ウスバカゲロウ科自体，断片的な記録しかなく，基礎情報が不足している．

著者の一人（黒川）は，香川県東部において砂地を中心にウスバカゲロウ科の幼虫を探していたところ，これまでに見たことのない容態の幼虫を発見し，吉富博之氏（愛媛大学）に同定を依頼したところ，本種の幼虫であることが判明した．その後，夜間観察によって少くない数の成虫も確認され，産卵の様子も観察することができた．本稿ではこの生息地における観察結果について報告する．

### 材料と方法

#### (1) 調査地点

野外調査を香川県東かがわ市小海北谷上で行った（図1）．本調査地点は立木の疎らな吹きさらしの乾燥した丘陵地斜面で，標高は80～100 m程度であった．地質学的には和泉層群に属し，表面の砂礫は泥岩が風化したものであった（図2A-B）．

#### (2) 調査方法

成虫については，日没後，飛翔個体を捕虫網で捕獲し，幼虫については非巣穴型成種であるため，日中，植物の根元付近を中心に地表面を浅く掘って探した．成虫♀1個体を除き，捕獲した成虫および幼虫は，観察後採集場所に放した．

成虫は小型で腹部が翅より長い点で他種と容易に区別できる（池田・奥井，2017）．また，特徴的な翅脈（Cu1a脈，Cu1b脈，Cu2脈が平行となる）からも同定できる（日浦，1977b）．幼虫は，頭部が赤褐色，胸部・腹部が黒色であることや腹部先端の白い模様が特徴的であることから，他種と容易に区別される（Matsumoto et al., 2016；池田・奥井，2017）．

### 結果

本調査地点では，これまでに5回調査を行い，本種の幼虫4個体（すべて2齢）と，♂成虫6個体，♀成虫4個体が観察された．観察日と観察個体を以下に示す．

2017年9月20日 1幼虫（2齢）

2018年5月26日 2幼虫（2齢）

2018年12月2日受付，12月26日受理．

<sup>1</sup> 大阪市立自然史博物館外来研究員，〒761-0112 高松市屋島中町454-8，Guest Researcher of Osaka Museum of Natural History, 454-8 Yashimachimachi, Takamatsu-shi, Kagawa 761-0112, Japan.

<sup>2</sup> 〒761-0104 高松市高松町1937-4，1937-4 Takamastu-chô, Takamatsu-shi, Kagawa 761-0104, Japan.

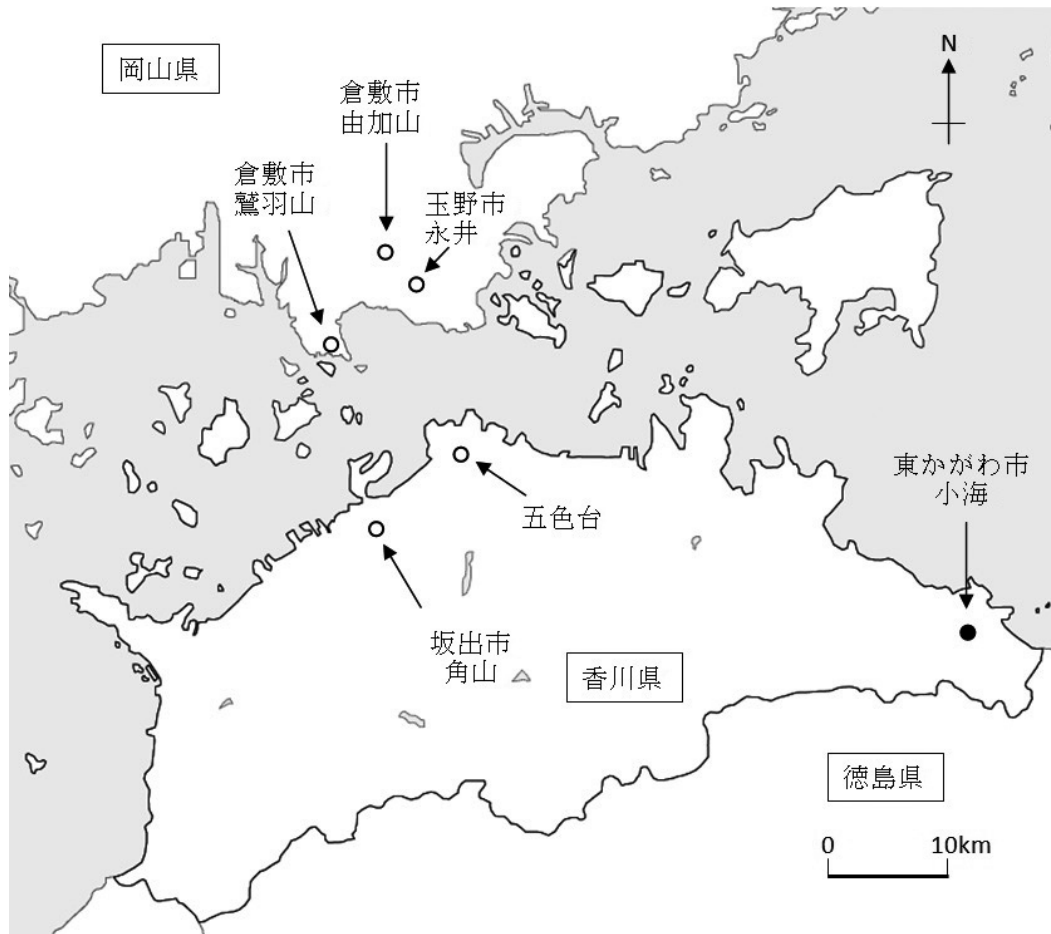


図1. ヒメウスバカゲロウの観察地点(東かがわ市小海北谷上)および文献記載地(●:本調査地点,○:文献記録).  
Survey site for *Pseudoformicaleo nubecula* (Oumi, Higashi-kagawa) and the collecting sites recorded in literature (●:  
Survey site by authors, ○ : literature records).

2018年8月6日 3♂3♀

2018年8月21日 3♂2♀ 産卵中の♀を観察した。

この日観察された個体のうち、♀1個体が徳島県立博物館にて保管されている。

2018年9月23日 1幼虫(2齢)

この調査地点では、クロコウスバカゲロウの幼虫(21.VIII.2018, 23.IX.2018)、コカスリウスバカゲロウの産卵中の成虫(21.VIII.2018)と幼虫(23.IX.2018)、ホシウスバカゲロウの成虫(6.VIII.2018)も発見され、4種のウスバカゲロウ類が生息していることが確認された。

## 考察

香川県において本種が瀬戸内沿岸の植物が疎らに生える砂礫地から確認されたことは、松本・松本(2016)の報告と一致する。生息条件として挙げられる砂礫地については、火成岩の花崗岩由来である必要はなく、堆積岩の泥岩由来であっても差支えないと考えられた。今

後、砂礫の粒度分布や見掛け比容といった物性と本種の生息との関係を調べれば、詳細な生息条件が明らかになるかもしれない。また、確認された個体数は少ないものの、同一環境下で複数種が確認され、成虫の活動時間や幼虫の生息環境がおおむね重なっていることから、ヒメウスバカゲロウにとって比較的過酷と思われる環境は他種との競合を避ける目的で選ばれたのではないように思われた。本種幼虫が新発見となった際、岩の小さな窪みにたまった砂やシルトの中で見つかった(Matsumoto et al., 2016)が、本調査地と必ずしも合致するものではなかった。香川県内の岩場の窪地も数地点調査を行っているが、未だ本種の発見には至っておらず、今後さらなる成育環境の調査が必要と思われる。

## 謝辞

愛媛大学の吉富博之博士に本種幼虫の同定と文献を提供して頂いた。また、本稿を執筆するにあたり、瀬戸内むしの会の宇都宮靖博氏、および大阪市立自然史博物館



図2. A, B, 標高約 100 m の生息環境 (矢印は幼虫発見地点を示す) ; C, D, 幼虫 (2 齢) の生態写真 ; E, 成虫♂の生態写真 ; F, 成虫♀の生態写真 ; G, H, 産卵中の♀. A, B, larval habitat at an altitude of about 100 meters (arrows indicate points where larvae were found) ; C, D, 2nd instar larva ; E, adult ♂ ; F, adult ♀ ; G, H, female laying eggs into gap of mudstone gravel.



の松本吏樹郎博士にはさまざまな情報を頂いた。記してお礼申し上げます。

## 引用文献

- 日浦 勇. 1977a. ウスバカゲロウ科. 伊藤修四郎・奥谷禎一・日浦勇編, 原色日本昆虫図鑑 (下). 保育社, 大阪, p.182-183, (plate 42).
- 日浦 勇. 1977b. ウスバカゲロウ [1]. *Nature Study*, 23 (8): 89-91.
- 池田 大・奥井かおり. 2017. 兵庫県のウスバカゲロウ. *きりはべむし*, 40(1): 14-30.
- Matsumoto, R., Y. Kikuta and H. Yoshitomi. 2016. Larvae of three Japanese species of Myrmeleontidae (Neuroptera). *Japanese Journal of Systematic Entomology*, 22(1): 101-108.
- 松本吏樹郎・松本舞子. 2016. 岡山県におけるヒメウスバカゲロウの最近の記録 (アミメカゲロウ目, ウスバカゲロウ科). 倉敷市立自然史博物館研究報告, (31): 35-36.
- Sekimoto, S., 2014. Review of Japanese Myrmeleontidae (Neuroptera). *Insecta matsumurana (New series)*. 70: 1-87.
- 吉富博之・原 有助・松野茂富. 2013. 愛媛県のウスバカゲロウ. 付・愛媛大学ミュージアム所蔵標本と日本産種リスト. 面河山岳博物館研究報告, (5): 1-10.



沖縄県から新たに発見された外来イネ科植物、  
ホウキヌカキビ *Panicum scoparium* Lam.

茨木 靖<sup>1</sup>・横田昌嗣<sup>2</sup>・木場英久<sup>3</sup>

[Yasushi Ibaragi<sup>1</sup>, Masatsugu Yokota<sup>2</sup> and Hidehisa Koba<sup>3</sup>: Notes on newly found naturalized plants,  
*Panicum scoparium* Lam., in Okinawa Prefecture, Japan]

キーワード: *Dichantheium*, 外来生物, 法面緑化

A newly naturalized alien plant, *Panicum scoparium* Lam. in Okinawa Prefecture is reported. This grass grows on a bank in a subtropical forest of Ada, Kunigami-son. This grass might have been brought with other plants for the purpose of greening the bank.

沖縄県初記録となるホウキヌカキビ *Panicum scoparium* Lam. (= *Dichantheium scoparium* (Lam.) Gould) の生息が明らかとなったので、産地・生育状況などを報告する。北琉球以南において同属の植物は、ヌカキビ *P. bisulcatum* Thunb., ハナクサキビ *P. capillare* L., オオクサキビ *P. dichotomiflorum* Michx., ギネアキビ *P. maximum* Jacq., ハイキビ *P. repens* L., オオヌカキビ *P. paludosum* Roxb., そしてキビ *P. miliaceum* L. が記録されているが、これまでホウキヌカキビの記録はない(沖縄生物教育研究会, 1959; 初島・天野, 1994; 初島, 1975, 1991; 島袋, 1997; 堀田, 2013; 水野ら, 2017)。

ホウキヌカキビは、北アメリカ原産のキビ属の多年生草本で、ケヌカキビまたは Velvety panic grass などとも呼ばれ、その名の通り全体に開出する毛を密生することが、目立った特徴とされる (Hitchcock 1950; 図 1)。草丈は 1 m に達し、春から夏にかけては枝が少ないが、秋になると上部の葉腋から多数の小枝を出し、小型の葉をつける。稈は毛に覆われるが、節の直下には輪状に腺があり、この部分には毛がない (図 2)。また、茎の上部や葉鞘にも所々に腺がみられる。葉身は長さ 5-15 cm ほどで、幅広く 10-15 mm、葉縁には基部が膨れた毛が生える。根生葉は茎葉よりもやや短い。小穂は倒卵形で先は急に尖り、2-2.5 mm 長で有毛である (図 3)。

同属で日本にも帰化しているニコゲヌカキビ (*P.*

*lanuginosum* Eil.) も春と秋では草姿が異なるなどの点で類似しているが、葉鞘や稈の上部に腺があることなどで区別できる (勝山, 2003)。

本種は、1977 年頃にはすでに京都府宮津市で確認されており (清水ら, 2001)、その後、茨城・神奈川・兵庫・岡山・愛媛・徳島の各県からも生育が報告されている (勝山, 2003; 茨木ら, 2004)。

著者のひとり茨木は、2018 年 5 月に沖縄県国頭郡国頭村安田の県道 2 号線、与那安田横断道路に連なる広域基幹林道奥与那線の法面上に、この植物が生育しているのを発見し採集した。同地の環境からみて、法面への吹きつけ種子に伴って侵入したものと思われる。生育地の環境は、やや開けた林縁で、工事が行われてから時間が経っているためか、周辺の植生が回復しつつあるようであった。本種は、他県の生育地などでも道路法面などで見つかっており (茨木ら, 2004)、道路工事に伴う侵入が多いようである。今後、本種が沖縄県内で広く確認される可能性があるので注意が必要である。

標本: 沖縄県国頭郡国頭村字安田、照首山西面、広域基幹林道奥与那線法面上 West side of Mt. Terukubi, Ada, Kunigami-son, Okinawa Pref., Ryukyu, Japan. (茨木靖・志津・八尋・千速, Y.Ibaragi et al. 260518001 TKPM, BSP-086416)

2018 年 12 月 26 日受付, 12 月 26 日受理。

<sup>1</sup> 徳島県立博物館, 〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園, Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori park, Hachiman-chô, Tokushima city, Tokushima, 770-8070 Japan.

<sup>2</sup> 琉球大学理学部海洋自然科学科生物系, Laboratory of Ecology and Systematics, Faculty of Science, University of the Ryukyus, Senbaru 1, Nishihara, Okinawa 903-0213, Japan.

<sup>3</sup> 桜美林大学, 〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758, J.F.Oberlin University: 3758 Tokiwa-machi, Machida-shi, Tokyo 194-0294, Japan.

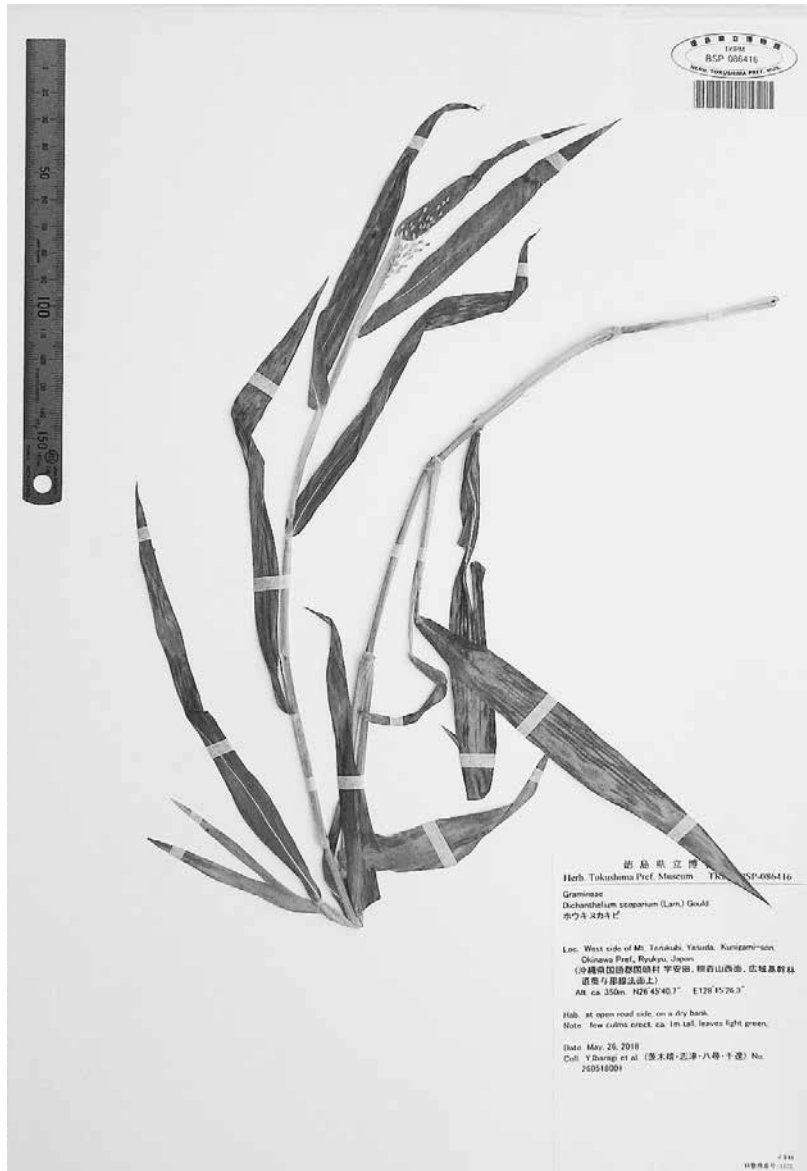


図1. ホウキヌカキビ (沖縄県国頭郡国頭村字安田, 照首山西面, 広域基幹林道奥与那線法面上, 茨木靖・志津・八尋・千速 260518001, TKPM BSP-086416).

## 謝 辞

本稿作成にあたり, 東京大学総合研究博物館および国立科学博物館のスタッフの皆様には標本の閲覧に際し, 便宜を図っていただいた。ここに記して謝意を表します。

## 引用文献

- 初島住彦. 1975. 琉球植物誌 (追加・訂正版). 1002p. 沖縄生物教育研究会, 那覇.
- 初島住彦. 1991. 北琉球の植物. 257p. 朝日印刷, 鹿児島.
- 初島住彦・天野鉄夫. 1994. 琉球植物目録. 増補訂正. 393p. 沖縄生物学会, 西原町.
- Hitchcock, A. S. 1950. Manual of the grasses of the United

States. 2nd ed. 1051p. United States Government printing office, Washington.

- 堀田 満. 2013. 奄美群島植物目録. 鹿児島大学総合研究博物館研究報告 (6): 1-279.
- 茨木 靖・木内和美・斎藤 正. 2004. 徳島県から新たに発見された帰化植物3種: アレチレンギョソウ, ニセアゼガヤ, ホウキヌカキビ. 徳島県立博物館研究報告 (14): 133-135.
- 勝山輝男. 2003. キビ連. 清水建美編 日本の帰化植物. p.279-289. 平凡社, 東京.
- 水野 拓・高山正裕・阿部篤志. 2017. 沖縄島における絶滅危惧種オオヌカキビ (イネ科) の新記録. 沖縄生物学会誌 (55): 39-41.
- 沖縄生物教育研究会. 1959. 沖縄植物目録. 176p. 沖

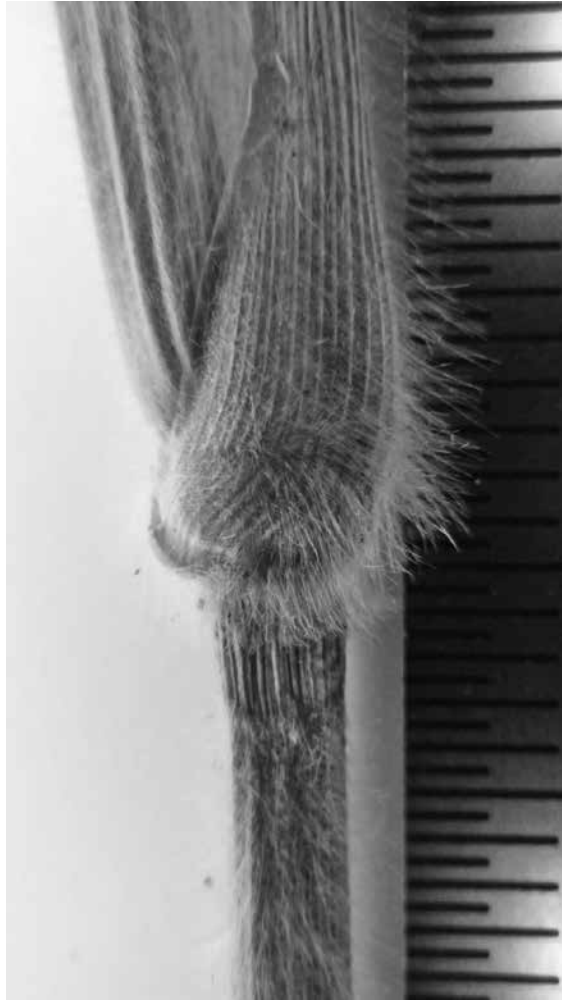


図2. 節直下の腺. 腺の部分には毛がないのがわかる. スケールの目盛りは1 mm.



図3. 花序の一部. スケールの目盛りは0.5 mm.

- 縄生物教育研究会, 那覇.
- 清水矩宏・森田弘彦・廣田伸七. 2001. 日本帰化植物写真図鑑 555p. 全国農村教育協会, 東京.
- 島袋敬一. 1997. 琉球列島維管束植物収覧. 改訂版. 855p. 九州大学出版会, 福岡.

## 「徳島県立博物館研究報告」投稿規定

(2012年12月28日改訂)

1. 本研究報告は年1回以上発行し、その内容は、動物学、植物学、地学、歴史学、考古学、民俗学、美術史学、およびそれらと関連する諸分野とする。
2. 研究報告に投稿できる者は、次のとおりとする。
  - (1) 徳島県立博物館（以下、博物館という）の学芸員および博物館の組織・運営に関与する者。
  - (2) 博物館が受け入れた研究員および研究協力者。
  - (3) 博物館の資料を用いて研究を行った者、または研究に使用した材料のすべてかその一部を当博物館資料として寄贈することを前提として研究を行った者。（新種記載の場合、タイプ標本を含むこと。）
  - (4) その他、博物館において適当と認めた者。
3. 原稿は、未発表の論文、研究ノート、短報、調査報告、資料紹介などとし、原則として日本語または英語を用いる。
4. 原稿の枚数は、原則として制限しない。ただし、ページ数が多い場合は、編集委員会の判断により分割して掲載することがある。
5. 原稿の採否は、編集委員会が決定する。
6. 原稿料の支払および掲載料の徴収は行わない。
7. 原稿の執筆にあたっては、別に定める「原稿作成上の注意」に従うこと。
8. 著者校正は、原則として初校のみとする。
9. 原稿の送付および照会の宛先は下記とする。

〒770-8070 徳島市八万町向寺山  
徳島県立博物館 研究報告編集係  
TEL 088-668-3636, FAX 088-668-7197

## 原稿作成上の注意

(2012年12月28日改訂)

(2017年12月26日改定)

1. 原稿は原則として次の順序に従って書く。

和文原稿：タイトル，著者名，英文タイトル，英文著者名，ランニングタイトル，所属および住所，英文所属および住所，キーワード（タイトルと重複しない3～5語程度），英文摘要，本文，（注），引用文献，図・表の説明。なお，英文摘要は，必要に応じてこれをつけることができる。

英文原稿：Title, Author's name(s), Running head, Institution with address, 和文所属および住所, Key words (タイトルと重複しない5文字程度), Abstract, Body of report, (Annotations), Literature Cited, 和文タイトル, 和文著者名, 和文摘要, Explanations of figure(s) and table(s).

2. 投稿者はA4判の原稿を2部作成して投稿する（コピーでよい）。その際，原図・表は手元に保管し，コピー（鮮明なものに限る）のみ原稿に添付する。原図・表は，原稿が受理された後に送付すること。

なお，電子投稿にあたっては，原則としてMicrosoft Office Word, Excel, Adobe Photoshop, Illustrator, InDesignもしくは，PDFファイルを投稿すること。原稿は返却しない。

3. 原稿は，A4判横書き，1行40字，1ページ25行のダブルスペース相当で作成する。図・表の挿入箇所などの指示は，文書ファイル内で行ってはいけない。

4. 文章の句切り符号は「，．」を用いる。

5. 数字，アルファベットおよび括弧などの記号は，原則として半角文字を用いる。

6. 年号，月日およびその他の数字には，原則としてアラビア数字を用いる。年号は原則として西暦とするが，和暦など他の年号を用いた場合は，その後に括弧で西暦を示すこと。例：元禄10年（1702）。

7. 生物の属以下の学名はイタリックとする。

8. 注はなるべく用いない方がよいが，どうしても必要な場合，通し番号の数字と片括弧で位置を示し（例：<sup>3)</sup>），プリントアウトした原稿を提出し，この原稿に赤のVで囲むこと。注の文章は，本文と引用文献の間にまとめて置く。

9. 文章中における文献の引用は次の例のようにする。

著者が2人以下の場合：

（田中・吉田，1989）または田中・吉田（1989）

（田中，1985a, 1985b）または田中（1985a, 1985b）

（田中，1985: 65-69, 1986: 123-125）

（田中，1983; Gilbert, 1912; Wood and Chapman, 1915）

著者が3人以上の場合：

（田中ほか，1990）または田中ほか（1990）

（Nelson et al., 1991）またはNelson et al. (1991)



10. 引用文献は、著者名のアルファベット順に配列する。著者が何人いても略さずにすべて書くこと。雑誌名は和文誌・欧文誌とも略さずに全部書く。巻・号の表記は、6(4)のように書き、プリントアウトした原稿の巻数の部分に赤の波のアンダーラインを引く。

書式：

[雑誌] 著者. 発行年. 論文タイトル. 雑誌名, 巻(号): ページ.

[和文本] 著者. 刊行年. 書名. 総ページ数 p. 出版元, 出版地.

[和文本一部引用] 著者. 刊行年. 論文タイトル. 編者, 書名, p. ページ. 出版元, 出版地.

具体例：

Greenwood, P. H., D. E. Rosen, S. H. Weitzman and G. S. Myers. 1966. Phyletic studies of teleostean fishes, with a provisional classification of living forms. *Bulletin of the American Museum of Natural History*, 131(4): 339-456. [欧文雑誌]

水野信彦. 1987. ヨシノボリ類. 水野信彦・後藤晃編, 日本の淡水魚類—その分布, 変異, 種分化をめぐって, p. 179-188. 東海大学出版会, 東京. [和文本の中の一部の引用]

水野信彦・御勢久右衛門. 1972. 河川の生態学. 245 p. 築地書館, 東京. [和文本]

水野信彦・丹羽 彌. 1961. カジカ *Cottus pollux* Günther の生態的 2 型. *動物学雑誌*, 70(8): 267-275. [和文雑誌]

Miyadi, D., H. Kawanabe and N. Mizuno. 1976. Coloured illustrations of the freshwater fishes of Japan. Hoikusha, Osaka. 462 p. (In Japanese.) [英文論文中における和文本の引用]

Northcote, T. G. 1984. Mechanisms of fish migration in rivers. In: J. D. McCleave, G. P. Arnold, J. J. Dodson and W. H. Neil, eds., *Mechanisms of migration in fishes*, p. 317-355. Plenum Press, New York. [欧文本の中の一部の引用]

11. 図・表は写真を含めて、原則としてモノクロとし、刷り上がりサイズ(A4判)を考慮して作成すること。原図・表のサイズは原則としてA4判までとする。説明の文章は図・表に付けないこと。

なお、版面の大きさは、1ページの場合、縦 232 mm × 横 168 mm (キャプション分は含まず)、また、左右半ページの場合、縦 232 mm × 横 80 mm (同上) までとする。

12. その他詳細については、最新号を参照のこと。

